平成２４年１２月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月５日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○開議宣告……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○町長行政報告……

○一般質問……

加　畑　　毅　君……

渡　邉　嘉　郎　君……

吉　川　映　治　君……

横　嶋　隆　二　君……

谷　　正　君……

○散会宣告……

○署名議員……

平成２４年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２４年１２月５日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
６番	稲葉勝男君	７番	清水清一君
８番	梅本和熙君	９番	齋藤　要君
１０番	渡邉嘉郎君	１１番	横嶋隆二君

欠席議員（１名）

５番　長田美喜彦君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	小澤義一君	総務課長	松本恒明君
防災室長	橋本元治君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	渡辺公夫君	産業観光課長	大野　寛君

町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成24年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

なお、本日は５番議員長田美喜彦君から欠席届が出されていることをご報告します。

これより本会議第１日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

７番議員　　清　水　清　一　君

９番議員　　齋　藤　　要　君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月７日までの３日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月７日までの３日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（梅本和熙君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成24年９月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（梅本和熙君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本日より12月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成24年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の６項目について行政報告を申し上げます。

１、防災対策等について。

（１）南伊豆町・杉並区災害時相互援助に関する協定書の締結等。

９月14日、役場湯けむりホールにおいて、東京都杉並区と災害時相互援助に関する協定書を締結いたしました。

単独の自治体間における災害協定は、姉妹都市である塩尻市に続き２例目となります。この協定書の締結を契機として、杉並区とのさらなる交流の輪が広まり、民間レベルでの多面的な連携・交流等による経済波及効果などにも大きな期待が寄せられております。

また、９月末には杉並区区政施行80周年記念事業のオープニングイベントとして、杉並区と災害時相互援助協定を締結している９市町村長が一堂に会し、杉並区交流自治体スクラム

会議が開催されました。この会議では、高い確率で迫りつつある大規模震災等を想定し、災害に強いまちづくりや減災の視点に立った防災対策の推進と、自治体間連携による水平的支援の重要性を再確認し、日常の友好交流がつくり出すきずなを大きな力として相互に助け合い、支え合うことを宣言いたしました。

（２）南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定の締結。

12月1日付で町内34地区の自主防災会との間で災害時相互応援協定を締結いたしました。この協定は、予想される東海地震及び南海トラフを震源域とする巨大地震などの大規模災害の発生に備えたもので、町災害対策本部からの要請により、被害を受けていない自主防災会が友愛的精神に基づき、被災地区への応援対策を円滑に実施することを目的としております。

内容につきましては、避難所施設の提供、供給可能な食料・飲料水及び生活必需品のほか資機材等の提供、避難者への生活支援ボランティアのあっせんを応援対象とし、応援の手続、経費負担などを定めたものであります。

また、この協定締結の機会をとらえ、各自主防災会の防災力評価などの検証と自主防災事業補助金や住宅の耐震化、ブロック塀の倒壊防止など防災関連助成制度の利活用を推奨いたしました。

（３）避難タワー設計事業。

12月３日付で大規模地震対策事業に係る湊地区津波避難タワー建設工事設計業務委託契約を静岡コンサルタント株式会社と締結するなど、津波避難タワーの設置に向けた事業を進めております。

この津波避難タワーは、８月29日に内閣府から発表された南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び人的・物的被害想定に基づき、安全なステージ高及び予定避難人員を収容できるステージ面積を有するもので、平成25年度の早期完成を目指しております。

２、経済対策について。

（１）伊勢海老号の運行支援。

長引く景気の低迷に加え、東日本大震災の影響による景気の低迷を打開し、その浮揚を図るため、昨年度に引き続き観光協会が行う貸し切り団体列車伊勢海老号の運行事業に対する支援を行いました。

当事業は、10月20日、21日の両日、ＪＲ東日本、伊豆急行株式会社、株式会社南伊豆東海バスと連携し、町内のホテル、旅館に宿泊し、波勝崎苑、天神原植物園、奥石廊崎ジオパークビジターセンター、下賀茂熱帯植物園、南伊豆アロエセンター及びフェスタ南伊豆会場等

をめぐるもので、募集人員280人に対し、ほぼ満席となる276人もの方に南伊豆町に訪れていただきました。運行の初日には町や町内ホテル、旅館関係者等が伊東駅から伊勢海老号に乗り込み、乗客一人一人にサザエキャンドルやパンフレット等を配布するとともに、下田駅では伊勢海老音頭を披露するなど歓迎セレモニーを実施いたしました。

当事業の実施による効果は、町内ホテル、旅館、観光施設及び飲食店等への直接的な経済波及効果を初め、新聞、テレビなどのマスメディアで取り上げられたことや、ＪＲ東日本全支社での募集による告知・宣伝などにより南伊豆町の情報発信ができ、また今後の誘客にも大いに効果があったものと考えております。

（２）プレミアム商品券の発行助成。

厳しい景気低迷の中、商工会が購買意欲の刺激による商業の活性化を図るため、11月５日から町内参画事業所約150店舗で利用できる15％の割増付のプレミアム商品券5,000万円分を販売したところですが、町では当事業における商品券の発行経費の一部を助成し、支援を行っております。商品券は既に完売しておりますが、３月10日（日）までの約４カ月にわたる事業ですので、年末商戦の刺激、また新年度の準備が始まる２月、３月の消費刺激など、地域経済の浮揚につながるものと期待しております。

（３）有害鳥獣対策。

当町では、イノシシ、シカ、野生猿等による鳥獣被害防止対策事業として、電気さくやワイヤーメッシュ等による有害鳥獣等被害防止対策事業補助金や、イノシシ、シカ、野生猿などの有害獣捕獲駆除に対する報償金の支給を行っております。

本年度の状況につきましては、町内での有害鳥獣による農作物等への被害が近年になく増加しており、補助金や報奨金とともに10月末現在で既に昨年度の年間実績を超えております。また、10月29日に農家有志で組織する野生猿による被害防止の会から農作物被害を防止するための要望書が町内24地区の1,428人の署名とともに提出されました。

このような状況の中、町といたしましては、11月8日から野生猿の捕獲駆除の一層の推進を図るため、報償金を２万円から３万円に引き上げるとともに、11月19日には静岡県に対し、広域的な捕獲駆除の推進や、生態調査などの有害鳥獣等の対策についての要望書を提出いたしました。今後とも静岡県、周辺市町及び地元猟友会等と連携を図りながら有害鳥獣等による被害防止対策に取り組んでまいります。

３、イベント開催状況等について。

（１）日本ジオパークネットワーク加盟承認。

９月24日、伊豆半島の日本ジオパークネットワークへの加盟が正式に承認されました。

13市町から成る伊豆半島ジオパーク構想推進協議会の活動は初期の目的を達成し、世界ジオパーク加盟を目指す段階に入っております。世界ジオパークの加盟承認に当たっては、圏域内における旅行商品の造成などソフト事業の展開が重要視されます。推進協議会では、これまで続けてきたジオガイドの養成にますます力を入れるとともに、各地域の活動拠点となるビジターセンターについて、各市町が今後３年の間にそれぞれ整備する方向性を打ち出しております。

当町におきましては、既に７月から観光協会が中心となって、奥石廊崎愛逢岬において南伊豆町ジオパークビジターセンターを開設し、その運営を行っております。現在、町内に３人おりますジオガイドの活動拠点となる施設でもあり、10月17日には知事の視察・訪問も受けました。

今後ともビジターセンターを拠点として、平成27年度の世界ジオパーク加盟に向けて引き続き静岡県や推進協議会等と連携を図りながら一層その取り組みを進め、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

（２）ウォータースイムレース等の実施状況。

９月９日、弓ヶ浜海岸において第２回国際マスターズオープンウォータースイムレースが開催されました。

国の内外から181人の参加があり、うち81人の方に町内に宿泊していただきました。この81人の中には招待選手として、台湾、中国、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、オーストラリアの８カ国から参加の17人の選手も含まれております。

また、前日の８日には、観光協会を事務局とする地域実行委員会が前夜祭黒潮ウエルカムファンクションを開催し、参加者の歓迎に当たりました。

さらに10月７日には、同海岸において第３回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会が開催されました。当日は関東圏を初め、京都府、岩手県、愛知県など日本各地から集まった186人の選手が会場1.5キロのコースを泳ぎ、続いて砂浜の白と松林の緑のコントラスト豊かな海岸通りを３周する陸上4.5キロメートルのコースを駆け抜けました。

本年度で当町でのオープンウォータースイムレース等の開催は３年目となりましたが、参加者の状況などから着実にこれらの大会が定着しつつありますので、今後とも継続開催に向けた取り組みを進めてまいります。

（３）杉並区での物産展及びキャンペーン開催。

９月14日の南伊豆町・杉並区災害時相互援助に関する協定書の締結に先立つ９月12日に、杉並区役所内において南伊豆町物産展を開催いたしました。

当日は、町観光協会、伊豆漁業協同組合による海産物・農産物・菓子類等の販売、イセエビのみそ汁やところてんのサービスを行い、南伊豆町、南伊豆町の特産品の宣伝をしてまいりました。区役所を訪れた杉並区民の方々に加え、弓ヶ浜の杉並区営施設ゆかりの方々が入れかわり立ちかわりブースを訪れ、２トン車に満載していった特産品が半日で完売するなど大盛況のうちに終了いたしました。

また、10月13日、14日には、杉並区80周年まつりが開催され、杉並区との災害時相互援助協定等の締結自治体とともに出店し、当町はイセエビのみそ汁を振る舞い、伊勢海老まつり、みなみの桜と菜の花まつりのキャンペーンを実施いたしました。

さらに、現在杉並区交流協会から、みなみの桜まつり期間中の２月23日、24日に杉並区民号として、都内からの伊豆急下田直通列車を使用した当町訪問の計画をいただいております。参加人員は80人ほどで、宿泊については町内の民宿への分宿が予定されております。

今後とも杉並区内への各種イベントに積極的に参加するとともに、杉並区民号を初めとする交流の拡大に努めてまいります。

（４）フェスタ南伊豆。

10月21日、青野川ふるさと公園を会場に、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会、南伊豆町等で構成するフェスタ南伊豆実行委員会主催の第９回フェスタ南伊豆が開催され、約4,000人もの来場者でにぎわいました。

開会式では、町の姉妹都市であります長野県塩尻市長及び市議会議員の皆様にもご臨席をいただき、町表彰条例に基づく功労表彰２名、善行表彰３名の表彰、町スポーツ文化表彰に関する規則に基づくスポーツ栄誉表彰１名、文化栄誉表彰１団体の表彰、社会福祉協議会善行者４名の感謝状の贈呈もあわせて行われました。

当日は好天に恵まれ、町内外25団体が36のブースを出店し、塩尻市の高原野菜や果物等の販売、産業団体の地場産品等の販売、健康相談、福祉施設の紹介、地震体験者による地震体験、お楽しみ抽選会など幅広い交流活動が盛大に行われました。

また、今年度は町観光協会と姉妹観光協会の秋田県男鹿市観光協会の参加により、きりたんぽ、しょっつるを初めとした地場産品の販売のほか、なまはげ太鼓の披露が行われ、会場から盛大な拍手が送られました。

また、観光協会の貸切団体列車伊勢海老号による観光客のうち130人がバス４台で来場さ

れ、イセエビのみそ汁サービスに舌鼓を打ち、珍しい地場産品等に興味を示すなど、各ブースをめぐりながら本町ならではのイベントを満喫していただきました。

フェスタ南伊豆は、関係する産業団体、各種団体の協力や町民の皆様の理解のもと、年々出店数も増加し、交流の場として地域活性化の大きな原動力になっており、今後も秋の一大イベントとして定着し、町の活性化につながっていくことを大いに期待しております。

（５）首都圏への情報発信。

11月８日、東京都内においてＪＲ東日本、富士急行等公共交通機関ＪＲびゅうトラベル、ＪＴＢ等の旅行代理店、伊豆・湯河原各地域観光協会などの旅行業関係者約200人が一堂に会して開催されたＪＲ東日本温泉いっぱい花いっぱいセミナーに南伊豆町も町内ホテル、旅館の関係者とともに参加してまいりました。

当日は、これからシーズンが始まるみなみの桜と菜の花まつりを中心に、旅行業エージェントに向けて南伊豆町の観光全般を初め、昨年度から開催の夜桜ナイトラン、桜並木を歩くノルディックウォーキングなど、参加された方々から好評をいただいたイベントについてＰＲを行ってまいりました。今後とも積極的に町の情報発信を行うとともに、町内における集客イベントの開催についても数をふやすなどして誘客に努めてまいります。

（６）南伊豆婚カツ。

町では、静岡県の子育て理想郷”ふじのくに”地域モデル事業を活用して、未婚率の低減や地域の活性化を図ることを目的とした南伊豆婚カツ事業を町商工会に委託して実施いたします。

婚カツ事業の参加対象者は、独身で町内に在住する25歳から50歳までの男性と、独身で20歳から45歳までの女性各30人で、日程は12月８日、９日の１泊２日となっております。

初日は南伊豆町役場に集合し、オリエンテーションの後、町内４飲食店でグループに分かれての対面パーティーを行い、その後は会場を町営温泉銀の湯会館に移して参加者全員でのパーティーを実施いたします。

翌日は貸切バスで町内を観光することとなっており、弓ヶ浜海岸、石廊崎での遊覧船クルーズ、ジオパークビジターセンターを回り、伊豆漁業協同組合南伊豆支所直売所で海の幸の買い物を楽しんでいただき、交流を深める計画です。

町が婚活事業に取り組むのは初めてでありますが、町商工会の尽力により、未婚率の低減、少子化対策、地域の活性化につながることを期待しているところであります。

（７）観光客等入り込み状況について。

４月から10月までの観光客等の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。

分野別に見ますと、宿泊施設は13万3,355人で、対前年同期比111.62％、観光施設は８万2,179人で、対前年同期比128.82％、銀の湯会館・みなと湯の町温泉施設は６万7,261人で、対前年同期比115.79％と、前年度を上回る入り込み数となりました。

また、７月14日に開設しましたジオパークビジターセンターは、１日平均146人の来場者を数えるなど、約４カ月ほどで１万6,013人にも上る多くの方々に来場していただきました。

次の表は観光客等の入り込み状況であります。平成24年の４月から10月が対前年同期との比較で前年比が出ております。後ほどごらんいただきたいと思います。

４、自然エネルギーについて。

町では、自然エネルギーへの取り組みの１つといたしまして、静岡県が実施した民間企業によるメガソーラーの建設促進のための適地情報収集についての調査依頼に対して、吉祥町有地の利活用の可能性を広げる１つの手法として回答を行ったところ、11月末までに十数社から問い合わせがありました。現在、これらの事業者の中で実施の意向を有している数社に対して、計画概要等を照会しているところであります。

また、環境省が独立行政法人産業技術総合研究所に委託し、平成23年度から実施している温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究につきましては、加納地区における地下深部からの熱水噴出試験が９月末日をもって終了し、本年度末に報告書としてとりまとめられることとなっております。

この調査は、下賀茂温泉における地下の地質分布や温度分布等を調査し、温泉湧出メカニズムや地熱資源の広がり等を解明することを目的として進められたものであり、この結果が将来にわたっての温泉の利活用に向けて重要な資料になるものと期待をしております。

こうした自然エネルギーに対する町の姿勢といたしましては、地域の生活環境や自然景観との調和を図りながら、町有施設への導入について防災上の観点も含め研究するとともに、昨年度創設の住宅用太陽光発電システム設置補助金を活用しながら、町民の皆様への普及啓発に努めてまいります。また、住宅以外への太陽光発電システムの普及につきましても、その導入を促進するための支援制度なども研究してまいりたいと考えております。

５、静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

12月１日、第13回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が開催されました。

今回の大会には、県内の35市町から市の部27チーム、町の部12チームの計39チームが出場し、静岡県庁前を午前10時にスタートし、草薙陸上競技場までの11区間、42.195キロメート

ルのコースで競技が行われました。

８月から練習が始められ、記録会等も重ね、多くの候補の方々の中から選出された11人が、本業の学業や仕事などいろいろ制約がある中、厳しい練習を乗り越えての力走となりました。

大会結果につきましては、２時間32分９秒で、町の部11位と全選手が健闘したところであります。特に、１区ジュニアＡ女子の部の佐藤愛選手は、競技中の転倒、負傷にもかかわらず、町の部６位となりました。また、２区小学生男子の部鈴木芳樹選手は町の部３位、６区40歳以上の部の笠井慎選手は13年連続出場し、町の部５位と見事な走りでした。

町の代表として走り、たすきをつないだ選手をはじめ、監督や指導者、選手を支えたくださったご家族、関係者、そして最後まで温かい応援をしてくださった町民の皆様に重ねてお礼を申し上げます。

６、主要建設事業等の発注状況について。

平成24年度第３四半期における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成24年度旧社会福祉センター解体工事258万3,000円、有限会社宇田建設南伊豆営業所。

平成24年度旧南崎保育所解体工事303万4,500円、伸和建設。

平成24年度大規模地震対策事業湊地区津波避難タワー建設工事設計業務委託404万2,500円、静岡コンサルタント株式会社。

平成24年度丸山トンネル照明電線管支持材改修工事270万4,800円、株式会社下田電化設備工業。

平成24年度町道湊区内３号・７号線道路改良工事1,302万9,450円、株式会社南伊豆造園土木。

平成24年度来宮橋高欄兼防護さく改修工事993万6,150円、株式会社南伊豆造園土木。

平成24年度落居１号橋・２号橋補修工事2,151万3,450円、株式会社南伊豆造園土木。

平成24年度町道伊浜蛇石線道路補修改修工事471万4,500円、丸三工業株式会社。

平成24年度下流漁港打越護岸整備工事797万6,850円、恵比寿建設株式会社。

平成24年度三坂（中木）漁港農山漁村地域整備交付金事業陸閘下部工事372万2,250円、有限会社伊豆総合。

平成24年度三坂（中木）漁港農山漁村地域整備交付金事業陸閘門扉製作設置工事1,627万5,000円、株式会社住軽日軽エンジニアリング。

平成24年度中央公民館解体工事769万6,500円、有限会社宇田建設南伊豆営業所。

平成24年度簡易水道等施設整備事業市之瀬地区配水管布設替工事937万6,500円、株式会社

イナセツ南伊豆支店。

平成24年度簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設替工事（第１工区）1,660万7,850円、有限会社菊池設備工業。

平成24年度簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設替工事（第２工区）1,084万2,300円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。

平成24年度石井取水場非常用発電機取替工事840万円、ヤンマーエネルギーシステム株式会社名古屋支店。

平成24年度石井浄水場監視装置部品交換工事231万円、水ｉｎｇ株式会社横浜支店。

平成24年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第１工区）2,960万3,700円、株式会社西田。

平成24年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第４工区）3,171万円、長田建設工業株式会社。

平成24年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第５工区）605万3,250円、株式会社西田。

以上で、平成24年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（梅本和熙君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（梅本和熙君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　改めまして、おはようございます。

昨日から始まった衆議院選挙の中でも争点の１つになっておりますクリーンエネルギーの確保という点について質問させていただきます。

まず、今の行政報告の中でありました９月議会の中で私は聞いたんですけれども、加納地区の温泉源のボーリング調査、この結果をお聞きしたいということで９月議会の中で質問させていただきました。その結果を10月の検討委員会で報告があるということでしたので、その内容を今回聞こうと思っていたんですけれども、先ほどの報告の中でありました地熱発電の件も報告がありましたけれども、ちょっとニュアンスが、僕が聞いたときと違うなと思ったんですけれども、今後のことも含めてこの結果というのは今年度中にまとめるということでしたけれども、今現在でどのような状況、どのような方向に行っているかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この件は先ほどの行政報告でも一緒に申し上げましたけれども、ただいまのご指名に対してお答えしたいと思います。

10月29日に開催をされました新エネルギーの利活用の検討委員会、ここでは環境省が平成23年度から独立行政法人産業技術総合研究所に委託して実施をしております温泉共生型地熱貯留層管理システムの実証研究のうち、加納地区におけるボーリング調査等について、事業者からのいわゆる中間報告がありました。

この報告では、ボーリング調査等による熱水の流量、それから温度などの分析結果や噴出試験による流動状況などとともに、引き続き温泉モニタリング調査を行った上で、年度内に報告書として取りまとめるというふうな説明はありました。あわせて今後の地熱利用に対するご提案等もいただいたわけであります。

そこで、委員会ではボーリング調査の結果による地熱資源の温度や流量に対する質問のほかに、今後の進め方に関する質問などがありましたが、まだ不確定な部分が多いため、今後の経過であるとか結果を見た上で、必要に応じて報告書がまとめられる前にまた別途委員会の開催を検討するということになっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　10月29日の新エネルギー利活用の検討委員会ですね、私もこれを傍聴させてもらったんですけれども、確かに今の町長が言ったようなことで終わったと記憶して

おります。記憶しておりますが、まず、この第５次南伊豆町の総合計画の中で、町長の冒頭のあいさつにあります。雄大な自然を守り、恩恵にあずかる自然と共生のまちづくりという言葉があります。

それから、第５章の中の第３節ですね、産業の活性化と就業の場の確保という中で、産業の活性化をするためには農林漁業と商工業、観光業、さらには町内研究機関、協議機関と連携をとりながら本町の有する資源を最大限に生かして活用していくことが重要ですと。

本町の有する資源、これは地下資源、温泉のことだとは私も思うんですけれども、活用していくというところまで考えなければいけないんではないかなと思います。

これは行政報告の中では14ページにありますね、真ん中から特別行政法人産業技術総合研究所に委託しというところから始まって、加納地区の地下深部からの試験が９月に終了したと。それで報告書を書きますと。最後のまとめが、貴重な資料になるものと期待しておりますというところで終わっているのですけれども、これはそもそも資料をつくって終わるのかという話なんですよ。

結局、これは生かさないことには意味がないことでありまして、いつかこの資料が貴重なものになることを期待しているということはわかるんです。でも、これはいつになったらこれをきちっと前に進めるのかというところが出てこないものをですね、これはどういう方向へ行くのかというのは考えていないんでしょうか。結果がまだ出ていないからわからないということはわかるんですけれども、例えば、今回の新エネルギー検討委員会の中で、委員会のあり方ということに関しても、町長と担当課長のほうはとりあえず一度締めくくりたいというような発言があったと思います。

私は現段階では締めくくるべきではないと思います。結果も出ていないし、今後の活用方法も具体的になっていないのに、期間が来たから締めくくってしまおうと、この判断は果たして正しいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この事業は先ほど申し上げましたように、独立行政法人産業技術総合研究所に委託して行っている事業でありまして、これが終わるのが先ほど申し上げた来年の３月、今年度末であります。そういうことを申し上げたわけでありまして、ここが一区切りとなるわけです、結果が出ますから。ですから我々はその結果を待たないとこの後の分については、今はまだ申

し上げる段階ではないという考えでおります。

ボーリング調査を行いまして、いろいろ今までも敷地の段階でもありましたけれども、結果としてまだ中間報告を先般受けた段階ですので、今ここで我々がどうこう言える段階ではないという解釈でありまして、ここで打ち切りという意味ではございません。そういう考えです。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今の町長の発言の中では打ち切りという意味ではありませんということを聞いてちょっと安心したんですけれども。というのは、やはり委員会を消滅させてしまうリスクというのは大きいと思うんです。それが結果を調査した末に、意味がない委員会だから消してしまおうというのならわかるんです。しかし、私が前回も傍聴させてもらって、今回の委員会も傍聴させてもらったんですけれども、その中の感想としまして、どうしても内容というのが調査結果、それを聞いている、報告を受けている、今後の議論展開というのがすごく少ないという印象を受けました。

それから、この新エネルギー検討委員会というのは、当町の各団体の代表者で構成されております。特に温泉組合の理事長も委員として出席しているということがあります。ここが重要だと思うんですよ。通常こういう開発行為とか調査行為というときに、温泉組合が反対するということが多い中で、我が町の温泉組合のトップがぜひ調べてみようと、今後の展開もあるからという中で進んでいる委員会ということですので、その人たちからの、要するに現実的な意見交換の場ということがまだなされていないじゃないかなという印象があります。ですから、これは３月、年度末が来たから消してしまおうというのは得策ではないなという感想がありました。

それから、我が町の温泉は成分的には非常に良質な温泉ということは知っているんですけれども、その分、スケールが付着してしまうために多量にくみ上げられて多量に捨てられる。要するにすごく無駄な使い方をしているんじゃないかなというところがあります。これは温泉の性質によるものだとは思うんですけれども、ここに対しても余剰温泉を活用した、例えば熱を使った温泉のハウスということですね、そういう形での農業利用、もしくはそういう町内の産業に生かせるというところの意見交換というところがまだできていないんじゃないかなという印象も受けております。

それから、温泉組合、これは町全体に言えるんですけれども、やはり世代交代で後継者の

問題というところに関しても、やはり温泉組合に関しても、まだその点がはっきりしていない。現状のように温泉を供給して、その分お金をもらうという形での事業展開ということよりも、新しくまた方法を変えて温泉組合、温泉を使う方法を考えていかなければいけないと思うこともありますので、どうしてもその委員会は残しておくべきだろうなと。

要は、これが年度が変わろうとどういう状況になろうと、この町の資源である限りは残しておくべきだなと思いますので、その点もう少し町長がどういう考えでいらっしゃるのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

何回も申し上げますけれども、来年３月で一応結果報告は出されます。それまでに当然新エネルギーの利活用検討委員会が開催されるというふうに私は思っておりますけれども、その結果を受けた段階で、委員会の方たちが、各界代表の今言われたような方たちが出ておりますので、そういった方たちが委員会の、言ってみればこれはある意味では諮問機関でもありますので、ご意見を聞いた上で私としては判断をしたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ちょっと確認する事項がふえたんですけれども、要するに今の名前の新エネルギー利活用の検討委員会というのは３月で例えば一度打ち切るとしても、その後また同じ内容の名前を変えた委員会で存続することもできるということなんでしょうか。制度的にこの委員会は１回締めくくらなければいけないという意味なんでしょうか。

私、前回の10月29日の委員会の中で聞いた記憶というのは、委員会を一度、３月末で解散しようというような印象を受けました。そこで今回の質問をしたんですけれども、それは継続という形でいいんですか。名前を変えようとメンバーを変えようとそれはいいんですけれども、とにかく温泉についての考える場と意見交換する場をなくさないようにという意味でこの質問をぶつけているんですけれども、その点の方向性は合っているんでしょうか、私が言っていること。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この新エネルギーの利活用検討委員会は、このたびのいわゆる試掘に対するために設置した委員会であります。ですけれども、これはこの名前のとおり、エネルギー利活用検討委員会ということですので、この調査が終わっても継続はできるわけですので、私としては可能な限りそういった面での検討には、この委員会の皆さんにはお願いをしていきたいという考えでおります。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ちょっと印象が違いまして、逆に安心しました。委員会は存続できるということでよろしいんでしょうか。

もうちょっと突っ込んで聞きたいんですけれども、10月29日の委員会の中で、今現在の調査結果を聞きました。今後、今回の加納地区だけの調査では、ちょっと真相がわからないということで、南野山地区の深部に対して熱資源が存在するんではないかと、極めて可能性が高いということの話もなされたと思います。

この調査結果が出た場合に、次の地熱エネルギー、地域振興のためということでの調査・開発というところまで考えて当委員会を展開していくというお考えがあるのかどうか。それとも資料として残しておきたいというところで終わってしまうのか、その点の方向性を聞かせてもらえますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

今、議員のご質問につきましては、いわゆる平成25年度以降のいわゆる南野山の調査というお話だと思います。この調査につきまして、どういった事業があるのかということになろうかと思います。今現在聞いておりますところによりますと、国の概算要求ということで、地熱開発理解促進事業というのが経済産業省のほうでもって概算要求をしているということは聞いてはおります。

そういった事業で調査が可能かという話になろうかとは思うんですけれども、この事業につきましては、いわゆる地熱の発電所の建設というものが前提になるということを聞き及んでおります。そうなりますと、この事業につきましてはちょっと対象にはならないのかなというふうに考えております。

当町におきます地熱発電ということになりますと、温泉への影響ですとか、あるいは自然公園法の規制があること、それからさらに地熱発電に適する熱源が確実に存在するかという

ことが不明です。ということから、その実施につきましては非常に困難であるというふうに考えてはおります。ですから、調査については現時点におきましてはちょっと難しいかなというふうに考えているところではございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　僕は本末転倒だと思うんですよ。

調査しなきゃわからないから進めるんではないですか。そのために開発を踏まえて調査しようという方向ではないんですかね、そのために委員会があるんだと思うんですよね、そこで温泉組合のトップも来て話しをする場があるのに、温泉への影響も考えられるからこれは難しいとか、何かとやらない理由というのを並べて、やらない方向に持って行こうというような意図にしか思えないんですよ。

例えば地熱発電所をつくるというところまでは今決定したわけではないわけですよね、可能性があるかないかというところを調べようというところで、最初からもうやりたくないというような、その考え方って本当に町の将来の産業の発展等を考えているんですか。調べるだけ調べるんだったらいいんではないですか。例えばそこが大きな負担があるとか、大きなリスクがあるとかいうならわかるんですよ。ただ、それがはっきりしていないからやりたくないというところ、その辺どうなんでしょうか。

例えば多大な負担金が生ずるとか、とてもそれでは賄い切れないとか、そういうことならわかるんですけれども、その辺というのは調査はまだしていないわけですよね。それに関してもこれだけお金がかかるからとか、これだけリスクがあるからゴーサインが出せないんだというならわかるんですけれども、この点が不安だからとか、この辺が難しいからやらないほうがいいでしょうという見解は、僕は本末転倒だと思うんですよ。

どうでしょう、それだったら委員会存続してもしようがないという考え方になるのはわかるんですよ。でも本来はこの地下資源を何とか使わなければいけないというところに考えなければいけないんじゃないですかね。そのためにこの新エネルギーの検討委員会があって、その中で話し合いをしなければいけないのに、できない理由というのを一つずつ並べていったらすべてのことはできないと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

今回の調査に当たりましては事前に住民の皆さんにいろいろご説明をさせていただいたところでございます。

その中で住民の皆さんからは温泉への影響、具体的には濁り、泉温、湯量低下、最終的には枯渇というようなことを心配されまして、なかなかご理解をいただけませんでした。

このため町といたしましては、ボーリング調査実施に当たりまして、独立行政法人産業技術総合研究所と細心の注意を払った工事方法や、万が一の場合の補償方法等につきまして協定書を締結しまして、やっと地元住民の皆さんのご理解をいただいたところでございます。私自身も反対されている皆さんに個別に訪問し、ご説明に伺ったところでございますが、皆さんからは何でこの調査をやるんだと、何かあったときには先人に対して申し開きができないと非常に強いおしかりをいただいたこともございます。

また、調査に当たりましてこの地域が国立公園の第２種地域になっているということで、掘削に当たりましては自然公園法第20条第３項の大臣許可が必要だということでございました。環境省といろいろ協議する中でやっと埋め戻すということを条件に許可された調査でございます。

ボーリング調査だけでこのようにいろいろ障害があるという中で、先ほどの今後地熱発電をある程度視野に入れた調査を行うということになろうかと思いますけれども、当然、前面に地熱発電が出てくるということになりますと、住民の皆さんの理解というのは相当困難が予想されると私は思っております。また、2008年に群馬県の嬬恋村で地熱発電をしようとしたところ、予定地の数キロ先に草津温泉があるということで、草津町から困るということで、断念した経緯もあると伺っております。

将来的に必ず温泉への影響がないかということはわかりません。実際に湯量が低下したとか枯渇したという事例も伺っております。今回さらに調査を進めるということになりますと、南野山ということでお話が出ましたけれども、当然、環境省、第２種地域が想定されると思うんですけれども許可が必要になる。そうなると当然埋め戻しでしかできない、今の段階ですと。埋め戻ししないということでありますと許可は全くおりないだろうと考えております。

なおかつ、調査だけでも2,000メートルで一説には６億円程度かかる、補助金を活用したとしても３億円程度の費用を町が持ち出さなければならない。そうなりますと100％確実に当たればいいですけれども当たらないケースもある。その際に貴重な税金を投入するのかということを考えますと、ちょっと町としてそこまで踏み切れるものではない。当然すべてクリアして調査できるという前提でございますけれども。

あと、仮に建設するとしましても、一説では2,000キロワットで24億円余、3,000キロワットでは28億円余の建設費がかかる、なおかつこの地域の温泉は塩泉である、維持管理費を考えますと相当のランニングコストがかかるだろうということを考えますと、町当局もそうですけれども、民間事業者でもなかなか事業をできるところがないと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、やらない理由というか、前に進めたくないような理由を並べてもらったんですけれども、僕はやはりおかしいと思います。

それは、やはり国立公園の問題があるからとか、国の規制があるからできないんだという意見も言いましたけれども、今、国を挙げて新エネルギーを確保しなければいけないという時代に来ているわけですよね、３・11の震災の関係から。だとしたら、チャンスがある、地熱が眠っている地区が前に進まないでどうするんですかね。

結局事業展開のことも言いました。６億かかる、３億は足さなければいけないかもしれないと言いましたけれども、例えばそこを行政が出さなくて大手の事業者にその話を持っていくという検討もできるんではないかと思うんですよ。確かにそのお金を全部行政が出さなきゃいけない。足らなかったらどうしようというのならわかりますけれども、その前の調査というのもしないままあきらめてしまうんですかね。

結局そんなことを言っていたら、この町が再生していく道はないんではないですか。可能性を残しながら国の法律だからできない、国立公園だからできない、失敗したら怖いからできない。

加納地区の事前説明のときに私もいましたからわかります、雰囲気は。確かに住民の人たちは猛反対していました。影響があったら困ると。でも、その後に温泉組合の理事長も入っての委員会を構成したわけですよね。反対の雰囲気が出るのはわかります。けれどもそれをとことん突き詰めるところまでやらない限りは、この先の南伊豆町の将来はないんじゃないですかね。では何に頼ったらいいんですか。自然が豊かでと言いながらそれを生かそうともしない。では危ないから手をつけなければいい、そのまま町が死んでもいいわけですか。次の世代に残そうという考えはないんですかね。

我々の世代は我々の次の世代まで考えてこの町を運営していかなければいけないと思っています。でも、今現在危険だから何も手を出さないまま沈んでいけばいいと、そういうふう

に聞こえてしまうんですけれども、いかがでしょう、次の世代のことも、その次の世代のことまでも考えて運営しているんでしょうか。意見を聞かせてください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、加畑議員の言われたことも我々は十分理解をします。

ただ、先ほど副町長からご説明したことがいろいろ我々としては、いわゆる行政側と執行側としては懸念されるという点であります。

これは、やはり全国的にどこもかしこもやっている試掘調査ではありません。というのは、やはり先ほど副町長から説明がありましたような非常に難しい中での、今回あえて試掘ということで我々の町が候補に上がり実施をされたわけでありますので、そういったことを踏まえて我々としては今後これをまたさらに進めることになるとそれ以上の困難さ難しさが当然これは降りかかってくると思います。

だからではないですけれども、将来を考え、この眠っている資源、これはもっともの言われるとおりでありますけれども、やはり我々は執行するからにはそれなりのやはり将来への事業の見通しを立てながら進めていかなければならないという立場にありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

したがって、何にしてもこの事業そのものがまだ来年の３月の調査結果があるまでは今我々としては何とも言えない運営委員会の皆さんのご意見もありますので、見守っていきたいという時期でありますので、今のところはそういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ちょっと開発のことまで地熱発電所のことまで話が及んだので、私もちょっと言い過ぎでもあるかもしれません。

しかしながら、先ほども言ったように３・11の震災後、これは全国各地で地熱資源の有効な活用についての議論の場というのは設定されております、実際に。これは南伊豆よりも後発に話し合いを始めた行政区のほうが進んできているという状況もあります。例えば長崎県の小浜温泉、それから北海道の上川温泉ですね、上川町。秋田県湯沢市、熊本県小国市、これは南伊豆町よりも後です。南伊豆町のほうが先駆けて温泉については調査が始まっている

のにこれらの行政区のほうが先に進んでいる、地元もやる気になっているという状況があります。

地熱発電までいかないまでも、調査した段階で今の余剰温泉、これを利用できるというところまで副産物として出てくるんではないかなと私は考えがあるんですけれども、そこは今副町長が言われた条件の中で埋め戻さなければいけないからだめだと、調査をしたらその後違う方向性での利用の仕方はだめだというような形だと思うんですけれども、そこを曲げてまでということはできないんでしょうか。

結局、白か黒かではっきりさせなければ調査はもうできないよというんであれば、これはすべて前に進まないと思うんです。発電所の開発をするという状況で始まったけれども、そこまではいかないながらも、温泉を利用する方法はほかにあったと。だったらその方法で利用してもいいでしょうということはできないんですかね、それでも国の法律だから、国立公園だからだめだというんでしょうか環境省がこの状況で。今、国を挙げて新エネルギーに対しての対策を打っている中で、それでも国はだめと言うんでしょうか。こちらが行かないから答えを出してくれないんじゃないですか。

いかがでしょう、そこまでやるつもりもありませんか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この試掘調査はあくまでも地熱発電を目的とした調査であります。したがってそれに基づくいろいろなデータが来年の３月には示されますけれども、それが果たして今加畑議員が言われたようなそれ以外の目的に生かせるデータが出るのか出ないのかですね。ですから温泉利用、利活用という点で、我々はもちろん言われることはわかりますけれども、今回の調査がどういう調査であるかということをよく踏まえた上で、これはやはり専門的な見識がないとなかなか我々素人には判断できないと思います。

そしてまた、これを利活用する面からも、そのデータをどのデータを使えばいいのか、そういったことも考えなければならないと思いますので、ここで一概にその調査結果を踏まえて地熱発電だけでなくてほかへも使えないのかと言われても、我々としてはそれは使えます使えませんということは今ここでは申し上げられません。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今おっしゃったとおりだと思います。

当然その結果がわからない限りは、今どうこうするというわけに言えないという形はわかりますけれども、通常の掘る深さよりも今回の調査によってかなり深いところまで掘れた、これによって地下水脈がどうなっているのかというところまでのデータが得られるからという理由で温泉組合も協力をしたんだと思うんです。ということは、今後温泉が枯渇しないためにも、そのためにもデータとして残したいと、これを何かほかの方法に使えないかというところまでは温泉組合自体も知りたいと思うんですよね、だとしたら次の展開に持っていくときには委員会を残す、それから打ち切ってしまわないでという方法もあるわけですよね。

ちょっと話が混同しちゃいましたけれども、とにかく開発の目的での進め方はしたくないということですよね。法的にも難しい、反対もあるということで。ただ、委員会として検討事項があれば継続するというところでよろしいでしょうか。その点はちょっと明確にしておきたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

何度も申し上げますけれども、これは利活用の検討委員会で検討していただいておりますので、その専門的な立場の皆さんのご意見を伺って、そこでどういったまとめがなされるのか、我々はそこへはメンバーとしては入っておりませんので、それらの報告を受けた上で我々としては判断をしたい。ただ、何回も申し上げますけれども、来年３月の調査結果の報告が出るまでは、今はそれはまだ委員会の皆さん方の考えでありますので、私からは申し上げられません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　はい、わかりました。では委員会のメンバーの意見重視ということで今後の展開を考えるということで理解します。

続きまして、２つ目の質問に入ります。

自治体との連携による地域活性というテーマで質問させていただきます。

９月14日に東京都杉並区と締結した災害相互援助協定の内容ということで、これを聞きたかったという質問だったんですけれども、先ほどの行政報告の中で報告をしていただきまし

た。１ページのところです。この協定を契機として杉並区とのさらなる交流の輪が広まりというところから始まるところに私ちょっと注目したいんですけれども、災害相互援助協定ということで、せっかくの縁ができるわけですから、例えば日ごろの経済交流というところも強化してみたらどうかという質問も加えたいと思います。

先ほどの報告の中にも80周年の記念事業というところで、９市町村が一堂に会しというところがありましたので、幾らか前に進んでいる感じはあるんですけれども、９月12日に杉並区役所の中で開催された観光物産展、これは非常に好評だったということで聞いております。杉並区の関係の人に広報すぎなみという広報紙をいただきましてコピーしてきたんですけれども、この中にもきちっと掲載されていました。南伊豆と交流していますよということがあったんですけれども、今後この80周年以外の事業というところで計画しているものというのはありますでしょうか。

というのは、南伊豆町は今現在の人口は9,100人に対しまして杉並区の人口は55万人です。南伊豆町の60倍の規模を持つ行政区、ここと経済交流を図るということが、どれだけこの町にとってメリットがあるかということが期待できると思いますので、ぜひ今後経済的な交流というのを頻繁に行ってほしいと思うんですけれども、今現在計画というのはありませんでしょうか。あれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

今年度につきましては、２月23、24日、杉並区の区民号が桜シーズンにお越しいただくことになっております。来年度につきましても、今年度やったような形で物産展を中心に開催、また交流を深めていければいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　先ほどの行政報告の中の９ページでもその点ありましたよね、杉並区民号ということで、電車で来てもらうということがありました。今後こういうイベントを数多くやっていただきたいなと。できれば行政からの負担というところは最初は必要だとは思うんですけれども、最終的には個人的に杉並区の皆さんがこの町に来てくれるような方向に持っていってもらえればと思います。

例えば杉並区との災害相互援助協定というのは、南伊豆町だけではなくて山梨県の忍野村

とも締結しましたというのが同じときです。９月１日付の広報すぎなみにも載っております。それから10月１日の広報すぎなみの中では、銭湯で温泉まつりを開催、要するに杉並区内の銭湯に群馬県東吾妻町の温泉を供給して温泉を味わいましょうというイベントも開催しております。こちらの温泉を杉並まで持っていけというのは、それはちょっと無理な話だとは思うんですけれども、これをヒントにして、ぜひとも杉並区とも交流しているというのは、ほかにも幾つも地方の行政区というのはあると思うんです。そこに負けないように先手を打っていかないと、こちらから見れば杉並区と協定を結んだということであっても、杉並区からしてみれば、いろいろな行政区を手を結んでいるということがありますので、ＰＲしていかなければどんどんほかの地域に先を越されていくんではないかと思いますので、その点は今後の展開を期待したいと思っております。

ちょっとこの点は質問をもう少ししたかったんですけれども、行政報告の中であらかた説明していただきましたので、ちょっと短いですけれども、もし課長のほうから何かあれば一言お願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　今回この定例会に条例の一部改正ということでお願いをしてございますけれども、その中で銀の湯会館の利用の関係も、今回塩尻市と杉並区の区民の方たちに町民と同じ料金で利用するように条例のほうも改定させていただきたいというふうに考えております。

それと、もう１点のまるごと避暑地ということで、南伊豆町を広く杉並区の方たちに利用していただきたいということで、避暑地ということで一応そういうような協定も結びたいなということで、今準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

確かに事前の資料の中で塩尻市の市民と同じように杉並区の人たちも銀の湯の使用料金を同じにするというのがありましたので、小さいながらもこういうところから手を加えていくという姿勢があるのだなと思いましてここは安心しました。今後もこのような展開を期待して、急激によくなるとは思えないんですけれども、これは少しずつでも浸透させていって、ぜひとも今後の経済の発展のために手を尽くしていただきたいと思います。ありがとうござ

います。

それでは、最後の質問になります。３番です。

町内人口増加のための対策整備というテーマで質問させていただきます。

町内の人口が１万人を切ってからちょっと加速的にこの現象が進んでいるという印象がどうしてもあります。この対策というのは考えなければいけないんではないかなと思っているんですけれども、例えば先ほどの行政報告の中にもありました婚カツ事業、これによって支援事業として行っていくとか、それから今現在進んでおります空き家バンク制度、そこも担当の職員の方々が一生懸命やってもらいまして徐々に浸透しております。これらの幾つかの切り口というのはあるんですけれども、現在この状況では人口減少に歯どめをかけることができないのではないかと私は思います。

その点、今後考えていることがもしあればお聞かせ願いたいんですけれどもいかがでしょう、まずはお聞きしたいです。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　答えします。

現在、第５次の南伊豆町総合計画を基本として、保健、医療、福祉の充実、観光、農林漁業、商工業の振興、それから子供をはぐくむ教育の充実、生涯学習の充実、快適な生活環境の充実、安全・安心に暮らせるまちづくり、こういった総合的なまちづくりを推進することによって町内の人口増加のための体制整備を図っておるところであります。

そこで、こうした総合的な施策のほかに町外からの移住者の増加を目的とした、これは平成20年度からですけれども、毎年移住交流セミナーを行っておりまして、本年度も10月27日には15人の参加者によって開催をしたところであります。

そしてまた、23年度までには本セミナーへは29人の参加者がありまして、このうち14名が町に定住をしていただいております。

さらには平成23年度からは町内の不動産業者のご協力をいただいて空き家バンクを開設するとともに、本年度は静岡県の補助事業を活用して、南伊豆の婚カツ事業を町商工会に委託して実施することとしております。加えまして子育て支援、少子化対策として平成20年10月から中学生までの子ども医療費の無料化を実施をするとともに、本年度からは特定不妊治療費の助成も開始をしたところであります。

また、10月に開催されたフェスタ南伊豆では、42組の参加による子宝や子育てに関する会

場周辺の地域をめぐるエンゼルパワースポットオリエンテーリングを実施するなどして、安心して子育てができる地域社会の構築と子育て支援意識の醸成にも努めておるというところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　人口の減少を食いとめるために移住者に対しての対策をしていますよというところは、すごくわかります。この町に住む人がいかにして外へ出て行かないようにするかという対策だったら僕はちょっと違うと思うんですよ。一度はやはりここから出て行って、それで外から見た目でこの地域のよさというのがわかるというところも重要だと思いますので、出て行く人に対して出て行くなと言うのはなかなか厳しいと思うんですけれども、来る人に対しての準備、受け皿としての態勢というのがちょっと少ないんではないかなと私は思います。

それで、今空き家バンクに関しては、確かにこれは徐々に成果を上げてきています。移住者の交流セミナーにも私も出たことがありますし、それで移住者がふえているということも実感しております。

ただ、その中で懸念されるのが外部からこの南伊豆町に移住したいという人の中には、ほとんどの人が農業をやりたいと。要は就農を希望する人口が非常に多いという中で、農地を扱う対策について、町として何とかならないものかなということがあります。

これは、前から問題にはなっているはずです。農地法の関係で農地が譲りづらい、農業従事者というのは簡単にとれるものではないと、いろいろな条件があって、それをクリアしなければできないということは承知しているんです。承知しているんですけれども、果たしてこの農地の制度そのままで国の法律だから何もできませんということでいいんだろうかということがあります。

農地をそのまますぐに買い取っていく人もいないんですけれども、試しにやってみたいということに関しても、やはり農業委員会を通さなければいけないとかという縛りがありますよね、勝手にはつくれない。農地バンク制度も設けてほしいんですけれども、これをやって準備をしているとは聞いているんですけれども、なかなかこれが、では農地が空き家バンクぐらいありますよというところまではいきませんよね。その点に対しての対策というのは考えておられるのでしょうか、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

南伊豆町内における農地につきましては、農業従事者の高齢化や減少によりまして、耕作放棄地の増加を招いており、一方でまた移住者の中には就農を希望された方もおります。

しかし、移住者が就農をしようとする場合、先ほど議員も申されましたけれども、農地を確保するには農地法に基づく許可が必要で、就農日数や耕作面積などを満たすことが求められるなど、いろいろな障害があります。

このような中、静岡県では新たな担い手の育成・確保を図るため、ほかの産業からの農業を志す青年等や新規作目の導入、加工販売等の新規事業の立ち上げを目指すＵターンなどの兼業農家後継者を対象に、先進的な農法経営者のもとで必要とする農業技術やノウハウ、加工、販売等を習得するための実践的な研修を行う頑張る新農業人支援事業を毎年実施しております。

当町では平成21年度から現在までに４名がこの研修を受け、就農者としてイチゴ栽培を行っております。また、就農に当たっては賀茂農林事務所、伊豆太陽農業協同組合及び町で構成いたします賀茂地域受け入れ連絡会において研修後の農地の提案を行っております。

今後とも国・県を初め、関係機関・団体等と連携を図りながら新規就農者や担い手の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今の内容も承知の上できょう質問したんですけれども、頑張る農業人に対しての援助事業というのは承知しております。その中で、この町にもイチゴ農家で活躍している方がいます。

こういうパターンで就農できる人はいいんですけれども、例えばこういうルートを知らずに、だけれども本気で農業をやりたいんだというところの人たちをどういうふうに受け入れるかというところを私、聞きたいんです。

というのは、今課長が言われたように耕作放棄地がある。片やそれに対して農業をやりたいという人がいる。需要と供給は満たしているはずなのにそこに法律が邪魔をする、この構図が単純におかしいと思うんですよ。そこを行政がどうてこ入れをするかというところだとは思うんですけれども、これが国の法律だから農地はなかなか難しい、これも承知しており

ます。

だけれども、例えば職員の方が農業をやりたいんですけれどもという人が来たときに、ではそういう方法をきちっと説明できるかどうかということなんです。

例えば職員の方にそれが通っていなければ、今の課長のような話しをしても、多分来た人はわからないと思うんです。ではそういうルートに乗らなければできないのか、そんなに難しいんだということになってしまうと思うんですけれども、そのときに例えば職員の方もその説明をするのも難しいし、なかなか就農というのは難しいからそういうのはできませんよともし軽く言ってしまった場合があったとしたら、せっかく受け入れの状況をつくっているのにもったいないわけですよね。人口をふやそうという方針でやっているのに、来る人に対しては大していい扱いはしていないという状況が生まれてしまうんではないかなと。今まであったというわけではないです。これからこの状況で行けばそういうことになりかねないだろうということがありまして、この辺は整備しなければいけないんじゃないかなと思いますので、どうですか、その辺変えていくという方向性は今考えておられるんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

農地法に関しましては、これはちょっと私も申し上げることはできませんけれども、今私が申し上げました頑張る新農業人支援事業、これにつきましては今後とも継続して推進していきたいというふうに考えております。

また、今議員が言われるように、担当のほうにも周知徹底いたしまして、この事業が推進できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　課長の答弁は今そこまでしか言えないことだと思います。それは農地法のこともわかっておりますので、ただ先ほどから何度も言うように、自然が豊かな南伊豆に移住したいという人の多くは、やはりそこに魅力を感じておりますので、農業につきたいという条件が重なる場面が多い、これは確かに多いです。しかしながら就農への対応はできていないということで取り組みなりをお願いしますということで締めくくらせていただきたいと思うんです。けれども、１つ最後に、これは多分この町だけの問題ではないと思うんです。これは伊豆新聞に載った評文なんですけれども、元韮山町長が伊豆新聞に載せた文章で

す。転用禁止の農業地、田園風景は宝かお荷物かというテーマになっています。非常にぐさっとくるテーマです。

確かにこういう地域に住んでいる我々にとっては、田園風景というのは、これは宝であるべきなんですよね。ただ、これは韮山町もその他の地域も困っているかと思うんですけれども、その昭和49年当時、国の補助金を受けて圃場整備事業を開始した、そこに多くの行政区が着手したはずです。その時代はこの農業振興の意欲が高かったために、よい政策だと言われておった。ところがこれがバブルが崩壊して農業の担い手がいなくなってしまって、後継者が減少して、では宅地化にしてしまおうというところで農地法が絡んできて、いやだめだ、圃場整備でお金を出したではないかということで転用がきかないということになっているわけですよね。

ただ、そこに国費がつぎ込まれていることはわかるんですけれども、この時代、今後どうしていくかというところを考えるに当たっては、過去こうだったからというところはもう時代錯誤ではないかなと思います。

その点に関しては町がどうこうできるわけでもないというのもわかっています、国の法律ですから。しかしながら、規制緩和が少しずつ進んでいるという話もありますので、なるべくその移住者に対して優しい政策になるように、その点は農地に関しても考えていただきたいと思っております。

時間はちょっと早いですけれども、きょうはこの３つの質問で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君の一般質問を終了いたします。

これより11時まで休憩といたします。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 渡 邉 嘉 郎 君

○議長（梅本和熙君）　10番議員、渡邉嘉郎君の質問を許可いたします。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　通告に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、自然エネルギーについてでございますけれども、国の衆議院も解散し、選挙の目玉が脱原発だというようなこともうたわれておる中、やはりこのクリーンエネルギーという問題は、私も最重要課題だというような気がいたします。そういう中で先ほど来も同僚議員のほうから地熱発電の問題、その経過等々がございましたけれども、私も聞きたいことをすべて同僚議員が地熱発電については聞いてくれたような気がしますけれども、やはりどういう形でどういうふうに進めていって、今の経過がどのような形になっているか、もう一度その地熱発電について、課長のほうからお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

南伊豆町といたしましては、平成23年度から環境省で独立行政法人産業技術総合研究所に委託いたしまして、温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究によりまして、温泉の湧出メカニズムや地熱資源の広がり等を解明するということを目的として、下賀茂温泉における地下の地質や温度分布等の調査を進めておりまして、本年度末に報告書としてとりまとめられるということになっておりますが、まだ最終結果が判明しておりません。地熱発電所が前提ということではございません。

また、報告書の内容がどのようなものになるのか、現時点では全くわからない状況にありますので、町として有効活用できるものとも今後判断ができません。今後これらの点がはっきりした段階で検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど来から申し上げておりますけれども、当町での地熱発電所の建設につきましては、温泉への影響が危惧されること、それから国立公園内では自然公園法の規制があること、さらに地熱発電に適する熱源が確実に存在するか不明なことから非常に困難であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　先ほど来からの答弁にもそういうような中身があったわけですけれ

ども、私はこれから中に取り入れていくメガソーラーの問題も兼ねてでございますけれども、やはりこれだけ原発が騒がれて、何十年か先に、10年先なのか、あるいは５年先なのか30年先なのかわかりませんけれども、私は一気になくすわけにはいかないような気もします。

そういう中、各自治体で、自分のところの町だけは自分で発電をしていくんだというような考え方に国のほうも変わってくるんではないのかなというような、私はそういう気がします。

そういう中でこの地熱発電の問題、あるいはメガソーラーの問題、これも兼ねてお聞きしますけれども、国の原発政策もはっきりしない中で新エネルギーの問題が騒がれている中で、今言ったようなことでやっていかなければならない。原発がなくなるのかなくならないのか、これもわかりませんけれども、そういうことの中から今私が言った自分の町は自分で発電をしていくんだという時代が私は来るような気がします。

そういう中、町長の行政報告の中にもありましたけれども、吉祥の町有地のメガソーラーの可能性、これらをどのような形で調査をし、どのような形で考えておられるのか、今の現状をお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員が申されましたように、確かに今国では脱原発、あるいは卒原発、言葉は違いますけれども、いわゆる原発そのものがあらゆる点で検討されてきております。そして、我々としてはやはりそれに備えた地方自治体としての将来を見据えて、代替エネルギー的なことも当然、これは今もう既に始まっていますけれども、考えていかなければならない時代に入っていると私はまず認識をしております。

そこで、このメガソーラーでありますけれども、福島の第一原子力発電所の事故以降注目を浴びております自然エネルギーであり、また本年７月１日に導入された再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が導入されたことによって、各地でその建設の動きが注目をされているところであります。

そこで、当町におけるメガソーラーへの取り組みでありますけれども、県が実施をしております民間企業によるメガソーラー建設促進のための適地情報収集についての調査以来に対しまして、吉祥の町有地の利活用の可能性を広げる１つの手法として回答を行いました。そして、県のホームページに掲載をされましたところ、11月末までに十数社から問い合わせが

ありました。現在、これらの事業者の中で実施の意向を有している数社に対して計画概要等を照会しているところであります。

現時点におきましては、吉祥町有地でのメガソーラーの建設の可能性は造成費用、そして境界確定費用、こういった課題があります。そして、費用対効果等の関係から未知数でありますが、事業者の計画概要が確認できた段階で個別に協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　この町長の行政報告の中にも11月末をもって十数社から問い合わせがあって、課長に聞きますけれども、この内容はどのような内容か、そしてまた町側としても、私も８月の末に群馬県の太田市を視察に行ってきたことは、９月の私の一般質問の中でも申し上げておきましたけれども、町側として行って視察をしてきたんのだというようなことも聞きましたけれども、その辺を課長、視察をしてきてどのように感じたか。それでどのような話しをされてきたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

まず、事業者の照会の件でございますけれども、基本的には県のホームページにアップされたということで、南伊豆町の吉祥の町有地の現状というものがどういう状態かという質問がほとんどでございます。平地がどれぐらいあるのかとか、それから森林がどれぐらいあるのか、そういったような照会でございます。実際に現地調査に訪れた事業者も数社あります。

そういった状態で、一応11月末までに14社ほど照会がございました。そのうちのメガソーラーの実施の意向があるよというような企業につきましては、現時点では２社でございます。それで、今照会しているというような状態でございます。

それから、群馬県太田市への視察の件なんですけれども行ってまいりまして、群馬県は非常にいわゆる太田市としてこういったメガソーラーといいますか、そういったものに非常に力を入れている市だなと、いわゆる市を挙げてメガソーラーに取り組んでいるということでございます。

あと、財政規模、人口もちょっと数字が確かではないんですけれども、非常に人口も多いものですから、財政規模も非常に大きな市でございます。ちょっと南伊豆町とは比較にはな

らないぐらいの大きな市でございます。そこの市を挙げてメガソーラーというものに取り組んでいるという状況でございますので、非常に頑張っている市であるなというふうに考えております。ですから、いわゆる市全体として取り組んでいるというふうなことを感じた次第であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　そういう中で、この十数社から問い合わせがあった中で、各申し込んで問い合わせがあった業者からは、計画書とかそういうことはないわけですか。中にはこういう方法でこういうふうにしてやりたい、自分の会社で独自にやりたい、あるいは町とジョイントでやりたいとか個人でやりたいとか、そういうような申し込み内容を中には一緒に申し込んでいるところもございますか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

照会のありました事業者につきましては、非常に概略的なものですね、先ほど来お話ししたとおり、いわゆる現地調査をするとかそういった電話の照会であったりとかということでございまして、具体的な計画というのはほとんどなかったというような状態でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　そういう問い合わせがあって、町としては課長の考えの中でもってどのような形を、仮にやるとしたらメガソーラーを吉祥の町有地に実施していくとしたら、どういうふうな形が町には適当なのか。しかし、これだけの仕事をやるわけですから、リスクのない事業というのはもうあり得ないわけです。先ほどの地熱発電の問題もそうだと思います。

私はリスクをしょっても、やはりこういうことはクリーンエネルギー、脱原発だというような考えの中から、そして町独自でやはり発電をしていくんだというものの考え方からは、リスクをしょってもやらなければいけないものはやらなければいけない、私はそういうふうに思うわけですけれども、その辺の考え方はどういうふうに思われているのか、考えているのか、この辺も聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

吉祥の町有地にどのようなメガソーラーというものを期待しているかというご質問だというふうに思いますけれども、まず吉祥の町有地は平地が非常に少ない。あっても１ヘクタールぐらいかなというふうに考えております。

メガソーラーをつくる場合に、１キロワットのメガソーラーにつきましては、聞いているところによりますと、２ヘクタールから2.5ヘクタールぐらいの平地が必要だということを聞いております。２メガワットになりますと、やはり４から５ヘクタールぐらいの平地が必要だということになりますので、大半が森林の造成ということになろうかなと思いますので、その辺の事業がどれぐらいかかるのかということを非常に懸念はしております。

なので、いわゆる平地を使った形でもってどのようなソーラーができるのかなということについては、我々としても非常に試行錯誤と言いますか、どのようなものが事業者として提案がされるかということを見てみたいなというところがありますので、現時点ではこういうものならできるとかということはちょっと私の中では想定がされていないという状態です。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　町長、先ほどの地熱発電もこのメガソーラーも、どういうふうにして考え方をまとめ、どういうふうな形で進めていくのかということは、やはり重要なことになるわけですけれども、我が町は産業もありません。そして収入源もだんだんと毎年毎年税収も落ちてくるかと思います。そういう中で一つの税収を得るためにも、私はリスクはあっても信念を持って前に、この事業は地熱発電とメガソーラー、風力発電は今Ｊパワーさんのほうでやられて１億円ほど入っている、そういうこともあるわけですので、私は税収の１つとして何事もあきらめないで前に進めて行っていただきたいというふうに思うわけですけれども、町長の考え方をお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほどから地熱発電、あるいはメガソーラー、こういったいわゆる新しいエネルギー、代替エネルギーの問題が取り上げられております。先ほど申し上げましたように脱原発という

ことが言われていて、我々としては将来に備えてやはりこういったことを検討しなければならない時期に入っております。

そこで、今議員が言われるようにリスクですね、どうしても我々は事業を進めるとなるとリスクという点は当然これは考えなければなりません。財源を充てるとなると、やはり皆さんからいただいた税金であり、そこは慎重にしなければならないという思いがしております。

しかし、やはり国がいろいろ議論されておりますけれども、国で原発の問題がどうなっていくのか、これが即脱原発なのか、あるいはある程度期間を置いて将来に脱原発になるのか、まだその辺も不透明であります。そして、その電力需要がどうなっていくのか、これも我々としては未知数のところはもちろんあります。ですので、そういった国の動き、あるいは電気業界、そういったものを動きをよく見ながら、我々自治体としては今後考えていかなければならないという、まず基本的には思っております。

そこで、これも先ほどから出ておりますけれども、恵まれた資源である温泉を使った地熱発電、あるいは既に稼動している風力、そしてまた太陽熱、こういったものがいわゆる発電の資源でありますけれども、これが我々の町にはいずれも資源に恵まれているということでありますので、そういう点では時期を見て、やはり多少のリスクはあってもこれはやらなければならない時期はあるいは来るかなという思いはしておりますけれども、まだ今はその段階ではないというふうに私は思っております。

したがって、今後進めるに当たっては、やはりリスクであり、町民の皆さんのご理解であり、そういった点を十分踏まえながら、検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ担当課のほうもあきらめることなく、この問題は地熱発電に限らず、やはりメガソーラー、この２つを今後前に向けて一日でも早い調査をしていくことを私は要望をして次の質問に入らせていただきたいと思います。

新年度の予算編成についてでございますけれども、町長は11月14日の新聞紙上で新年度の予算編成方針を打ち出されておりましたが、足腰の強い町にしなければいけないんだというような考えの中から新年度の予算は景気対策、いろいろ福祉の問題等々あるわけですけれども、もう１度町長の足腰の強い町にということを私はお聞きしておきたいなというふうに思

います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この平成25年度の予算編成につきましては、議員が申されましたように、先月その方針を各課、局、室長に通知をしました。そして３月定例会において予算案をご審議をいただくというふうに予定をしております。現在、全庁を挙げて予算編成に取り組んでおるところであります。

そこで、この通知の中では、第５次の南伊豆町の総合計画及び南伊豆町過疎地域自立促進計画に基づいて、施策の推進に加え、防災対策及び経済対策に重点を置いた予算編成を指示したところであります。

このような中で、新年度も長引く景気低迷に起因する町税収入等の減少が見込まれ、厳しい財政運営が予測されることから、公共工事につきましては工事の一層のコスト削減を図りながら、費用対効果であるとか、あるいは緊急性、必要性、こういったことを重視をしながら限られた財源の中で国・県の補助事業の有効活用に努め、効率的な執行の確保はもとより、町民ニーズに対応した社会資本の整備を着実に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、工事の発注のつきましては、早期発注に努めるとともに、町内業者に限定した制限つき一般競争入札や、小規模修繕制度の活用、町内事業者によって行われる住宅の新築や増築、それから住宅リフォームへの助成などを通じて、町内業者の工事発注機会の拡大を図り、低迷する地域経済の活性化にも努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

次に、地元商店の経済対策についてでありますが、これは今後も中小企業事業資金融資制度を延長して、これに係る小口資金の利子補給等の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、本年度から商工会と連携を図りながら、商店その他各種事業所のインターネットショッピングモールへの出店の支援にも取り組んでおり、現在25の事業所が商品の販売に向けて動き始めております。

さらに、町内の農家と、酒販店が全国的に有名なコシヒカリやササニシキなどの米の元祖である稲の品種愛国米を原料とした日本酒を南伊豆ブランドとして製品化をして販売する計画もございます。町といたしましてはこのような販売、販路経路開拓や新商品の開発、さら

には企業化などに取り組んでいこうとする事業者に対する支援につきまして、商工会や関係団体等と連携を図りながら検討をしてまいりたいというふうに思っております。

そこで、私は今議員が申されましたように、いつも使う言葉として足腰の強いという言葉を使っております。これはやはり我が町は自主財源に乏しい町で、交付税頼みの町でありますので、いつ何どきどういう事態が起こるとも限らず、それはそれに常に備えた基金であり、その他財源を蓄えながら対応していかなければならない。そしてどういう事態になろうとも、いつも行動のできる、町政運営のできる状態でなければならないという意味で私は言っております。

そういう意味で、今回も予算編成に当たってはそういう言葉を使いながら受諾をしたところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今、町長が申されたとおり、本当に私たちは今、民間は想像を絶するような私は不景気だと思います。町長、ここにも書いてありますけれども、日本の経済は八方ふさがりだと、そういう中、国政選挙が今打ち出されてきているわけで、そういう局面で予算編成に取り組んでいくんだと。特例公債は国会で可決されましたけれども、町長が健全経営をしてきたおかげで、財政基金があるために何とかこれまではこの危機を乗り越えた、そういうようなこともございますけれども、やはりめり張りをきかせた予算編成に取り組んでもらいたいと各課に伝えをし、全職員に通達をし、それなりの予算編成に取り組んでもらいたい、そして上げてもらいたいという、そして中旬から総務課長を中心にヒアリングをしていくんだというようなことが、新聞にもここに大きく防災経済対策に重点を置いてやっていきたいと。

そういう中で本当に今町長がおっしゃったとおり商店、あるいは商工業、観光は全く先の見えない南伊豆の経済が疲弊している中、本当にこの足腰を強くするには、私は来年の予算編成については、やはり町長も政治家の一人として、今南伊豆町に大事なのは優しい手が差し伸べられるような行政運営を私はしていっていただきたい。そして、私はそれに伴った予算編成もしていただき、できれば町に入ったお金は町以外には出さないんだというような考え方の中で予算編成をして、町内発注を心がけていただくような予算編成を私は皆さんに望んでおきたいなというふうに思います。

そういうことで、予算編成は十分に各課検討しヒアリングをして、そしていかに町の経済を、この疲弊を取り除いていくかということを重点的に私はやっていくことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

町長の進退問題でございますけれども、これを私は重点的に聞きたいなというふうに思ったわけですけれども、12月２日の静岡新聞で、私の聞きたい結論が新聞に打ち出されていました。結論は鈴木南伊豆町長３選出馬の意向を決めたというような新聞がここに載っておりました。私の聞くことは何もなくなったなというようなことなんですけれども、私は町長と一緒にこの８年間を歩んでみて、確かに鈴木町長は失態がなかった、そういう中、町長は足腰の強いまちづくりを目指していく、そういう中で改めてお聞きしますけれども、まだまだ石廊崎の訴訟の問題も解決はしていません。今の鈴木町長のときに岩崎産業のほうから訴訟されました。これもまだ解決もしていないし、石廊崎の開発にもまだめどが立っていないと、このおかげで。これを初め共立湊病院の跡地の利用の問題、それから３・11からの防災対策、そして観光対策、小学校の統合問題、福祉対策、これはまだ福祉センターの建設等々ございますけれども、これらを初め、国の経済対策の影響も我が町に及んでいますけれども、まだ我が町の姿勢は先行き不透明なところもございまして、経済対策、これらの問題が山積をしておる中、私はまだ今の町長は道半ばのような気もしますけれども、町長の３選出馬の意向を固めたということが新聞に載っておりましたけれども、どういう覚悟で３選出馬の意向を固めたのか、その辺をお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私は来年の５月14日をもちまして２期目の任期がまいります。

今まで１期、２期とおかげをもちまして取り組んできた各行政課題につきましては、町民の皆さん、議会の皆さんのご理解とご協力をいただきながら目的を達成できたもの、そしてまた完了したものがあります。

しかし、今喫緊の課題である防災・減災、そしてまたこれらを初めとして今言われた石廊崎の問題、さらには私が管理者であったときから話題となり懸案事項でありました共立湊病院の跡地利用の問題、それからあと今言われたような観光、あるいは福祉の施設の問題、そういったいわばまだ道半ばの問題が多くあります。

私はやはり執行者として町民の皆さんのご理解とご支援がいただけるならば、３期目も町

政のかじ取り役としてその役につかせていただきたいという思いで、このたび先般役員会で私の考えを申し上げ、それがあの報道であります。そして私はきょうの議会で来期に出馬する考えをここで表明いたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今、町長が３選出馬の意向を申されていただきましたけれども、本当に共立湊病院も、新しい下田の市長が管理者となった病院も、やはり下田の市長は優秀な方ですので私は心配はないけれども、何年間かここにあったときには鈴木町長が管理者として責任者としてやってきた病院がスタートしたばかりであります。これも軌道に乗るまでは、やはりそばでフォローしていくのが私は鈴木町長の責任だというふうに思っています。

そして共立湊病院の跡地の問題、これは我が町にとっては大事な問題でございます。これをも解決を今後していっていただきたい。

そして大事なのは観光の伊豆半島の最南端の石廊崎の訴訟の問題、これが解決をした後、解決はしていませんけれども、解決をした後の町長のここの開発はどういうふうにしていくのか、もし町長にそういうお考えがありましたら、解決をした後にはどういうふうにしていきたいんだというようなお考えがありましたら私は聞きたい。そして共立湊病院の跡地の利用も町長としての考え方、町独自でできるものならこういうふうにしたい、やはりそこいらもあろうかと思います。その辺を聞いておきたいなというふうには思いますけれども、もし答えられたらお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

石廊崎問題は、今回の議会でも一般質問が出ておりますけれども、何回も何回もこれを申し上げてきておりますけれども、今係争中であります。したがって、仮にと言ってもまだ人様の土地ですので、ここで私はそれについてはコメントは差し控えておきたいと思っています。以上です。

それから、共立湊病院の関係につきましては、これは今はまだ跡地利用委員会がかなり前に開催されましたけれども、その後開催されておりません。それでこれについてはまだこれももちろん我々として、私として申し上げられませんし、この問題は今後まだある程度時間

がたたないと話が前に進まないのかなという思いもしておりますので、１つには津波の問題もあると思います。そうこうしておりますので、現在のところはこれについては申し上げられません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○議長（梅本和熙君）　大体町長の意向を固めた理由については私は理解をいたしました。本当にありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため、１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時３６分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　吉　川　映　治　君

○議長（梅本和熙君）　３番議員、吉川映治君の質問を許可いたします。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　改めまして、吉川でございます。

一般通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、石廊崎の再生のことについてでございますけれども、先ほど来鈴木町長から現職の再出馬のお答えがございました。ただ、私からいたしますと、この石廊崎の再生に向けてのこれまでの進捗状況からしますと、非常に心もとない感じがしております。したがいまして、今後の進み方の１つの方法として今から私が質問することを参考にしていただければいいのかなと思っておりますし、少しニュアンスを変えてちょっと質問をしてみようかなと思って

おります。

私がここで町議会議員という立場をいただきましてはや１年以上たっております。一般質問もきょうこれで６回目になるわけでございますけれども、首尾一貫して貫いてきたこと、これは石廊崎問題の解決ということ、そして再生ということを第１問目に必ずぶつけてきたということでございます。このスタンスはどうも変えるつもりもありませんので、また今後とも答弁のほどをよろしくお願いしたいなと思っておるわけではございますけれども、早速私の質問に入らせていただきます。

まず、１番目でございます。

これはもう私もそうでございます。そしてこの石廊崎の問題というものに非常に関心のある方々もそうだと思うんですけれども、今日までのこの石廊崎の訴訟問題の解決に向けての進捗状況と申しますか、そして今後の行方を教えていただきたいということと、ここに来て和解交渉というものにどうも急ブレーキがかかったような感じがするんですけれども、そのことについての理由がもしあるようでしたら、それについてもお聞きしたいのですけれどもお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎問題は今言われるように、確かに長い年月をかけてきております。というのは、我々はやはり相手方もそうですけれども、弁護士を立てて和解交渉に入っておりますので、１つの問題が起きますと必ず弁護士から連絡が入り、そしてまたそれを我々が弁護士に返す、そして相手の弁護士にそれが行くという、そして相手の弁護士も相手の会社にそれが連絡が行く、そういうやりとりです。そしてその中で、裁判所の日程に従って事を進めておりますので、１つのことを相手方と話し合いするにも相当数の時間を要するわけです。

そして吉川議員もご存じだと思いますけれども、非常に細かい問題まで我々が弁護士から連絡が入りますと、これは必ず庁内協議をして、必要に応じてはご存じのように全員協議会へかけ、皆さんの意見を聞く。そしてそれを受けて今度は相手方へまた連絡をする。そうしますと相手方の今度は都合でもってまた幾日かかかるわけですね。

そしてまた裁判所の日程にそれが組み込まれるということですので、何も我々がそれをなおざりにするとかおくらせているとうことではなくて、なるべく早い解決をもちろん我々は望みながら今までやってきました。そういうことがあるということをまずご理解をいただき

たいと思います。

吉川議員にしてみれば、確かに石廊崎問題をまず取り上げて、毎回毎回質問をされていますから私もそれはわかっていますし、何でこんなに進まないのかなという思いはしていると思います。そういう事情があるということをまずわかってほしいと思います。

それから、きょうの質問ですけれども、これはやはり私は係争中であるということを申し上げたいと思います。というのは、今までもみんなそうでしたけれども、これは弁護士からも言われておりますし、少なからずいろいろなことがここでやりとりされますと、必ず表に出ていく、それが裁判に影響するということになりますので、それだけ慎重を期してやってきております。小さなことでもそれがありますので、そういうことをまずご理解をいただきたいということで、きょうも係争中でありますので、答弁につきましては差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そうしますと、私の先ほどの最後の３つ目の問題なんですけれども、今はこういう和解交渉に向けての何かまた問題が発覚したとか何とかということはないわけですよね。わかりました、ではお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今は本当にもう最終段階へ入っております。ですから、基本的な事項についてはもうほとんど詰めに入っておりまして、今は本当の細かい点ですけれども、それを詰めている段階ですので、それくらいしかここでは申し上げられませんけれども、できれば近いうちにという私も願望はありますけれども、それがここでは先ほど申し上げたことですので、いろいろな理由から申し上げられませんけれども、そういったことがあります。それだけしか申し上げられません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　さて、ではこれからが本題に入るわけでございます。

改めまして、町長の石廊崎の再生ということについてのまた姿勢というものを聞く質問になろうかと思いますけれども、今回は私が中心として上げておきたいのは、第５次南伊豆町総合計画、これについてと、石廊崎問題の再生という問題との関係でございます。

まず、この問題解決、石廊崎の訴訟問題の問題解決というものが、この第５次南伊豆町総合計画の基本構想の中にあってどういう立ち位置にあるのかというものを中心にして、ちょっと今から質問をしていきたいなと思うわけでございますけれども、まず、人が動き町が動く協働のまちづくりという関係でございます。

石廊崎地区の再生というものが、この私いつも思うんですけれども、南伊豆の全体の活性化のための第１の条件だと私は常々思っております。そしてこの再生に向けての方向性というものは、必ず単独ではでき得ない。町の町民の皆さんの意思というものがどうしても必要となってくると思うんですけれども、ここは私改めて提案をしたいんですけれども、やはり今はもう係争中、そして弁護士云々という話があるんですけれども、やはりそれはそれでこちらに置いておいて、訴訟の問題の解決のためにやはり町民の方々ともっともっと話し合って、討論をしていくべきではないかなと思っております。

そしてその中で知恵を拝借していくということも１つの方策ではないかなと思っておりますので、この方策をできる限りとっていただきたい。

そして、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、もう解決というものが間近だということに関して言えば、最大限景観等の整備とか再生、開発ということに向けても、もう極力努力をしていくべきではないかなと私は今思っているんですけれども、これについて町長、答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これは今吉川議員の言わんとすることはわかりますけれども、やはり先ほどの渡邉議員の質問の中でも申し上げましたけれども、人様の土地ですよねこれは係争中ということは。ですので、その土地について云々ということは、ここでは私の口からは言えないと思います。総合計画云々ということを言われていますけれども、これは石廊崎全体のマクロ的な見方をしての計画でありますので、やはり今石廊崎のああいった状況にあるということを考えますと、私は言うことはわかりますけれども、やはりまだ人様の土地でありますから、ですから私はここでそれは申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　まことに申しわけありませんでした。私が先走って質問してしましました。やはりそれはもちろんのことでございます。これは、何も石廊崎一帯がすべてその当問題となっている土地ではございませんので、やはりそれから枠の外れたところ、確かに国立公園としての文化財保護法の縛り等もあるかもしれませんけれども、これについても町が一丸となって努力をしていっていただきたいということを今述べたつもりでございます。

そして、今さらながらどうして町の方々の意見を聞けとか何とかということを今さらながら何で言っているのかなと思うかもしれませんけれども、これは案外重要なことでございまして、この問題というものはかなり長きにわたっているものですから、もう問題自体が風化してしまっている。そうすると無関心な方が多いんです。そうしますと、では今度は和解条件で成り立ちましたよ、売買が成立しましたよと言ったときに、また不平不満は必ず出てくるんです。なぜ今さらながらそんなことをしたんだということがまた上がってくるかもしれません。

そういうことを今から想定して、こちらとして皆さんと一緒に解決をしているんだという姿勢はやはり見せておかなければならないと私は思っているものですから、今の質問をさせていただきました。そのようなところでご理解ください。

それと、第２番目でございます。

基本理念の２つ目、雄大な自然を守り、恩恵にあずかる自然と共生のまちづくりということでございます。

石廊崎の再生というものの１つの条件としては、必ず訴訟問題というものがもう面前に上がってくるわけでございますけれども、先ほども申しました余りにもこの問題というものが解決するのに非常に長い日時がたっている関係でございますので、今町長の言われたとおり、もうそこの問題となっている土地のところには、我々だってもう手を入れられないということは、これは重々承知しているわけでございますので、そこのところに手を入れることはできないんだと。そうすると自然というものがそのまま野放図のままでおりますし、荒れ放題になってきている。

それから、そのような現実を目の当たりにするにしまして、この自然と共生のまちづくりというこの基本理念というものが全くないがしろにされているのではないかなというのが、私の思っているところでございます。

まず、積極的にこの問題を解決するということが、自然と共生のまちづくりに励みをつけるきっかけとなるのではないかなと私は今思っているんですけれども、これについて答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まさにそのとおりであります。ですから、我々は一日も早い裁判の決着を今願っておるわけであります。そうしませんと、先ほど何回も何回も申し上げておりますけれども、あの石廊崎とうのは、やはりメーンはあの今係争中の場所でありますので、それを抜きにしては石廊崎問題は今、我々としてはまだ検討はできないと思います。

したがって、これは何回も申し上げますけれども一日も早い決着を見て、そしてそれから皆さんにそういった面での協議を願うということで、何と言ってもあそこは伊豆半島の一等地でありますので、それはもう今まで何回も申し上げましたけれども、そういう面からもぜひ裁判の早い決着を見ることを我々は願っておりますけれども、いかんせんこれは我々の日程、予定だけでは進まないわけです、やはり裁判というのは。ですので、私も吉川議員と同じ考えでおりますので、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

町長、そうしますと例えば来年に町長選云々ということもあるわけでございますけれども、やはり基本的な町長のこの問題解決のための進みぐあいというものは、やはりどうあがいてもこれしか解決の方法はないと思われているわけですかね、これはごめんなさい、これは答弁はいいです。申しわけありません。ちょっと思ったことでございますので。私もこれをもう一度私なりに考えてみたいなと思っております。

今度は第３番目でございます。

町の魅力を全国に発信する地域ブランド創造のまちづくりとの関係でございます。

ちなみにここでのっているまちというのは、やはりこれは石廊崎と置きかえても私はいいと思っております。なぜなら、やはり石廊崎の魅力というのは南伊豆町の魅力であるわけでございますから、これは先ほど町長の答弁の中にあったとおりでございますので、それは私

も賛成しております。

この問題を今回質問するに当たりまして、ちょっと前置きを説明させていただきますけれども、やはり私も含めてですけれども、今反省しなければならない理由というものがやはりあると思うんです。

これは何かと申しますと、この訴訟にかまけてしまって、どうも石廊崎の独特な特有の独自性というんですか、そういうものを積極的に全国にアピールはしてこなかったということが、１つ非常に反省の念で残っているわけでございますけれども、石廊崎地区の持っている文化・自然というものは、この地域ブランドを確立して、そしてお客さんを呼び込む、そしてにぎやかなまちづくりのための魅力としては十分に兼ね備えたところであるわけでございますので、これはまた１つの提案でありますけれども、やはりこういうことを今からでもどんどん積極的に地域ブランドとして石廊崎の持っているものを積極的にアピールすべきではないかなということは本当に思っております。

では例えばどういうことを考えているのかと申しますと、下の区営の駐車場の一角でも借りて、そこのところで石廊崎特有の特産物等の市場を週に１回程度でもいいから町が企画してやっていただく。その区のことについて町がするということはやはり余りよくないことかもしれませんけれども、ただ石廊崎ということについては、私は先ほども申しましたけれども、南伊豆町とイコールで結ばれると思っておりますので、その限りにおいては、やはり町が企画して何かイベントを打つということも、今さらながら絶対に必要なことではないかなと思っているんですけれども、これについてお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいまのご質問ですけれども、我々はやはり我が町の観光の拠点である石廊崎では、やれることはやっております。例えば参観灯台であったり、それから奥石廊の今度のビジターセンターもその一つであります。あそこは伊豆急がもう閉めると言ったことでしたけれどもこれも何とかということでお願いをして、たまたまビジターセンターとしてあそこがオープンできたということでありますので。それからユウスゲ公園もそうです。

ですから、先ほど言った今の係争中の土地以外のところでは、そういうふうに我々はもう小さなことでもやれることはやっておりますので、そうすることによって石廊崎を少しでも前へ前へと、問題がある中でも観光地として我々は情報発信をしておりますので、そういう

ことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　わかりました。

先ほど申し上げました石廊崎区の区営の駐車場での市場でも開かないかということもやはり一つ視野に入れていただいてやっていくということがどうしても大事なことではないかなと思うわけでございますので、その点についても、もっと前向きに考えていただければもっともっといい形での石廊崎の問題の解決というふうになってくるんではないかなと思っておりますので、そこのところも少し視野に入れていただきたいなと思っております。

これで第５次南伊豆町総合計画と石廊崎の再生ということについての質問はちょっとここまでにさせていただきます。

これから私なりに考えておりますジャングルパークの跡地の利活用のことでございますけれども、これについて少し述べさせていただきたいなと思っております。

これは、前回の一般質問でも私は説明しましたけれども、やはりあそこには体験学習型の何か施設を持ってくるのがいいのではないかなと思っております。今回参考としたのは、姉妹都市である塩尻市の教育委員会が運営している塩嶺体験学習の家というところがございまして、それを参考にして私も見学はさせていただいたんですけれども、そこについて、それとなぞらえるわけではないんですけれども、やはり石廊崎というところに体験学習型の施設を何とか持ってくるべきではないかなということで、少し述べさせていただきたいと思います。

この塩嶺体験学習型の家というのは、自然とか農業等の体験活動というものを通じて生涯学習の中心的な役割を果たすものとして利活用が期待できるというので塩尻市が企画しているものでございますけれども、こういう施設というものは、やはり南伊豆町でもぜひ私は常々必要ではないかなとは思ってはおりました。

そして、ではその場所でございますけれども、やはりこれは文化的にも歴史的にも、そして自然の営みというものが肌で感じられるようなすばらしい場所である石廊崎が第１候補ではないかなと思っておりますので、ここにジャングルパークの跡地の１つの参考意見として体験学習型の施設を持ってくるのはどうかなと思って、今述べさせていただいているわけでございますけれども、塩嶺体験学習の家というのは、これはもちろん収益活動ではございませんので、年間の収入も約130万円ぐらいだそうでございます。

でも経費として係るのは700万円なので、大きく持ち出すような形にはなるんでございますけれども、やはりリピーターが非常に多いと、そして非常に塩尻の宣伝効果が抜群であるということを常々申し上げておりましたので、この辺について少しもっとこちらも見学をさせていただいて、見学というか、もっと勉強も研究もさせていただいて、何とか南伊豆のところに持っていけるようなところまでこぎつけておきたいなと思っているのがきょうこのごろでございます。

前回の私の一般質問での石廊崎の解決後の経済的効果ということを私なりに試算して、少し今になって反省しているのは、尻切れトンボだったような感じはするんですけれども、そこで見た限りの経済効果というものを勘案しても、もう石廊崎というものは観光一本ではないということは重々承知はしておりますので、もう少しスイッチをかえたような考え方でジャングルパークの跡地というものをもう一度みんなと一緒に考えておきたいなと思っていくのも一つの手ではないかなと思っております。この辺についてもどうぞよろしくお願い申し上げます。

石廊崎の問題というものはこれまでにさせていただきまして、続きまして、今度は認定こども園が抱えてくる課題のことについてでございます。

認定こども園が開園いたしまして、はや８カ月ぐらいたっております。その間にも10月13日ですか、この間ですけれども、運動会もありまして、見学をさせていただきました。

園児が168名ほどいらっしゃるわけでございますので、さすがに保育士、そして保護者、はたまた園に関係する人々の協力がなければ成功はなかったんですけれども、無事にビッグイベントと申しますか、それをなし得たということによって、非常にすがすがしい気持ちでその日を迎えることができたわけでございます。

次世代を担う子供たちをはぐくむ教育の充実ということを理念に掲げたさすがこども園で、園づくりというものを目標にしている意思というものが、そのままあらわれたような形でありました。非常にいいひとときでございました。ありがとうございます。

ここでちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、いまだ、まだ１年間は過ぎてはいないんですけれども、この８カ月の認定こども園というものが、南伊豆町のまちづくりという課題についてどのような分野で、どういう内容をもって貢献しているんだろうかということをちょっとお聞きしたいということと、そして今後一番期待している効果は何なのだろうかということをお教え願えないですか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

認定こども園につきましては、幼保一元化の具現化を目指しまして、幼稚園と保育所の機能を生かしつつ、子供たちが５歳まで一貫して保育と幼児教育を受けられる環境をつくっていくために一体的な運営を行っているところでございます。あわせて在宅保育児及び両親に対する子育て支援の充実も図っているところでございます。

具体的に申し上げますと、各家庭の状況で子供を幼稚園、保育所に分けるのではなくて、小学校入学まで同じ環境のもとで平等に一貫した教育や保育が受けられるとともに、異年齢の子供とのかかわり、多くの職員とのかかわり、さらには小・中・高校生、高齢者を含め、地域のさまざまな人たちとの交流の場が充実してまいりまして、地域の子供たちが等しく豊かな人間形成の基礎、これを培うことができる体制が整ったものと考えておるところでございます。

また、少子化や家庭・地域における子育て機能の低下によりまして、子育てに関する不安や負担を抱える親が多くなってきておりますので、安心して子供を産み育てられるよう、育児相談、子育ての交流の場など、在宅保護者の子育てニーズにもこたえられる態勢も整ってまいりました。

今後とも保育士の研修なども含めて、これらの機能を維持・充実しながら、次代を担う子供たちのための保育・幼児教育の充実にさらに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

認定こども園の設立の趣旨としましても、やはり多様化する保育ニーズに対応できるよう園内のサービス、質の充実確保を図るという文句があるものでございますので、このような今の私が説明したものとつながる答弁だったということを思っております。

したがって、今の答弁を参考にしまして、もう少し質問をさせていただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

まず初めに、土曜日終日保育の可能性というところでございます。

私の、ちょっとごめんなさい手元にないんですけれども、私は南伊豆町認定こども園の保護者会が主催いたしました保育の実施に関する利用意向調査という結果を見させていただき

ました。

その調査の結果でございますけれども、特に多かったのが土曜日の終日保育の要請ということでございまして、これは認定こども園全保護者の約４割５分、45％ぐらいが要請にかかってきて、数字としては上ってきているわけでございます。

そして、今は利用はできないんですけれども、もし土曜日の終日保育というものが実現した場合、実現するということが決まった場合には、必ず利用するよという保護者の方も含めますと、約６割近くの保護者の方が土曜日の終日保育というものを望んでいるわけでございまして、ここまで来ると、当然全く考えないわけにはいかないと思うわけでございます。

そして、これを考えることによって、何らかの形で産業の活性化とか労働人口の増加等に貢献してくれば、認定こども園というものが子育ての分野でもなく、その周辺の地域の活性化ということにも非常に役立ってくると思うのですけれども、この土曜日終日保育の可能性、そして、これを実現するに当たっての何か上がってくる課題点は何なのかということを教えていただきたいんです。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

土曜日の終日保育につきましては、本年６月に南伊豆保育所、南崎保育所を利用している全世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。141世帯のうち135世帯から回答があり、95.7％の回収率となりました。

回答結果につきましては、土曜日に保育所を利用している方が16.3％、時々利用している方が28.1％、利用していない方が55.6％でした。また、保育料を加味しない無条件での設問では、土曜日を終日保育とした場合、保育所を利用しますかとの問いに対して、利用する方が73.3％、利用しない方が25.2％でした。

このような中で、町といたしましては今回の調査に加え、利用者の要望と利用実態の解明も必要があると考えております。その上で、保育士の確保が厳しいことや財政面の課題もありますが、よりよい保育を実現するために費用対効果なども視野に入れながら、総合的な検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

総合的なところの判断をして決めていきたいなと思うんですけれども、今現在考えていら

っしゃることについてお答えしていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　今現在は、こども園ができてまだ１年も経過していないというのが実情ですので、この辺のところもちょっと様子を見ると言ってはおかしいんですけれども、この辺のところを見極めたいと思っております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

せひ前向きによろしくお願い申し上げます。

続きまして、今度は保育士という言葉が出てまいりましたので、保育士の採用条件のことについて、少し質問させていただきたいなと思います。

つまり正規雇用と臨時雇用との関係についてでございますけれども、今現在認定こども園に保育士として従事されている方は、園長等の役職づきの方々を除いただけでも22名の保育士が今働いております。そして、私が調べたところでは、その中で臨時職員が11名いらっしゃいました。

以前、この話をさせていただいたことがあるんですけれども、そのときの答弁ですが臨時の保育士の皆さんでも正規の保育士さんと同等の能力を持っていらっしゃる方ばかりですという返答があったんです。もちろん、これは当然のことでございますし、だから従事時間とか作業内容というものは正規の職員の保育士の方と全く同等であるということでございます。

だから私なんかは思うんですけれども、なおさらのことどうして正規職員の採用ではなく、臨時職員の採用なんだろうかということが１つ疑問に思うんですけれども、この点についてよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

通常、保育所での就労につきましては、正規職員、臨時職員とも保育士の有資格者を採用しております。

このような中で、昨年度に厚生労働省が実施した調査をもとに静岡県がまとめた平成22年度の県内公私立保育所の働く保育士の状況については、人数が8,986人のうち、常勤が7,404人、非常勤が1,579人となっております。県担当者によりますと、常勤保育士の中でも非正規の雇用形態が多く、非正規は少なくとも３割以上になると分析しており、また、公立では

２人に１人が非正規の可能性があるとされております。

当町におきましては、南崎保育所では７人のうち３人が、また南伊豆保育所では17人のうち７人が臨時職員となっております。このため、少子高齢化や人口減少が進展する中で、保育士の採用について中長期的な視野のもと検討するとともに、臨時職員の処遇の改善についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　今もちょっと数字が違ってしまって驚いたんですけれども、申しわけありません。何かあれだったのかな。

ちょっと話を進めます。申しわけございません。

この第５次南伊豆町総合計画の基本計画の政策の中に、就業支援の充実というのも１つあるんです。これは勤労者の雇用の安定、そして雇用の機会、場の確保を図るということがうたわれているわけでございますけれども、この点に関しても、やはり先ほど私が申し上げました認定こども園だからと言って、子育てのところ、はたまたこれがうまく機能することによって、その地域の活性化、その周辺地域の活性化にもなってくるんだろうかなというところともリンクしてくると思うわけでありますので、やはり臨時職員よりは正規職員のほうが私から考えてもそれのほうが働いていらっしゃる方々も非常にうれしいと思うものですから、そこのところは意思をしっかりとくんでいただければ非常に助かるなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ぜひ、今現在の臨時職員の処遇改善ももちろんのことでございますけれども、今後の採用に当たっても、やはり見直しというものをお願いできればなと思っております。よろしくお願いします。

それと、３問目の問題でございますけれども、今この認定こども園と南崎保育所とを比較した場合に出てくる課題についてでございますけれども、ここからこの問題に関しては、南崎保育所というものを中心に考えていかなければならないわけでございまして、先ほど答弁の中にありました臨時、正規の問題だけではなく、やはり職員数の問題もここでは問題となってきているんだと。私が知る限りでは６人だったんですけれども、ちょっとごめんなさい、ここも数字が違ったんですけれども、そしてその７名の中で正規職員というのは３名で、臨時が４名だったのかなという気もしないでもないんですけれども、またそこのところはもう一度私も確認をし直してみます。

ただ、７人というところ、これは保育所でございますので、零歳児から５歳児まで、そうするとクラスごとに分けることによっても６クラスできるんでしょうけれども、そこは複式学級的なところがあるわけでありますので、一概的に６クラスあるとは限らないと思います。

ただ、問題はそこの責任のある保育士の方プラスやはりサブまたは副主任とか何とかというそのクラスの中でもやはり１クラスについて２人ぐらいの目が届くような形でなければならないのではないかなというところが一つございまして、そうしますと絶対的に今の７名では保育士が足りないのではないかということも一つ私が考えるところでございますけれども、これの弊害の最たるものとしては、やはり園外保育というものが非常に難しくなってきているよということも聞いたことがございますので、これについて、園外保育というものが教育内容の充実にも欠かすことのできない保育である限りにおいては、保育士の補充というものがどうしても南崎保育所に関しては必要不可欠になってくるのではないかなと思うんですけれども、この点についての答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

認定こども園は、南伊豆保育所、南伊豆幼稚園、地域子育て支援センターの複合施設で、子供が162名、これは５月１日現在のものです。職員が臨時職員を含めて29人、遊具で大きなものが14基となっております。

一方、南崎保育所は単独施設で、子供が61名、これもやはり５月１日現在の公表している数字です。職員が臨時職員を合わせて９人、これは調理員も含めた数字でございます。遊具は10基となります。

保育所では、子供の年齢によって保育士の配置基準が違いますので、両施設の職員数の単純な比較はできないものと考えております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

単純に比較ができないもので、多いのか少ないのかも私もわからないんですけれども、そういう私みたいな素人から見ても、やはり問題になるのかなというところは改善はしていかなければならないと思っております。

単純に比較はできないというものでございますので、いいのか悪いのかがちょっとわからないんですけれども、それ以上僕もそれではだめだとも言えないものですから、それで次の

質問に入らせていただきたいなと思うのでございます。

そして、また南崎保育所に目を移しますけれども、先ほど出ました器具の問題、要するに乳幼児が遊ぶ器具、やさしい遊具と申しますか、そういうものが絶対的に少ない。なぜならこれは南崎小学校というところのあっちを今保育所に使っているからだと思うんですけれども、このような問題も今上がってきております。この課題点につきまして、また答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

遊具につきましては、両施設とも同様のものを配置するように努めております。現在子供が遊ぶ中で、遊具で困っているというような状況は把握しておりませんが、その状況によっては導入について検討してまいりたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　専門家の目から見て、ぜひ必要だと思うことがあったらぜひその辺はよろしくお願い申し上げます。

この３点ぐらいのところで私の質問も認定こども園のことについては終わりに近づくんですけれども、ただ、少しもう知っていらっしゃるかもしれません。先ほど申し上げました利用意向調査についての、もう少しのアンケートの結果というものをかいつまんでちょっと説明させていただきますと、先ほどの土曜日の終日保育の問題のほかに、認定こども園の前にある駐車場の出入口が一緒であるとか、そういうところもまたその調査結果を見ますと載っておりますので、ああいうものをどんどんひもといて改善していけばよりよい認定こども園、そして南崎保育所というものもでき上がってくるのではないかなと思うものですから、その点をまた検討していただければなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

そしてもうこれで私の最後の質問になります。南伊豆町内の事業経営者の救済策についてでございます。

先ほど町長の行政報告の中で観光客の入り込み状況について、なかなか好調な報告を受けたのでございますけれども、最近ちょっと感じていることでございますが、私自身は８月の下旬あたりからどうも賀茂郡下全般の業種というものは、何かまた不景気感というものがかなり漂ってきている。そして９月、10月の実際数字を見て見ても伸びてこない。はたまた11月も、これも感覚的なものなんですけれども、どうもかなり冷え込んできているんではない

かなという感じがしているわけでございます。

ちょっとその数値の結果なんですけれども、少しこの話しを過去に戻すんですけれども、23年の３月期と24年の３月期を比べますと、これは法人だけに関してみますと約６社ほど申告件数も減ってきている。そしてこれが申告の所得金額ですけれども、これもトータルで300万円ほど減ってきているんですね。

これはなぜか、ある程度理由もあるわけでございまして、なぜなら23年３月11日に未曾有の大震災が起こった。あれが起こったことによって、あの１年間というものは、これはもう経済は低迷期を迎えるということは必然であったわけでございますけれども、それにもかかわらず、24年の３月を過ぎた24年の４月以降にもこの低迷がどうも戻ってこない。要するに、好景気感というんですか、少しでも回復してきているよという感じすら全く見えてきていない状況でありまして、今を迎えているような状況なんです。

ここで町長、ちょっと質問してみたいんですけれども、これが本当なのか、はたまた先ほど言った入り込み数で、あれが直接南伊豆町の経済にすごく好印象を与えるよということではないと思うんですけれども、私が見る限り今全体的な業種を見ましても、景気の冷え込みというものが現実であると思うんです。

これについての受けとめ方、そして今後の対処の方法というものをお聞かせ願えないですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

具体的内容につきましては、担当課長から後ほど説明させますけれども、今吉川議員の言われた昨年ことしという比較をされましたけれども、昨年はご承知のように震災の後ということで、観光客は相当落ち込みがひどかったわけです。それとの比較ですので、ことしの先ほどの私の行政報告は、ですから100％を超える入り込みですね、数字では。ですけれども、これは今までの通年と比べますと、果たしてこの数字が伸びた数字であるかどうかというと、私はそうではないと思います。昨年の震災の後の数字と前の数字で。

というのは、今までやはりよくて対前年では微減できていました。落ち込んでいました。ですから、それが回復基調にあるということは、これは私の個人的な判断ですけれども、確かに今吉川議員が言われるように、対前年だけでは比較はできないと思います。昨年は特殊な要因があってのああいう入り込みの落ち込みのひどさですので、ですからそれを考えます

と、やはり言われるようにまだまだ回復基調には来ていない。しかし、落ち込みはかなりとどまってきているということは言えるかなと、これは私の個人的な見解ですけれども、あと細かい点につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

今議員のご質問の入り込み状況の関係で、23年の３月と24年の３月、そう変わりないんではないか。また逆にまだまだ落ち込んでいるではないかというようなご質問でございますけれども、今町長が申し上げましたけれども、それがすべて数字ではないとは思うんですけれども、若干観光協会、また観光施設、私どもが聞く範囲では入り込み客も多くなってきているよというような形で私どもはとらえていますので、またことしの伊勢海老まつり等々を見ましても、大分民宿等も入ってきているというような情報も得ていますので、人数だけを見ますと数字的には上がってきているのかなというふうに私どもは感じております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

このどう冷え込んでいるんではないのかなというのも、何も私は漠然として言っているわけではございませんので、やはり震災があった23年の３月、そしてそれにかわす１年間、この１年間の月単位と24年度以降の同じ月単位で比べても、24年度以降の月単位で落ちている月もあるんですね、こういう事態が生じている。これは業種ですと言われてしまったらそれまでかもしれないんですけれども、そういう業種もあるものですから、もっと注視をしていったほうがいいのではないかなと思っております。

そして、今ここでその問題をどうして上げたかと申しますと、やはり今商工振興事業内の負担金補助とか交付金というもので、一生懸命町レベルで援助をしてくれているわけでございます。具体的には短期経営改善資金利子の補給補助金ですか、そして小口資金の利子補給補助金。はたまた災害対策貸付金資金の利子補給補助金という、この３利子補給補助金等の制度もあるぐらいでございます。こういうことはどんどん本当に活用していきたいなと思うんですけれども、今改めてここでまたお聞きしてみたいんですけれども、今述べた３利子補給補助金の平成24年の10月までがでいいです。これの利用状況を少し教えていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

平成24年度の４月から10月末までの利子補給の利用状況につきましては、中小企業事業資金融資制度に係る小口資金利子補給が64件２億3,619万円の借り入れに対しまして、131万余の利子補給でございます。また、短期経営改善資金利子補給が１件500万円の借り入れに対しまして１万円余の利子補給となっております。

また、昨年度県が行いました中小企業災害対策資金の貸付資金制度でございますけれども、中小企業災害対策資金に係る利子補給につきましては９件１億2,130万円の借り入れに対しまして92万余の利子補給、経済変動対策資金につきましては、10件１億4,540万円の借り入れに対しまして、82万円余の利子補給となっております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　どうもありがとうございました。

この３利子補給補助金というものは、我々からすると非常に心強い制度でございますので、これはさらに手厚い見直しとは申しませんけれどもしていただいて、もっと我々が安心できるような地域づくりというものをしていっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

それと、今の３利子補給補助金に関連しまして、もう１つここで話をお聞きしてみたいなと思うことがございます。これは、この平成25年３月末で終了する金融円滑化法、そしてこの金融円滑化法が終わった後に予想される南伊豆町内の市場の影響、そしてその対策等を考えてみたいと思うんでございますけれども、今１つ例を申し上げますと、伊豆半島をテリトリーとして、ここを活動拠点としている１つの金融機関を例にとってみますと、南伊豆町内でこの金融円滑化法を使って元金払いをストップしている事業者ローン、そして住宅ローンは約60本近くあるわけでございます。

当然これは金融円滑化法が終了したときには、これの元本の支払いが始まるわけでございますので、大なり小なりかなり影響を受けてくる可能性があると思うんですけれども、やはりそれぞれ金融機関で独自の対策はとっていることも事実でございますけれども、金融円滑化法というものが終了するということがわかっているわけでございますので、町当局としても何らかの手だてを練るべきではないかなと思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃいました金融円滑化法、景気低迷によりまして中小企業の資金繰りの悪化等への対応策として施行されてきました金融円滑化法は本年度末をもって廃止されます。当町におきましても、来年度におきましても期間を延長する形で実施しております利子補給制度を来年度も延長して継続して実施していきたいというふうに努めてまいります。

また、この制度の利活用につきまして、広報紙やホームページ等を活用いたしまして、利用する方にとって利用しやすい制度の提供ができるよう、あわせて進めてまいりたいと考えております。

さらに、金融円滑化法が廃止になることによりまして、新たに経営力強化保証制度が新設され、本年度10月１日から制度が運用されました。この制度は、一般保証における保証料率をおおむね0.2％を引き下げようとするものです。中小企業の経営力を強化すべく、商工会と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

加えて、新年度は販路開拓や新商品開発、さらに起業化などに取り組もうとする事業者に対しまして支援をしていきたい。商工会や関係団体と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、商工会でも金融円滑化法がなくなるということで、相談窓口もつくりまして対応していくというふうに連絡をいただいておりますので、その辺もまた協力しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひその点のところをよろしくお願い申し上げます。

そして、先ほども最初のところで出てきましたけれども、この利子補給補助金の本当に手厚い見直しというものがどうしても性急に必要になってくることはもう目に見えていることだと思いますので、このところをぜひよろしくお願い申し上げます。

それと、これでもう最後の私の質問のところに入ります。

私のほうからこの南伊豆町内の商工産業の活性化の役立つと思われる一つの手段として提案をしておきたいんですけれども、それは、この金融機関とのパートナーシップ協定の締結ということでございます。

これはどういうことかと申しますと、町当局とその金融機関がそれぞれ持ち合わせているネットワーク、また情報を共有し合って、その地域経済の活性化、地域経済の発展とかそして地域社会の活性化に役立てようとするものでございます。

例えば、今三島信用金庫さんと伊豆市、熱海市、三島市はもうこれは既に協定を締結済みでございます。昨日行われた清水町での沼津卸消費者センターの展示場で行われました県東部、「十勝帯広ビジネスマッチング食＆農こだわりの逸品展示会2012」というのもその例の一つでございまして、先ほど述べた３つの市とそして信用金庫がタッグを組みまして、ビジネスマッチングの場を設けたわけでございます。

そしてそれが開催されている期間中に個別商談会があるテリトリーの中で行われまして、商談が95個ほど商談の土壌に乗ったということ。これが幾つその商談まで成立したのかはちょっとわからないんですけれども、それほど活況のあることをやっていただける、非常に今後は特筆すべきところのパートナーシップの協定ではないかなと思っているわけでございまして、これをぜひ私勧めておきたいなと思っております。

この南伊豆の経済の発展とか地域の活性化というものに非常にメリットがあることでございます。どこの金融機関とか何とかとは申しませんけれども、このパートナーシップ協定ということについての、最後です、締結するしないは別問題ですけれども、町当局側の考え方としてはどうかなと思いまして、答弁をお願いできますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この各金融機関とのパートナーシップ協定につきましては、地域経済の活性化と発展を目的として協定を締結する市町が多くなってきていることは認識しております。手元の資料では現在東部３市が協定を結んでおるようであります。

広範囲に事業展開する金融機関ですので、経済動向等に精通をしており、また独自のネットワークを有しているということから、このノウハウを活用することによって、企業誘致であるとか、あるいは事業所の販路の拡大、それから町外や県外への情報発信、農商工連携による６次産業化、こういったことが効果的な施策を展開できる、そして地域経済の活性化につなげていくことが可能となってくるというふうに考えております。

こういったことで、当町としましては、これについては前向きに協定の締結につきましては検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

以上、今後の南伊豆のあり方を考えるに当たりまして、観光は石廊崎の再生そして安全・安心なまちづくりとしては認定こども園、そして商工業の活性化についてはこのパートナーシップ協定というところから質問させていただいたわけでございますけれども、どれをとっても非常に無視することのできない最重要項目ばかりのところでございますので、私も一層の注視をして、ここのところに臨んでいきたいなと思っております。

これで私の質問は終わらせていただきます。本当にご丁寧な答弁、ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君の質問を終わります。

ここで、２時５分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時０５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（梅本和熙君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、私は住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

昨日、衆議院議員選挙が公示をされました。大不況が進行する中での選挙であります。最近町内でも地元資本のスーパーが廃業するという事例があります。選挙の争点は国民の生活をどうやって守って将来につなげていくのか、大きく問われるところではないでしょうか。消費税の増税でもってして国民の生活を守れるのか、原発に頼らないエネルギー政策をどう

していくのか、ＴＰＰに参加せず農業・国内産業を守っていく、これらの点が大きく争点として浮かび上がってくるところであります。

今回質問に上げた第１は、野生獣被害の現状と対策、２番目に、それに関連してのエネルギー関連、そして新年度予算編成であります。いずれも生活上、深刻な実態に対して、これまでの取り組み、そして今後の対応について質問を行います。

まず、野生獣被害の現状と対策であります。

行政報告の５ページでも有害鳥獣対策についての取り組み等々を述べられております。それにも野猿対策に対する対応も報告をされましたが、秋口に深刻になって報道された野猿対策全体の推進の状況についてどうなっているのかということ。それと、この項目に掲げたイノシシ被害の状況、捕獲の実態、今年度ですね。４月以降、それと対応策についてはどういうふうに考えているのか。まず、①と②、野猿とイノシシに関してご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、野猿対策ということでありますが、これの進捗状況につきましては、８月に一条地区において農作物の被害が深刻である旨の新聞報道がなされ、それ以降町内の農家有志で組織する野生猿による被害防止の会から被害防止に向けた抜本的な対策についての要望書が10月29日に町に提出をされました。

町としましては、新聞報道以降、この野猿撃退に効果があるといわれておりますオニヒトデを原料とする特殊肥料を被害地区に配布をするとともに、猟友会のメンバーにより一層の野生猿の捕獲駆除を依頼をし、10月下旬までの１カ月半ほどで５頭駆除することができました。

また、11月からは野生猿の捕獲駆除報奨金を２万円から３万円に引き上げまして捕獲の推進を図るとともに、本定例会に箱わな等の購入について補正予算を計上いたしました。さらに11月19日付で静岡県に対し、広域的な捕獲駆除や生態調査を含めた有効な被害防止対策の実施などについての要望書を提出したところであります。

このような中で、静岡県では今月の18日に町内において猿の捕獲技術講習会などを開催するとともに、広域的な野生獣被害対策に積極的に取り組んでいくというふうな回答をいただいております。

今後とも国・県へは関係団体と連携を図りながらこの野猿被害対策についての取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

イノシシ、シカ等による農作物被害につきましては、平成24年度10月末現在で、被害面積が1,501アール、被害額が789万円となっておりますが、実質的には民家の石積みや庭などでの被害、道路への被害、捕獲許可以外の場所での農地への被害などが計上されておりませんので、報告以上の被害が発生しているものと考えております。これは24年度末、24年度分でございます。

捕獲対応策につきましては、イノシシの捕獲駆除に対する報償金としまして、これは平成23年度は187頭で131万円、本年度、24年度につきましては、10月末現在で478頭、330万円の支給を行ったところであります。

また、電気さくやワイヤーメッシュ等による有害獣等被害防止対策事業補助金、そして平成23年度は41件164万円でしたけれども、平成24年度は10月末現在で53件208万円を交付いたしました。今後とも報奨金や補助金等の制度について広報紙やホームページ等を通じて町民へのＰＲを行い、その利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、猿とイノシシに関して報告をしていただきましたが、猿の対策でこれまで以上の取り組みをしているという意気込みが報告されましたが、いわゆる県が今後季節的に被害の増減がありますけれども、いわゆる捕獲と防除をあわせて９月議会ではテレメトリーの実施、事前に察知をする、駆除だけではこれはおさまらないので事前に察知をする、その点では県と協力をするという。もちろん県の専門家も入れた対応をしなければならないんですが、これに対してはその後どういう状況になっているか。

また、イノシシに関しては今報告をされましたが、捕獲が４月から10月いっぱいで、イノシシは471頭、これが町の町長許可分が471頭、農協が国の緊急雇用でやっている分が113頭、合わせて584頭が駆除で捕獲されていると。近年に増して駆除捕獲が多かったと。これは平成13年度以降で最高だと思うんですが、平成15年にこの議会でイノシシの被害が目立って以

降、さまざまな対策がとられてきていますが、そうした中でもふえている、これに関して猿の問題とイノシシの今後の対策に関して、猿もそうなんですが、生息実態等に関しては、猿に対してどのように県と協議をされているのか。いわゆるテレメトリーや捕獲の対応をするにしても、生息実態をきちんとつかんでいく、あるいはつかもうとする対応がないと非科学的な対応になるのではないか。

また、イノシシに関してもそうですが、やはり生息実態と行動実態、それと原因についてそのようにとらえられているのか。その点についてお答えしていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

最初に猿の対策でございます。昨日も県へ要望を出しに行きましたときに、県の賀茂農林の所長さん初め担当課長さんともお話しをさせていただきました。南伊豆町としましたらテレメトリー、県のほうもそういうようなお考えはあるみたいでしたけれども、なかなかテレメトリーは電気の問題であるとか、ＧＰＳでやるのかアンテナを立ててやるのかいろいろな方法があるみたいです。

一番問題になるのは電池がなかなかもたなくて、５カ月から８カ月ぐらいしかもたないという問題も出てきました。そういう中で、県が今回こういう方法でやられたらどうかというのが鳥獣被害対策実施隊ですね、そちらのほうを今回、県のほうとあわせた中で今協議をしています。

一応今回12月の予算の中にも猿をとるわなですね、箱を予算計上させていただきました。とりあえずそういうような形で一つ一つ準備は進めているところです。今言ったテレメトリーの電池等につきましても、今後前向きに検討して、何らかの形で対応できればなというふうに考えております。

それから、イノシシの関係ですけれども、イノシシも補助金制度等を使って捕獲をお願いするところですけれども、今回12月18日に県の主催でわなの講習会、また一般の方を対象にした自衛策といいますか、そういう対応をとれるような講習会も12月18日に予定しております。これも皆さんに参加していただいて、何とか研修会を開きたいなと思っております。

一応来年度につきましても、そういったイノシシの対策につきましては補助金制度を利用していただいて、何とかその対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　若干追加の質問もありますけれども、③の先ほど野猿とイノシシに関してありましたが、シカの問題に関しては、私一昨年の同じ12月議会で、もう既に日常でシカの幼獣が確認されたと。それで危機感を持った対応ということを質問しましたが、それに関してシカの生息実態の認識、被害、あるいは対応策についてはどのようにとらえられているか、その点の答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

先日、佐野にありますジビエ研究所のほうにお伺いしまして、研究所でニホンジカの調査をしているというお話しをいただきまして、早速ジビエ研究所へ行ってまいりました。それで鴨田先生にお話も聞いてきました。

このジビエ研究状況では、早い時期からセンサーカメラによるシカの対策というか調査をしていたということで、この調査結果を見ますと、今まで時期的にいつが多いのか、または時間的にいつ出没するのか、いろいろわからなかった点もございましたけれども、今回鴨田先生の調査によりまして、大体の様子がわかってきたというふうに私は感じております。

やはり当町においてもそのセンサーをつけて、これからシカの対策というのも考えなければならないのかなと。猟友会の方たちに聞きましても、やはりこれからはシカが多くなるだろうというような予想を立てておりました。

そういうことから考えますと、やはりセンサーによる調査等も必要かなと。それに対しまして鴨田先生も、とるだけでは分析できませんので解析もできません。先生のほうで応援していただけるというようなお返事もいただいていますので、今後はこういうような形でセンサーを使った調査等も前向きに検討してまいりたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　もう１つ、なぜこういう野生獣の質問をするかというのは、改めて言うまでもないわけですが、専業農家は南伊豆町は本当に少ないですけれども、同時に兼業農家、そしていわゆる生活を守るための農業をやっている、また家庭菜園をやっている。これは現金収入と同じような役割を町内では果たしてきた、ここが大きな被害を受けているということで、先ほど政治の国政の争点で消費税等々の話をしましたが、それと匹敵するぐら

いの重さがある問題だというとらえ方が必要だと思うんです。

それで、だから科学的な対応をする必要はある。猿、イノシシに関しても、もう一つ踏み込んだ、また積み重ねていくことが必要だと思うんですが、生態調査なり認識をする。シカの問題に関しては、今猟友会もこれからシカがふえるだろうという話をしていますが、ジビエ研究所の調査でも2010年から爆発的にこれがふえてこれが現在に至っている。南伊豆と下田の稜線でこれがふえている。人が寝静まっているときに、夜は下小野、上小野、毛倉野で鳴き声が聞こえますが、まだ目立って人里には出てこない。出てきたときにはもう大変なパニック状態になる可能性はあるんですね。

イノシシが今こういう問題になっていますが、かつて議会で最初質問者が出たころは、イノシシにも生きる権利があるんだという答弁が議会でもあった、笑えない話なんですが、やはり生態系も含めた深刻な状態が進んでいる。シカの被害はそれ以上だ。

私、一昨年の11月に長野県の清里の名前がわかりやすいですけれども、南牧村に個人で視察に行きましたところ、そこは高原レタスを栽培しているところですけれども、いわゆるワイヤーメッシュを縦にして使って村じゅうを囲う、そうしないと被害がおさまらないということで、さくで囲えない道路、幹線道路という幹線道路、農道につながるところは長さ４メートル、道路いっぱいに10センチ枠のグレーチングでシカが入れないようにしている、そこまでしていて、シカの繁殖力と生態系、農地を荒らす問題は比較にならないと。

ことしの10月には伊那市を視察してきました。これは９月号の現代農業でわなを仕掛けて、シカ、イノシシだけではなくて、猿もわなで捕獲するというわなを開発したということで、その本人は趣味の猟師をやっていたけれども、農家の被害の深刻さに心を痛めて、自分でわなを開発してプロの猟師になったという加藤さんという方でした。信州ジビエ協議会という捕獲したシカを活用する協議会のメンバーにもなっておりますが、彼はわなで猿もとる、シカに関しては、有害捕獲が23年度800頭。それでも伊那谷や南アルプスの西のふもとではシカがふえ過ぎて山里ではこれがとり尽くせないという状況です。

いわゆるくくりわなでもそういうことが可能であるということを視察をしてきたんですが、やはり深刻にとらえてその対策を今里には出てこないけれども、出てきたときには非常に大変だと。今、センサーカメラ等との調査もありましたが、改めて捕獲を含めた対応と防除に関して、取り組みを一つ一つ進めていただきたい。

１番目の質問の５番目ですね、ではなぜ出てきた野性獣、イノシシ等々の被害に対して、捕獲ということでこれまでずっと対応して、出てきたものに対するたたき、対症療法的な取

り組みをして、私も住民の皆さんと一緒に取り組んできましたけれども、これがおさまらないのか。この点に関して根本要因と根本的な対応策に関して、行政のほうでどういう認識を持たれているか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この野生獣被害の根本的な要因ということでありますけれども、これはいわゆる今言われている地球温暖化の影響から、冬季におけるえさの確保が要因となったということで、野生獣の個体数が増加しているということ。それから中山間地域の過疎化、高齢化による耕作放棄地の増加などの里山の荒廃によって野生獣のすみかとなる場所が増加して、えさが容易に得られる人里までおりてきているということが考えられるというふうに思います。

また、野生獣による被害は農家の生産意欲の低下、そしてさらなる耕作放棄地の拡大などにつながって、中山間地域などの維持を図っていく上で重大な支障となってきております。さらに、高齢化などによる狩猟者の減少に伴う捕獲者不足や効率的な捕獲方法がないことなど、十分な効果が得られていない現状にあると認識をしておるところであります。

そこで、今後の対応策といたしましては、引き続いて電気さくやワイヤーメッシュ等による有害鳥獣等被害防止対策事業実施補助金、それから捕獲補助に対する報奨金の一層の活用に努めながら、県特定鳥獣保護管理計画や南伊豆町の鳥獣被害防止計画に基づいて、県や猟友会などの関係団体と連携を図りながら効果的な手法を検討してその対策を講じてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　あわせて野猿、イノシシ、シカ以外のハクビシンの被害も深刻だと。今後は東伊豆で今出て、南伊豆でもちょっと見受けられるようになったタイワンリス等々の問題、これに関しては目撃数等々もまだ多いわけではないですが、ハクビシンは非常に多いですね、これらに関して要望はあるんだけれども実際にはなかなか泣き寝入りしている状況があります。捕獲のおり等々をこうした小動物に関しても役場で所有をして貸し出しをする態勢ももう少しふやしてやったらどうかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　大変ハクビシン、小さいそれも多くなっているという認識はしております。今後その個数もまたふやしたりして対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　前後しますけれども、先ほどの町長の根本的な原因に関して温暖化や耕作放棄地、狩猟者の高齢化等々に言及されました。全くそのとおりだと思いますが、同時に伊豆半島では、南伊豆町はもちろんですけれども、シカとこれは猟友会の毎年の狩猟講習のときに配られる資料ですけれども、南伊豆町のイノシシ、そしてシカは天城山周辺、現実に南伊豆町にも来て、目撃情報の資料がありますけれども、かつて伊豆半島が首都圏のエネルギーの産出、薪炭、いわゆる炭の一大生産地であって、四、五十年前までは山に人がたくさん入って、山の木を利用していた、エネルギー革命以降これが全く途絶えて山の木が放置される。シイの木でも胸高で一抱え以上あるような木もふえてくる。これは、大雨や台風のときに今後倒木する可能性は実際もう山で倒れている木もありますけれども、個人ではもう処理するのが非常に困難な状態だ。

それで、山の問題はシカがふえているところも含めてすべて日本全体、いわゆる炭で焼いていた南伊豆町、伊豆半島だけではなくて、建築材に使っていた針葉樹林を抱える自治体でも深刻な問題になっている。非常に大きな課題の対象で、どうやって手をつけていいのかわからない。同時に市場を開拓するにも、これが一自治体ではなかなかできない、これが今までの国の取り組みです。

しかしながら、五、六年前から農林水産省、環境省などで山に入る取り組みを進めてきてはいるんですが、実際にはそれが追いつかないために野生獣の被害が里に及んで動物は山で増殖をしている。

そこで、２番目の問題に関連をして進めていきますが、１番目の問題ではそうした山への対策が別に町の責任とかそういう町だけがやるべき問題というふうには思いません。国全体で考えていかなければならないし、人間として、人類として、日本人として山が国内の国土の７割以上を占めるところに生活しているものが、この問題を抜きに将来への生活の継続というのは考えられないと、そこまで見る必要があると思いますが、その点についてのご認識の一端を町長に伺いたいと思いますが、いかがですか。エネルギーとはまた別に。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今のご質問の趣旨はちょっとわかりにくいですけれども、今、横嶋議員の言われたいわゆる放置されている山については、私も横嶋議員と同じ認識をしております。

かつては木炭が生産されていたころは、大体20年周期ぐらいで広葉樹は伐採されてそれの繰り返しで、そして樹木は大木にはならずにきました。そういう中での野生のイノシシであるとかほかの動物もそうですけれども生活してきている。生活というか生きてきているという実態でした。それが木炭生産が打ち切られて、そして今植林をされておりますけれども、針葉樹が大体五、六十年たっているのが町内でもかなり多いと思います。

そういう中で広葉樹は放置をされ、針葉樹は五、六十年、あるいはもっとたって大木になってきている。ということは山自体がそういう樹木でほとんど占めているということですので、そこに住む、先ほどから出ているイノシシを初めとする動物がどういう生態系をしているかということを考えますと、おのずとそこは従前とは、食べ物のクリの実であったりそういう食料が、やはり動物にとっては求めにくくなってきているということで、それがやはり影響してきているかなという思いがしております。

ただ、この大木となっている広葉樹ですけれども、これの始末というのは一住民、素人ではなかなかもうできない状態にあると私は思います。昔ですと、十五、六年から20年であれば素人が行って切って木炭にしたりしましたけれども、今はもう大木になっていますから、これはかなりそれなりに技術のある専門的な業者でないと伐採もできない。

そして先般、私はある人から聞きましたけれども、例えば今生えている針葉樹を伐採をして、植林をしたとすると、恐らく杉やヒノキはみんなもうシカに食べられてしまう、植林はできませんよという話も聞きました。もうすべてが山から畑の物まですべてそういう状態ですよ、これは死活問題ですよという生々しい話を私は聞いておりますし、私も実際家の周りではそういう状況になってきております。

ですので、私はそういったイノシシやシカや猿については、もう駆除する以外にないと、これは追っ払っているだけではとてもそれは対応しきれないということですので、駆除、あるいは捕獲については、我々のできることはやはりそれを予算で計上して対応するということになってきますので、新年度予算ではそういう考えで、電気さくもそうですし、考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　答弁ありがとうございました。

まさに山の問題についてどうしていくか、この問題は町だけではなくて広く国政の課題だというふうに思います。また、それだけの労力や費用もかかる問題であって、これにどこから取り組んでいくかということが求められるというふうに思います。

２番目の新エネルギー資機材導入補助制度の整備でありますが、これも１と２を一緒に質問を行いますが、今のものに関連してエネルギーの問題では、原発の問題以降、エネルギーをどうするのかということはありますが、基本政策としては国が柱を持つことと同時に、いわゆる地域エネルギーで、かつて昭和30年代までは熱利用を含めたエネルギー、電気以外は自分たち地元で供給して、あるいは獲得していた。先ほどの炭もそうですけれども、そういう時代だった。それを身近なところで、今では太陽光発電、あるいは小水力とか風力、バイオマスエネルギー等々の推奨もようやく始まってきました。これは国の補助制度も大きくなって多くふえてきております。

これらに関して、昨年度太陽光発電の導入補助制度を入れたということは評価をすると同時に、ほかの問題、ほかのいわゆる新エネルギー設備の導入に関しても補助制度をつくって、購入補助制度をやるべきではないかというふうに思います。これは事業所でも家庭でもいいというふうに思います。

あわせてその中の一環として、この質問の用紙の②に書きましたが、木質バイオマス、いわゆる先ほど町長も言及した、放置された広葉樹林や一番は里山の問題ですね、山全体、山すべてを対象にするのは非常に大変でありますけれども、木質燃料で使えるところの市場を開拓をしていく、広げていくということで、深い山に入るとかそういうことではなくて、せめても里山に人が入るような状況を少しずつ広げていくということで、今各地でバイオの熱利用ですね、まきストーブとかペレットストーブ、あるいはまきボイラーやペレットボイラーを燃料に活用する。

県内では合併した浜松市は、二作毛とか山のところを抱えているせいだと思いますが、浜松市木質バイオマス利用促進事業補助制度というのを設けております。これはペレットストーブに特化しておりますが、ほかにいわゆるまきでも、まきストーブでもペレットストーブでも、木質燃料は暖房に使う際の補助制度をつくる、こういうことで、これは導入してすぐ野生獣被害が減るとかそういうことではないんですが、エネルギー問題の地域エネルギーを

それぞれ促進するという点、それと今課題である放置された山の問題に少しでもこれをアプローチをしていくという点で、あわせた新エネルギーの補助制度を設けるべきではないかというふうに思いますが、この点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

全国各地の新エネルギーへの取り組みにつきましては、気候や地形、地理的条件などそれぞれの地域の特色によりまして、さまざまな方策をとっているものというふうに考えております。

木質バイオマスの熱利用につきましては、地球温暖化防止や資源の有効活用を促進するということから、森林資源を保有する各地でその利活用に関する取り組みが進展しております。このような中で、木質バイオマスの熱利用につきましては、特にストーブなどの暖房器具の燃料としては有効であり、または通年使用の点では給湯ボイラーなども考えられるのかなというふうに考えております。

燃料確保や費用対効果等の課題もありますが、里山の問題と言いますか、いわゆる荒廃森林対策、あるいは野生獣被害対策といった観点からいたしますと、ご提案の広葉樹の活用というものは非常に有効な手法の一つでありますので、議員のご提案を参考にしながら先進事例を調査するとともに、今後の技術革新の進捗状況等を見ながら、その利活用につきまして研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　いかに温暖な南伊豆とはいえ、冬暖房を使う。施設園芸等々でも重油等々の暖房を使います。もちろんこれは生産コストの問題がかかわるので、一律にそれを使えということではなく、使うための促進の制度が必要でありますが、そういう事業用の燃料の経費の負担もする。金融でいえば利子補給のようなそういう形に近いものもあります。

それで、結果としてその単体での補助というよりは、その波及効果が今抱えている課題、どこから手をつけていいかわからない山の放置されたような問題へのアプローチとして、私は今すぐそれが爆発的に効果があるというふうに急がせるわけではないんですが、そのアプローチとしてこれをすべきではないかと。

ペレットストーブに関しては、特にこの町の中でも製材屋がまだ残っております。地元で

燃やせないので富士のほうまで処理に行くと。こういうものをペレット材料にする、ペレットプラントをつくるという、これは国の制度でもあるんですが、こういうところまでいわゆる消費と世論ですね、消費の動向が進めばペレットストーブは安全なものですし、公共事業体でも自治体の公共施設でもそういうものを使うことを促進することで啓発を進めていくと。ぜひこれを検討して、新年度予算までには実行の検討をしていただきたいというふうに思います。

続けて新年度予算編成に向けての基本姿勢であります。

今の時期は、もう既に11月当初に新年度予算の予算編成に向けた指針というのを発表しておりますが、日本経済が落ち込んでいる中で、自治体が住民の生活を守る、それだけではなくて経済問題もどういうふうに取り組むかということは大きい課題で重いんですけれども、これもやはり非常に重要だと、私はそういう観点でこれまで日常の活動でも取り組んでまいりましたが、まず新年度予算編成に関しては、地域経済対策に対してはどのように位置づけてどういう具体策を考えているのか。この問題はいろいろ町長の任期の問題や時期の問題がありますが、いわゆる経済対策や施策に関しては、これが今の時期切れてはならないという意味から、来年度予算に関しての編成の意向を聞くわけですが、その点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この新年度の予算編成でありますが、これは第５次南伊豆町総合計画及び南伊豆町過疎地域自立促進計画に基づく施策の推進に加えて、長引く景気低迷の中で経済対策と防災対策に重点を置いた編成を基本として通知をしたところであります。

このような中でまず経済対策につきましては、新年度も中小企業事業資金融資制度を延長して、これに係る小口資金利子補給や短期経営改善資金利子補給によって商工業の支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、本年度町内の各種事業所が保有するさまざまな形の商品の販路拡大に向けて、商工会と連携をしてインターネットショッピングモールへの出店の支援にも取り組んでまいりました。現在、25の事業者が出店をして商品の販売に向けて動き始めておるところであります。

さらには、町内の農家と酒販店による愛国米を原料とした日本酒のブランド化に向けた計

画もありますので、町としてもこのような販路開拓や新商品の開発などの取り組みに対して商工会などと連携を図りながら、その支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

加えて公共事業につきましては、町民ニーズに対応した社会資本の整備を着実に進めるとともに、小規模修繕制度の活用や、町内業者によって行われる住宅の新築や増築、住宅リフォームへの助成などを通じて町内業者の工事受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　鈴木町政になって細かな仕事、リフォーム助成なんかもふえてきましたが、先ほど商品の販路拡大の中でも出ましたが、農家が日本酒のブランド化ですか、やはり商品を開発して、これをつくっていく、継続的に販売していく、販路の拡大もそうですが、これを重視をする取り組み、日本酒のブランド化も農家と商工会が一緒になっているということですが、これまでも議会でもいろいろ質問等々を行ってきましたが、その実際の形態として、個人がやるにはなかなか投資や労力の点で難しさがある。しかし、力を合わせて地域の住民の皆さんが立場や組織を超えて連携する、力を合わせることで商品、ものをつくっていく、それが莫大なヒットにはならなくても再生産につながって、人件費プラスアルファが出る、経費が出ると。経費が出ると拡大再生産につながるということですが、そういう取り組みが重要ではないかと。

先ほど冒頭で地元のスーパーが廃業したというのは非常に残念なことなんですが、最近町内の住民の皆さんから多く言われることが、今はすべてが中央に吸い上げられてしまう、お金を出して給料も少ないんだけれども、全体の給料収入、売り上げの収入も少ないんですが、この町で消費をしても、消費のほとんどが上に吸い上げられちゃうということを言われています。そこまで皆さんが気づいてきている。便利なお店はあるんだが、そこに落ちたお金はほとんど吸い上げられちゃう、何も残らない、これが日本全体の経済の構図です。だからどんなに給料がふえても地域がよくならない。

でも、鈴木町政で整備した湯の花農産物直売所は、皆さんが落とした、生産者と消費者が落としたお金が、若干賀茂郡内に生産者がいますが、町外にもいますが、すべてこの地域にお金が落ちる仕組み、雇用もできるし収入にもなっていく。

こういう仕組みを日本の田舎地方の各地がこれを取り組んでいますが、やはりそこで重要なのは生産と商品開発、ここに取り組みの焦点を当てて、食料品の生産がああいう直売所で多いですけれども、いわゆる消費材、生活に使うもの。先ほども話しましたけれども、何もストーブもまきストーブも、業者が集まれば地元でつくれるものもあります。鉄板のストーブも10ミリ厚の大きさで鉄工所の仕事にもなる、そういう取り組みをぜひ考えていくべきではないか。

根本的には経済の環境を変えるには、消費税に頼らないで上に吸い上げない。大きい大資本ばかりではない中小の商店、身近なところにある商店が潤ってこそ地域の末端にも血が通うように、昨日も各地を回りましたけれども、やはり高齢者が買い物に行けない状態、そういうことも今すぐ改善はできませんけれども、いわゆる上に吸い上げられる構造の中でなっている。

なので、商品を生産することと、いわゆる一部の耐久消費材も含めて町内生産できるものに関しての考察と推進をしていくべきではないか。そうしたものをいわゆる②で上げましたフェスタ南伊豆の問題、教訓、この行政報告にもありましたが、伊勢海老号を実施して、ことしは天気もよかったせいで、私もたくさんのお客さんと話す機会もありました。北関東から来ているお客さんが何組かありました。宣伝の効果がそこまでいったということで、私も北関東の出身ですけれども、海は茨城の海しか知らない。フェスタは秋ですけれども、南伊豆や伊豆半島の海というのは茨城と違った海の魅力がありますけれども、やはりフェスタの中で南伊豆の生産物、あるいはその商品を宣伝していく一大イベントとしての発展をさせていくべきではないかというふうに思います。

その点について、続いてですけれどもご答弁をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このフェスタ南伊豆と伊勢海老号実施の教訓と今後の方向ということでありますが、フェスタ南伊豆は毎年産業団体、あるいは社会福祉協議会等によって実行委員会や出店者の方々のご尽力によって多くの来場者を迎えながら開催しているところであります。

特に今年度は10月21日に開催したところでありますが、町の観光協会と姉妹観光協会の秋田県の男鹿市観光協会の参加による地場産品の販売や、なまはげ太鼓の披露のほか、観光協会の貸切団体列車伊勢海老号による観光客のうち130人がバス４台で来場されて、イセエビ

のみそ汁サービスに舌鼓を打ち、珍しい地場産品等に興味を示すなど、本町ならではのイベントを満喫していただきました。

この伊勢海老号につきましては、ＪＲ東日本等の協力のもと10月20日、21日に運行されたところでありますが、ほぼ満席となる276名の方々に当町を訪れていただきました。町内の各ホテル・旅館への宿泊や観光施設への周遊等を通じた直接的な経済効果はもとより、ＪＲ東日本全支社においての宣伝、マスメディアへの露出等当町の情報発信が図られ、今後の誘客にも大いに効果があったものと認識をしておるところであります。

町としましては、この伊勢海老号の運行がフェスタ南伊豆に町外から来場者をお迎えでき交流の拡大につながること、また観光産業の活性化につながることから、観光協会等とも協議をしながら、今後も各種イベントにあわせた形での支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この問題は担当課長にもお答えしていただきたいと思いますが、私も最初、去年伊勢海老号を経済対策ということで入れたときには、もちろん賛成はしたんですが、どうかなという思いがありました。しかし、積み重ねることと、そこでの単純なイベントだけではだめなんですが、そこでここでの生産とそれを発表する場としてそれを位置づけるということでさらに魅力が広がる。場合によっては、いい商品に関しては取引もふえる。

お客さんの一人で、これはプライベートで来た証券アナリストを教育する会社を経営している青年実業家が、私のところへ名刺を持ってきました。南伊豆町内のものをどうのこうのという話をしまして、証券アナリストを育てる教育をしている人が、別なこの地方の活性化の問題の手助けをしたいという話までありました。非常に有効な出会いだなというふうに思いましたが、やはりそれにこたえるような生産と商品開発をしていく、まだまだそういう点では南伊豆町には余力と支援があるし、その資源を育てていく農産物にしても海産物にしても、それがあるんではないかと。

そうした結びつけた取り組みに関して、あるいはコンテストではないけれども、善行表彰をやるんですが、毎年この商品開発のコンテスト等々なども設けて賞を設けるとか、そういうことも工夫をして、このフェスタに焦点を当てるということをしたらどうかというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

私も伊勢海老号を担当して今回１年目でございます。昨年のことはちょっとわかりませんけれども、今回伊勢海老号をやらせていただきまして、天気もよくて大分お客様に喜んでいただいた。伊勢海老号だけでしたら、やはりこれだけのにぎわいもなかったと思います。そこにフェスタ南伊豆というほかのイベントもあったからこそにぎわうことができたというふうに認識はしております。

今議員が言われるように、そういうものにあわせて開発コンテストですとか、そういうものも取り組めればなというように考えておりますけれども、今後はそういった各種イベントをあわせた形での取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　日常の生産と商品開発があってこそフェスタ等々も本当に生きてくると思いますし、もう１つ忘れていたのが、この北関東から来たお客さんは宇都宮とは別に茨城から来た方が、町のホームページでもっとわかるように宣伝したらどうかということも言っていました。これは桜まつりで来始めて、もう３年ぐらい来ているそうです。河津よりもいいので、友人には名前を言ってはまずいですね、南伊豆を宣伝しているという話で、別に対立させるわけではないですけれども、ホームページでフェスタをもっと打ち出して、なかなか検索するのが大変だったということでした。それは忘れないように言っておきます。

最後に経済対策というか新年度予算編成の問題で、やはり大事なのは医療・福祉分野の問題です。

粘り強い取り組みで山坂ありましたけれども、下田メディカルセンター、あそこに落ちついて開業しております。今後団塊の世代を含めた高齢者が激増して、福祉対応・医療の問題では課題が出てくると思います。こうした点ではどのように考え、対応策を考えているのか。私は在宅介護の充実・医療との連携というのは非常に重要になってくるというふうに思います。こうしたときに、下田メディカルセンターも来年また医師の拡充もあるということを聞いております。また、看護師の確保に関しては苦労しておりますが、フルに活動したらこれらの要求に本当にこたえられるというふうに思うんですが、これに関して新年度予算、あるいは政策での考え方をご答弁願えますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この医療・福祉分野の対策ということでありますが、高齢化の進展に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者であるとか、高齢者のみの世帯、それから認知症高齢者の増加、そしてまた高齢者を取り巻く状況というのは年々多様化し、また複雑化してきております。そのために地域で暮らす高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、その支援に努めていかなければならないというのが我々行政の責務であると思います。

具体的には、シニアのヘルスアップ教室を初めとして、元気アップ高齢者健脚教室や肺炎球菌ワクチン接種費助成などの健康づくりや、介護予防を効率的に実施するとともに、地域包括支援センターを中心に、ひまわりの会やひだまりの会を通じた社会参加の促進などのサービスに取り組んでおるところであります。また、11月からは下田メディカルセンターへの高齢者通院バス料金の助成制度につきましても、付き添いの方を対象とするなど拡充をしたところであります。

さらに、今後は地域の基幹的な病院である下田メディカルセンター等の医療機関、介護事業所、社会福祉協議会、それから民生委員、企業、自治会等との連携や協働を一層進めていくことが重要であるというふうに思っております。

特に、国において提唱されております地域包括ケアの考え方にのっとり、介護、予防、医療、生活支援、住まいの５つのサービスを一体的に提供していく取り組みが必要とされておりますので、地域包括支援センターを中心として、高齢者が安心して生活できるネットワークの構築などを含め、高齢者対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君、時間になりましたので。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　最後ですね、担当に質問しますけれども、この秋に社会保障の一大改革と言われていわゆる改悪法案が通っているんですね。来年度から町長が述べた取り組み、これは今までの取り組みをさらに意欲的に広げていこうということでありますけれども、こうした点で法律の枠に対してどう対応していくのかということ。今でも介護制度はあっても、なかなか時間の制約とか費用の問題で大変だという、これらに対して答弁は非常に難しいと思うのですが、やはり高齢者、要支援介護者も含めた対象に対する基本姿勢は、本当に欠落

しないでやるべきだというふうに思いますが、その点どのように認識されているか、ご答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。簡潔にお願いします。

○健康福祉課長（大年清一君）　それにつきましては、先ほど町長も申しましたように、国において提唱されております地域包括ケアの考え方にのっとりまして、５つのサービスを一体的に提供していく取り組みが必要であるという認識を持っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ありがとうございました。

私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

◇　谷　　正　君

○議長（梅本和熙君）　４番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　質問書により質問させていただきますが、まことに申しわけございませんが、通告、質問の順番を２番の大規模災害、それから３番の自然エネルギー、それから最後に１番の行政姿勢、政治姿勢という形で変更させて質問させていただきます。

まず、大規模災害、地震等についてでございますが、これにつきましては、昨日同僚議員等から昨日の衆議院議員の公示がありましたが、被災地の第一声が４党の党首が声を上げて災害復旧についての国民に対してのメッセージを送ったのをテレビ等でごらんになった方もいらっしゃると思います。そういうことにつきまして、９月の定例議会と同じような形で引き続き質問をさせていただきます。

これは９月にも質問しましたが、神子元島への津波監視カメラの設置はどうなのかという検討をという形でご質問しましたが、検討するというようなたしかご答弁をいただいたと思いますが、その神子元島への津波カメラの設置について、その後の対応なり行動をどのような形で起こしたのか、それについてご答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えをいたします。

神子元島への津波の監視カメラの設置につきましては、島の所有者でもございます下田市、また神子元島灯台を所管いたします下田海上保安部においても、現状で整備予定はないとのことでございました。

また、下田海上保安部によりますと、神子元島灯台につきましては、太陽電池パネルによりまして灯台の灯火能力を維持しているものの、電力の安定確保は大変厳しいものがあるとの見解が示されてございます。

このような状況ではございますが、内閣府発表の南海トラフを震源域といたします巨大地震による津波のシミュレーションのほか、駿河、相模両トラフの海溝型地震に伴います津波の想定高など、今後発表されます静岡県の第４次地震被害想定、これらを視野に入れながら安定した電力確保等の問題も含めまして、津波監視業務における費用対効果なども検証するなど、総合的に研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　その件については、引き続き今の答弁で行動をお願いします。

次に、津波レーダーの南伊豆町への設置ということであります。

これにつきましては、室長は当然情報収集の中でご存じかとは思うのですが、昨年の３月11日に発生した東日本大震災のとき、当日、いわゆる太平洋沿岸を航行していた海上保安庁の巡視船のまつしまという巡視船があるんですが、これが船舶衝突防止レーダーというのが当然積載してあるんですが、このレーダーがいわゆる大震災の津波をとらえたと。そういう中で、これはたしか本社は千葉県だったと思うんですが、民間の気象サービス会社のウエザーニュース社が、青森県から茨城県までの太平洋沿岸に９カ所、いわゆる津波レーダーを本年３月までに設置したというような記事がありました。

この内容を見ますと、このウエザーニュース社の捕捉範囲は距離で30キロ、それで最大15分で捕捉可能ということで、いわゆる電波の発射が２秒に１回というような形で、ほぼリアルタイムで観測できるということだそうです。これから計算しますと、単純に津波の時速というのが大体120キロというような単純計算ができるんですが、こういうものを踏まえた中で、本年の10月18日にＮＨＫのニュースで、８月29日に内閣府が発表した南海トラフの地震

における関連で、和歌山県は最大18メートルの津波が来るよという想定の中で、和歌山県の美浜町と白浜町に国土交通省関西大学の高橋教授等のグループが航空機管制レーダーのシステムを応用した大型の津波レーダーを設置して、実証実験を行ったと。これについては、先ほどの民間気象サービス会社の30キロではなくて60キロメートルのもので津波襲来をいち早く、ですから15分が30分という形で、単純計算でなるんですが、そういうものを設置して２年間の実証実験をやるということですが、これをすれば事前に津波の襲来を把握できるものですから、陸地のほうの海岸線はいち早く避難ができると。

また、高橋教授のグループのお話しですと、いわゆる海洋レーダーをうまく活用すれば、最大沖合200キロまでの観測が可能で、日本全国にこの津波レーダーを70基設置すれば日本全国がカバーできるということで、200キロということになりますと、１時間30分以上の時間を把握できるということになるんですが、いわゆるこのイメージというのは、町長はご存じかと思うんですが、石廊崎奥石廊に無線方位信号所というのが今のＧＰＳだとか通信機能が発達してないということでたしか海上保安庁は教育長は地元ですからご存じだと思うんですがあったと思うんのですが、そういうもののイメージだそうです。

それで、こういうものを利用してやれば、そういうものができるということで、町長もよくいろいろな同僚議員の答弁の中で、伊豆半島・石廊崎は海上交通の要衝で、江戸時代からの非常に重要な土地だということをお答えになっています。

今回、同僚議員の先ほどの質問にもありましたが、石廊崎の土地を取得するということを進めているという中で、この石廊崎に津波監視レーダーの設置というのが考えられるのか。幸い石廊崎というのは、先ほどもお話ししましたけれども、いわゆる江戸時代から海上交通の要衝ということになりますと、当然問題になってくるのは、東京湾に津波が襲来するということになりますと、今までの事例のように、石廊崎がそういうものの灯台の役目をするんではないかと、津波レーダーで灯台の役目をするのではないかと。

それからもう１つは、静岡県は関東知事会、それから首都圏知事会のメンバーですよね。ですから、そういう首都圏知事との会合の場が設けられるのがあると思います。ですから、県を通してそういうものの設置を海上保安庁なり国交省に働きかける気はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

後ほど担当のほうから具体的な答弁をさせますけれども、この津波レーダーというのは、今議員が申されたような特殊性のあるレーダーであるということで、我が伊豆半島は、半島という地形でありますので、こういったレーダー設置には、まさにうってつけかなという私も今のご質問の中で思いました。

ですので、これから我々は、今まさに防災を町の喫緊の最優先課題として取り組んでおりますので、こういういわゆる地の利を生かした施設が、この伊豆半島で設置できるということであれば、私はこれは前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

あとは防災室長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えいたします。

議員のほうからのご指摘の内容につきまして、これは私どものほうも確認をさせていただいたところでございます。

議員からお話がございましたように、船舶のレーダーがとらえたということ、これはもう実証されたことでございまして、当然、防災・減災対策においては極めて重要な機能であるというふうに認識しております。また、町長がおっしゃったとおり、地理的な部分でも大変石廊崎の先端というところは、非常にすぐれた部分、地理的な条件下にあるというふうにも認識してございます。

ただ、和歌山県での調査研究につきましては、開発までにはまだ数年を要するというようなことでございますが、先ほど民間の事業者のお話もございましたように、そちらも含めまして働きかけができるよう、極力検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それは、総務課長が防災担当のころから、防災から減災というようなご答弁をされたものですから、いわゆる防災から減災に確実に結びつくと思うものですから、防災対策では何を置いても行動を起こしていただきたいと思います。

次に、津波避難タワーについて伺います。

過去の議会の中で、今回の12月議会でも同僚議員から質問等が出ましたが、南海トラフ大地震の想定で、今まで津波避難タワーを計画していたものを計画を練り直して弓ヶ浜にということで、先ほどの町長の行政報告の中にもコンサルタント業者と委託契約を結んだという

ような報告がございましたが、８月29日の総務省の想定ですと、南伊豆が平均で16メートルということの中で、弓ヶ浜地区が12メートルから13メートルというような数字が出た中で、よく言われる南伊豆は海岸線が57キロあるよということが今まで言われているんですが、この弓ヶ浜だけではなくて、当然海岸にはほかの人たちも住んでいるし、観光客の方もおいでになっているということになるんですが、この弓ヶ浜以外の避難タワーの建設はどのような考えなのか、その計画が具体的にあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えいたします。

まず、湊地区の津波避難タワーにつきましては、平成25年度の早期の完成を目指して事業の推進に努めているところでございます。施設規模につきましては、本年８月29日発表の南海トラフ巨大地震によります被害想定に基づき、建設地の津波浸水深、また津波到達時間のほか、夏季シーズンのピーク時の来訪者を推計した中で、安全な高さと避難人数を収容できる面積を有するものでございます。

具体的には高さ12メートル、また収容人員としては1,000人を想定をしており、地元湊地区のほか賀茂危機管理局を交えまして、３者での協議を経て設定をさせていただいたものでございます。

また、湊地区以外の海岸地区につきましては、以前にも地図等でお示しをさせていただいたとおりでございますが、同想定に基づきます津波到達時間を踏まえた中で、比較的近くに高台の避難場所が確保されていること、それからタワー設置場所等、これもなかなか家屋が密集していたりとかということもございますので、そのような場所等の問題もございますので、現時点では設置の計画はしてございません。

しかしながら、今後公表されます静岡県の第４次地震被害想定なども踏まえまして、状況に変化が生じた場合には、必要に応じて津波避難タワーの設置を検討するとともに、自主防災組織等への支援について、より一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、次の通告ですと３番目ですが、２番目の自然エネルギーについてお伺いします。

これにつきましても午前中から同僚議員、それから私も９月の定例会において質問して、先ほど来申し上げましたように、これが昨日公示された衆議院選挙の原子力等の関係で争点にもなっているものですから、再度質問させていただきます。

24年の10月24日現在前後の静岡県のローカルテレビ局、それからローカル新聞等で放映、報道された東海大学の田中教授と民間企業、これは３社から４社ぐらいあるんですが、これが御前崎と相良港において、ＮＥＤＯ新エネルギー産業技術総合開発機構の助成に採択されて、2016年の２月まで、波が高いとされている、先ほど申し上げました御前崎、牧之原の相良港の付近で実証の試験を行うと。今後、漁業権を持つ地元の漁協、それからＮＥＤＯ等との関係で、発電装置を備えて発電効率と環境の影響を高めて、結果によってはこの実証実験を続けるというようなことが書いてありました。

これについて東海大学の田中教授は、静岡県伊豆半島だけではなくて、日本各地にこの波力発電等に向いている場所はたくさんあるんだよというような談話が載っていたんですが、この県内で行われております実証実験についてどう思うのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

議員からお話しのありましたとおり、本年10月末に東海大学の海洋学部のグループが海洋エネルギー技術研究開発として、新エネルギー産業技術総合開発機構、ＮＥＤＯの助成を受けて、相良港と御前崎港海域で越波型波力発電の実証実験に向けて作業が進められていくことが報道されました。当地域は年間の波エネルギーが大きいということから実験場所として選ばれたというふうに牧之原市からも聞いております。

現在、東海大学海洋学部のグループでは、牧之原市を含む関係自治体や漁業関係者とメリットやデメリットについて検討しているということでございます。

57キロにも及びます海岸線を有する当町といたしましても、大変興味を引く事例でありますので、実験の推移を見守るとともに、その成果を期待しているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　その中で、５月にも質問したんのですが、いわゆる波力発電等の実証実験を含めた中で、まだまだ南伊豆で考えられますのは、波力、海流、潮流等の可能性について９月に質問したんですが、そのときには、先ほどちょっと御前崎、相良のところで触れ

ました漁業との調整とかというようなことの答弁で、消極的な答弁をいただいたんですが、９月から２カ月半の中で、原子力発電等の問題等で、先ほど申し上げましたように選挙の争点になった中で、原子力というよりは自然エネルギーとかそういうものについての国のほうの考えなり思惑がシフトしているというのが事実だと思います。

これらを含めた、波力だけではなくて当然自然公園法とか文化財保護法とかというのは制約はあるんですが、実証実験ということになると、それは不可能ではないよというようなことを私は聞いております。

そういうものの誘致というのは再度考えられないのか。当然、現在の日本のエネルギー事情や先ほど申しました原発のことを考えますと、そういう実証実験の誘致を可能性のある公共団体では、どんどんそういうものを誘致するというような行動を起こすと思います。

それで、午前中からの同僚議員の答弁の中にも、私の感覚からいくと消極的だなというような印象を受けた答弁もあるものですから、その辺を積極的に考えられないのか。静岡県では窓口を一本化して、自然エネルギーに対してやる窓口を大きく広げているというようなことも９月の中で答弁がありましたが、そういうものについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

９月の議会のときにも私といたしましては、情報収集には努めてまいりたいというふうに考えているというふうに発言したと思います。それで、こういった越波型の波力発電と海を使ったエネルギーですね、そういったもの等につきましても、今後もそういった取り組みが進んでいくものというふうには考えております。

先ほど来も申し上げましたけれども、当町といたしましては、今後こうした実証実験の成果を期待しながら、県と関係機関と連携を密にしながら情報収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

静岡県におきましても、先ほどの海洋再生可能エネルギー、いわゆる越波型波力発電につきましても、静岡県としてもそこの南駿河湾地域の沿岸自治体だとか地元漁協、それから学識経験者等が参加する勉強会というものにも参加をいたしまして、県としての今後の展開ということで、実証フィールドの提供に当たりましては、地元漁業関係者との利害調整が不可欠だということで、国等が公募ということでの実証フィールドの候補地とかそういった面につきましては、今申し上げましたとおり勉強会等でもって課題の整理とか、それから機運の醸成を図るということのようでございますので、そういった形で、県とそういった情報の連

携を密にしながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、実証実験の誘致ということにつきましては、当町におきましても平成23年度から環境省から委託を受けました独立行政法人産業技術総合研究所が加納地区を中心にして行っております温泉共生型の地熱貯留層の管理システム実証研究というものを行っております。

また、静岡県の企業局におきましても、本町を含みます３市町、下田市と東伊豆町なんですけれども、におきまして、いわゆる温泉発電の可能性調査というものを行っているというような状態であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それは、午前中の同僚議員の質問に対して答弁を聞いたんですが、もう静岡県内でそういう実証実験をやって、ある程度可能性の方向まで進むという答えが出ているわけですよね、ですから、波力発電だけではなくて、当然課長もご存じだと思うんですが、石廊崎の沖合というのは昔からそういう難所で、海流とか潮流が激しいよというのが現実的に歴史の中で出ているわけですよ。それだものですから、そういうものがありますということを、早急に手を挙げて打っていくということができないのかということを再度お聞きします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますとおり、県のほうとお話を聞いてみたいなというふうに考えております。あるいは関係機関等々、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　では、町長にお聞きしますけれども、こういうもののいわゆる実証実験とかそういうものを誘致なり何なりを手を挙げれば、南伊豆町の宣伝だとか、ほかの事業の民間業者が興味を持って、ある程度こちらへ目を向けるというようなことが考えられると思うんですが、そういう考えというのは発想というのはできませんか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この越波型波力発電ですか……

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　越波型ということではなくて、ほかの実証実験についても、可能性もあるわけですよね、南伊豆は。９月に私が言って町長もそういうものというようなご答弁をいただいているんですが、その中でそういうあらゆる今、自然エネルギーのほうに目が向いている中で、実証実験というのが当然出てくると思うんですが、そういうものの中でいち早く南伊豆町が手を挙げてやれば、南伊豆町の言葉は悪いんですが宣伝にもなるし、事業者もこちらへ目を向けるから、そういうものの行動を起こす気はないですかということです。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今議員の言われるようなほかのそういった事業も含めてということですが、我々もこういったいわゆる代替エネルギーというか新エネルギーについては、まだまだ勉強不足の点もありますので、これは検討させてください。

そして、可能であれば、私はやはり取り組んでいきたいということであります。それも午前中の質問でもありましたけれども、やはりこういう時代ですので、可能なそういった新エネルギーについては、できる限り我々は取り組んでいきたいという考えはありますので、検討させてください。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

３番目に入りますが、いわゆる庁舎を建設・改修・改築した時点で、エレベーターホールにも数字の表示が現在あってわかるんですが、この庁内に設置された太陽光発電の設備、装置について、非常に私も関係していた中で勉強不足なんですが、目的というのがどういう目的でやったのか。そのデータを集めるためにやったのか。当然現在の庁舎の電力使用量はあれで賄えるとかというのは、当然考えられないんですが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

庁舎では、庁舎中央の階段のトップライト部分にシースルーソーラーガラスを設置しておりまして、議員ご指摘のとおりエレベーターのところに発電表示がされております。最大で1.764キロワット規模の太陽光発電を行っております。それでまた、役場の郵便局側の入り口には、太陽光を利用しました15ワットのＬＥＤの外灯１基を設置しているところであります。

これは、当初の目的でございますが、当時はまだ代替エネルギーとかそういった概念が余りありませんでした。CO_2削減という大きな目標はありましたけれども、そういったことと庁舎の構造上、明るい庁舎をというようなことがありましたものですから、庁舎中央に採光部分を取り入れるということです。ただ、それだけではもったいないという言い方も変ですけれども、そういったことでソーラーを取り入れようというようなことで取り入れた経過があると覚えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　次に、再生エネルギーの４番目に入りまして、新エネルギー誘致のインフラ整備についてでありますが、午前中も同僚議員の中で吉祥の土地に、町長の行政報告にもございましたが問い合わせがあって、概要計画等も聴取しているということでありました。そういう関連の中で、南伊豆町というのは、東京電力管内の中で半島の先端で、過疎の市町村で、電力消費量というのが、非常に最先端なものですから少なくなっているというのが現実的なものであります。

それで、これは課長にお聞きしたいんですが、東京電力の送電網がどういう系統で来ているかというのはご存じですか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

詳細な形というのはわかりかねるんですけれども、幾つかのグループに町内が分かれているということは聞いてはおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　大きく分けまして、西側と東側から送電が来ているわけです。

停電があったときに、東側と西側で来ているやつだと、目の前で電気がついているのが、こちらはついていないというようなちょっとおかしな現象等もありましたけれども、そこの段階で２系統で来ているなというのは認識したんですが、その中で、先ほど来のメガソーラーの関係で同僚議員等の質問がありまして、それからまた私、５月の議会でも質問しましたが、メガソーラーの誘致についてということで質問したんですが、ある程度消極的な意見だということで、業者さんが南伊豆を調査してメガソーラーに対しての適地を９月以降何カ所か調べた事実があります。その中で、送電線の容量が少ないから大規模発電は適しませんよと。それは当然調査したところがある程度東電の下賀茂変電所から離れていたものですから、送電線の容量等をアップしなければだめだというような調査結果になったらしいんですが、これが何か５キロ以上そういう容量のところから離れますと１億とか１億5,000万円以上の投資が新たに必要だということになると、現在の中ではその投資が回収できないというような形の中で業者が二の足を踏んでいるということだそうです。

だから、そういうものについて、東京電力の力というものは相当大きいらしいんですが、メガソーラーを南伊豆に誘致するについて、東京電力と送電線の容量をふやせというような計画、考えはあるのかないのか。メガソーラーを南伊豆にある程度大きくなってやれば、今までは先ほど言いましたように過疎地で電力消費地だよということになりますが、そのメガソーラーがある程度軌道に乗ってくれば、180度の転換で電力生産地になるわけですよね、そういう発想のもとにそういう行動を起こす気があるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

まず、容量の分なんですけれども、私が伺っているところによりますと、メガソーラーの2,000キロワット未満であれば現在の電柱を伝わっている配電線なんですけれども、こちらにそのままメガソーラーで発電したものがつなげられるよということだものですから、費用的にはそれほどかからないよということを聞いております。

それで、その2,000キロワットを超えますと、送電線といいますか、鉄塔をつくって送電網につなげなければならないよと。それがやはり１基つくるについても、今お話のあったとおり１億円ぐらいかかるということで、一番近いところですと松崎方面に鉄塔があるようなんですけれども、そちらまでは６キロぐらいは吉祥からあるんだということで、非常に大き

な金額がかかるというふうに聞いております。

それで、容量等の問題につきましては、東電との接続協議という中でそういったお話が出てきたんだろうというふうには考えております。

私の知っているところでは以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今、課長の答弁の中で、2,000キロということになりますと、メガソーラーですと２基しかないわけですよね、そういう中で南伊豆の場合は風力発電の事業者が東電とそういう協議をして、現実的にはああいうことをやっているわけです。だからあれは民間業者なんですけれども、そういうものは不可能ではないよということになると思います。これは答弁は要らないです。

もう１つは、これは土地利用の関係でございますが、下賀茂変電所まで電気をうまく送ればその問題は解決するんですが、その下賀茂変電所の近くの土地、湊手石地区の耕地整理、これは南伊豆町の随一の平野部でありまして、農振地域に指定されて、なかなか難しいというようなことがありますが、地主の方に言わせますと、青野川の水が加畑神社のところまで潮が来るものですから、あれをくみ上げると塩害で農地としては使えないんだよと、だからほかの方法も考えていただきたいというような意見がございました。それについていろいろなところからも過去に出ていますが、あそこのところにメガソーラー、当然これは１つのワンクールとして20年ということになりますが、時限的な利用形態ということになると思うんですが、そういうものについての可能性があるのかないのか、考えがありましたらお答え願います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

日野の手石の和田原という地区のことだと思いますけれども、議員がお話しになったとおりいわゆる農振地域ということだそうです。そちらのほうは私ちょっと詳しくないんですけれども、いわゆる農地法の絡みがあろうかと思いますので、そちらのほうが可能であればということの条件つきになろうかと思います。現時点ではちょっとそこまでは考えていなかったものですから、現在はちょっとお答えをしかねるという状態でございます。

それと、あとやはり民有地が多いと言いますか、民有地ですね、その辺の問題がどうなのかという問題もあろうかと思います。ということで、ちょっと現時点ではお答えができませ

ん。失礼します。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　企画課長、役場でやる必要はないわけですよ。事業として成り立てば、今は民間事業者がどんどん進出してくる時代です。ですからその事業環境を役場でつくったらどうですかというのが基本的な質問です。それは答弁は要らないです。

それで、農振法等の関係で産業観光課長にお伺いしますが、過去にいろいろな整備で、都市計画の整備だとか減歩で畑にするだとかというような、いろいろな構想なり何なりがあったということを聞いています。現在では毎年議員の方々もボランティアで行っていますが、草刈りをやっているというような状況で、農振地域でありながら農地としての形態はなしていないわけですよね、これは前の石川県知事も現地を見ていただいたときに、色はきれいだったのですが、セイタカアワダチソウが蔓延していた、これはどうにかしたほうがいいというような形のお話が出たということも聞いているんですが、そういうものを含めた中でのお考えというものがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

議員ご存じのように和田原の土地につきましては、圃場整備を行ったところです。現行の農地法でいく以上私も答弁できませんのであれなんですけれども、現行の農地法では圃場整備をやったところについては入れかえは困難だというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　課長の答弁ですと、当然政治的な配慮というのができないということなものですから、町長、それについて当然、農振地域で農地であっても高戸利用はできないし荒れているわけですよね、そういう形で何らかの認識を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この農地法の網のかかった農地というのは、なかなか難しい面があると思いますので、これは即答できませんが、これは今、前にもそうですけれども、農地法の解除ということはいろいろ今までも言われてきております。ですので、我々としてはあの荒廃地を見たときにやはりそのまま放置することが果たしていいのか悪いのか、これは当然もう何とかしなければならないということに結論はなるわけですので、そういうところを含めて今後我々としては、課題として取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは通告の一番最初の行政姿勢・政治姿勢についてお伺いします。

まず、１番目の国旗、国歌についての認識でありますが、日本の国旗というのは、いわゆる法律上は日章旗、それが一般的には日の丸と言われています。その由来につきましては、教育長はよくご存じだと思うんですが、西暦645年の大化の改新以後、西暦701年の文武天皇ですか、その天皇が今の白地に赤丸というようなああいう形態ではなかったらしいんですが、いわゆる国旗を玄関口に掲げたと。それが今まで連綿と続いて今の白地に赤丸になったのは源平の合戦の源氏軍の旗が白地に赤だというようなことの一説の中で、それが由来しているというような説があります。

国歌の君が代については、西暦905年の古今和歌集、それからそれ以後の新撰和歌集とか和漢朗詠集とかというような形の中で、古今和歌集には詠み人知らずというのが形の中で載っているという経過がございまして、平成11年８月９日には国旗及び国歌に関する法律というのが出まして、いわゆる国旗は日章旗とすると。２条では国歌は君が代とするということになっています。幸い町長、副町長、教育長は、俗にいう地方公務員という形で最初奉職された中で、当然私もそうだったんですが、いわゆる憲法を守って法令を遵守するというような、同じような宣誓をしたと思うんですが、お３方はその宣誓をなさったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

その宣誓という形では記憶にございませんけれども、職員としての当然そういう宣誓はしております、含めて。

○議長（梅本和熙君）　副町長。その場で結構です。

○副町長（渥美幸博君）　私も大分前の話で記憶にはございませんけれども、公務員として、全体の奉仕者として務めるという形での宣誓はした記憶がございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　本当に昔になりました。私はやった記憶があります。エコウチクの前で宣誓いたしました。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

これは、次の質問の中での関連になるものですから今あえてお聞きしました。

その中で、国旗に対しての敬礼だとか、それから国歌に対して歌わないだとか、マスコミでいろいろな関係がありますが、いろいろなマスコミの中では、君が代というのは天皇礼賛の個人崇拝の歌詞が存在するとかというようないろいろな論争がありますが、主要諸外国の国歌の内容を見ますと、イギリスというのは、もろに女王陛下万歳、和訳しますと。それから、神よ、女王、国王を守りたまえとか、それから、アメリカ国歌はご存じのように星条旗、それから星条旗よ永遠なれとか、フランスの国歌ラ・マルセイエーズですか、それはもう戦争そのものの歌詞、それから中華人民共和国の国歌というのは、義勇軍行進曲ということで、やはり戦いを鼓舞するというような内容で、それから戦闘的な士気を高めるような内容が多く見られるというようなものがありますが、先ほど申し上げましたように、日本の国歌というのは和歌からの出典ということの説をとりますと、諸外国とのイメージは、非常に日本の国歌というのは文学的な要素が高いと思うんですが、これはこの町の本会議に似つかわしくないというようなお気持ちがあればそれは仕方ないんですが、南伊豆町の町長、副町長、教育長として、国歌、国旗に対する何か認識があればお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　私は町長として、町民としてというよりも日本国民として、やはり国旗、国歌は日本人の象徴であるという認識でおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

町長答弁のとおりでございますけれども、国旗、国歌はいずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているということで、我が国にとりましてなくてはならないものだと考えております。

また、我が国の末永い平和と繁栄を願うということを考えますと、国歌と国旗を大切にするということは当然のことだと思っております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　関連してお答えいたします。

国旗・国歌の認識についてですが、学校教育においてその立場で、国旗、それから国歌の取り扱いということが書かれておりますので、申し上げます。

私どもとして国際化の進展に伴って、子供たちに日本国民としての自覚、それから国を愛する心、これを育てるとともに、子供たちが将来国際社会において尊重され、また信頼される日本人として成長していくことが大事なわけですが、そのために国旗、国歌、これに対する正しい認識を持たせること。それからそれらを尊重する心情とか態度、これを身につけさせる、これが重要であると認識しております。

実はこれは文部科学省の小中学校学習指導要領というのがございます。その中に特別活動の章があるわけですが、ここの中に入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとすると規定されており、これに基づき指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

今の教育長の答弁は、平成11年８月９日に国旗・国歌に関する法律が制定されたときに、総理大臣談話としてそれが公表されたということを私も承知しているんですが、それに基づいて、私自身は日本国民として当然のことだとは思っているんですが、今後ともそれについてはよろしくお願いしたいと思います。

次に、各種南伊豆町の行政行事における国旗掲揚の基本姿勢、その現状ということをお伺いしますが、先ほど来から申し上げます平成11年８月９日付で国旗及び国歌に関する法律と

いうのを受けて、南伊豆町も日本国の構成公共団体で当然だと思いますが、それに対する施策等を遂行した中で、庁舎のポールには日の丸が掲げてありますし、いろいろな消防だとかそういうものについても国旗の掲揚はなされているんですが、いわゆる国旗の掲揚が行政行事の中で掲揚されていなかった例が何か見受けられるような感じがするんですが、できれば過去２年間ぐらいのものでどのくらい掲揚されなかったのがあったのか、それでわからなければ担当課長の記憶の範囲で結構ですから、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

過去の行事につきまして、国旗の掲揚状況でございますが、はっきり申し上げまして余り記憶にございません。最近の行事でいきますと、杉並区さんとの防災協定の関係のときは、スペースの問題とか杉並区さんが今までほかの自治体と協定を結んだときのやり方等の調整の中で、両区・町の区旗・町旗にしましょうというような経過もあったやに記憶しております。

旧中央公民館のように、もともと国旗がもう固定してあれば掲揚する必要もないわけでございますけれども、極力掲揚するようには努めておりますが、スペースの問題とか相手のあることとか、そういったことの中で、極力努めるようにしておりますが、結果として掲揚しなかったこともあるというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　そうしますと、当然掲揚しなかった理由というのがはっきりご答弁願えないんでしょうし、その理由が現時点でわからないというのが認識でよろしいでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　先ほども申し上げましたように、スペースの問題とかいろいろあろうと思いますけれども、少なくとも意図的に掲揚しなかったということは一切ございません。先ほど町長、副町長、教育長の答弁のとおりでございます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　そういうものを踏まえて、最後の今後の南伊豆町としての行政行事等についての、言葉では大げさなんですが、行動規範、どういうふうな形でいわゆる国旗・国歌についての考えがあるのか、それを明文化するのか、その不文律を非文章化で進むのか、

そういうもののお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど私は国民としてという言い方をしましたけれども、やはりこれはそれぞれが国旗・国歌に愛着を持って自然に対応することが大切であるということで、私は当然のことながらこれは日本国の象徴として今後も続けてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（梅本和熙君）　谷正君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　４時０１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　清　水　清　一

署名議員　　齋　藤　　要

平成２４年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２４年１２月６日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　諮第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　４　報第　６号　平成２４年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）
日程第　５　議第８７号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　６　議第９０号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第　７　議第９１号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
日程第　８　議第９６号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加　畑　　毅　君	２番	宮　田　和　彦　君
３番	吉　川　映　治　君	４番	谷　　正　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	梅　本　和　熙　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長　　鈴　木　史鶴哉　君　　副　町　長　　渥　美　幸　博　君

教育長	小澤義一君	総務課長	松本恒明君
防災室長	橋本元治君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	渡辺公夫君	産業観光課長	大野　寛君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成24年12月南伊豆町議会定例会第２日目の会議を開きます。

なお、本日は４番議員、谷正君から10時30分から13時まで欠席届が出されていることをご報告申し上げます。

◎議事日程

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

７番議員　　清　水　清　一　君

９番議員　　齋　藤　　要　君

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第２、一般質問を行います。

◇ 稲 葉 勝 男 君

○議長（梅本和熙君）　６番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　改めておはようございます。

ことしもあと残すところ25日足らずとなりましたが、それに衆議院選も加えて非常に忙しい時期になりました。町長を初め、皆さん体に気をつけて最後の一頑張りをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、今日、私が３項目について質問をさせていただくわけですが、この中には昨日の同僚議員と重複する部分が大分あるものですから、それでもぜひ答弁のほうをよろしくお願いいたしたいというふうに思います。

それでは、１番目の質問としまして、観光立町における石廊崎の位置づけはということでお伺いいたします。

この岩崎産業株式会社との訴訟問題の進捗状況についてということでお聞きいたしますが、岩崎産業株式会社が訴訟を起こしたのはたしか平成19年３月でありますから、既に５年９カ月が経過しております。

この間、平成19年６月の定例会からことしの24年９月の定例会までに、約16回のこれに関する石廊崎の活性化、あるいは訴訟問題等に対しての一般質問等が同僚議員や私もした記憶があります。

そして、一般質問等でその都度いただいている答弁のほとんどが昨日も同様ですけれども、係争中であるということを理由に、私らにすれば満足のいく回答はいただいておりません。

しかし、この係争中であるということは実際わかるんですけれども、町民、特に石廊崎地区の皆さん、それから観光関係の皆さんの申しているところによると、係争中ではどういうふうな状況か実際わかないと、確かに町長が言われるように裁判に不利になる部分、そういう部分があるからということでございますが、何らかの形で今までの情報を知りたいというのが町民皆さんの本当の要望というか希望という、そういうふうになっております。

ことし６月４日の全員協議会では、これまでの裁判の経過説明がありました。そして、その内容ですと

〔「暫時休憩お願いします」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　暫時休憩でよろしいですか。

○６番（稲葉勝男君）　はい。

○議長（梅本和熙君）　暫時休憩。

休憩　午前　９時３５分

再開　午前１０時１８分

○議長（梅本和熙君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議運の委員長から、経過を報告させていただきます。

谷正君。

〔議会運営委員会委員長　谷　　正君登壇〕

○議会運営委員会委員長（谷　　正君）　ただいまの稲葉議員の質問に対しまして、当局側から暫時休憩という申し出がございまして、議運で、いわゆる当局側、それから質問者であります稲葉議員とお話をしてまいりました。その結果を手短にご報告申し上げます。

いわゆる当局側のほうで、ただいま和解交渉が大詰めに来ているという形の中で、過去の数字等は公表をできるだけ控えたいというような全員協、それから、いわゆる和解交渉の中で経過があったということで、本会議場でのいわゆるその和解交渉に影響するような質問、答弁等は今までも控えておりましたし、稲葉議員の今回の本会議での質問もどうなのかというような形の中で稲葉議員との調整の結果、数字のものについては削除、取り下げるというような形があったものですから、一応和解交渉に影響するような数字については、いわゆる削除というような方向でいきたいと思います。

議運としては以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　それでは、６番議員、稲葉勝男君の質問を再開いたしますが、ただいままで４分質問時間が経過しておりますので、残り56分ということで11時16分までといたします。

どうぞ。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ちょっと私のために、いろいろ貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

結果は、今議運の委員長から申し上げたとおりでございます。

続いて質問をさせていただきます。

７月23日の議会全員協議会において、東京高裁での代金の支払い方法だとか、あとは構造物の売買、そして新道路の建設の時期だとか、進展は遅いけれども大分進んでいるという、交渉に入っているが進んでいるというふうな説明も受けました。そして８月22日には、また東京高裁にて和解交渉が行われる予定であったが、何か岩崎産業と相手方の都合でこれが延期されたというようなことも聞いております。

この後のその状況というのを教えていただきたいんですけれども、これについては18日に全員協議会でその後の状況等を説明されるということですので、これは割愛させていただきます。

それで、先ほど冒頭でも申し上げましたが、訴訟が起きてから５年９カ月が経過しておりますが、本当に最後の大詰めの交渉に入っているという状況になっております。

それで石廊崎の地区というのは、私も前にも申し上げましたが、下賀茂温泉とともに本町の観光立町と言われるゆえんをつくったその観光行政に非常に大きな貢献を果たしてきたところでございます。

また、最近では住宅、伊豆ジオパーク構想の中で、南伊豆エリアでも主要なスポットとして取り上げられて、行政報告等にもございますが、７月には奥石廊の愛逢岬に南伊豆町のジオパークビジターセンターをオープンさせ、これも町民の皆さんは非常に期待を持っていると感じております。

今まで町長も石廊崎は本町、伊豆半島、県、大きく言えば日本の石廊崎と位置づけていると申しております。今後、町長は裁判で和解案が成立し結審するまでの間に何か町長独自でアクションを起こすことを考えていられるかどうか、その辺を質問いたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この岩崎産業との裁判は、今議員が申されたように長い年月を要しております。ということは、言いかえればそれほど重要な問題であるというふうに私は認識しておりますし、我々できる限りの弁護士への協力もしながら、なるべく早い時期に決着をつけたいということで取り組んできております。それゆえに、この議会でも皆さんには係争中でありますということを申し上げてきております。

そういう経過の中で、今議員が申されますように、あそこの石廊崎は我が南伊豆町だけでなくて、伊豆半島のいわゆる観光の拠点であります。そういったことを考えながら、なるべ

く早い時期に何とかしたいという気持ちでおります。ですので、前々から申し上げておりますように、この裁判もいよいよ最終段階に入りました。本当の大詰めです今は。それだけに今、本当に今さらにさらに慎重に取り組んでおるということをまずご理解をいただきたいと思います。

そして、我々としては、その決着の暁にはということを申し上げたいですけれども、これはいかにしても、昨日申し上げたようにまだまだ人様の土地でありますし、今我々ができることは奥石廊の愛逢岬のあの整備であり、あるいはユウスゲ公園であり、あるいは参観灯台であり、そういうできることは今までもやっておりますし、観光地としての情報発信はしているつもりでおります。そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今、町長の答弁は、昨日の同僚議員の答弁と同じ答弁をいただいたんですけれども、私が言うアクションというのは、町長もこの５月に任期が２期目が終わるわけで、それで３期目にきのうも挑戦するということをはっきり申されておりますし、そういう中で、今のところ町長１人の立候補ということになっていますが、あるいはほかの方が立候補される。そして選挙戦になる。そうすると必ずしも町長がまた３期目を担うということも確約されておりません。

そういう中で、今まで町長は、これは古い話なんですけれども、議員当時、まちづくり特別委員会を発足させて、そして岩崎産業の社長、岩崎芳太郎氏に親書を送って、ジャングルパークの問題については、その委員会との交渉を要請したり、そういう経過がございます。それで早期解決を図って、町長の言われるように、日本の石廊崎、それの活性化図るためには、そういう今までの経過から申し上げましても、現在執行権が町長はありますから、ぜひ相手の岩﨑芳太郎社長、トップ同士、要するにトップ会談ですね、これはもう今ここまで大詰めになっているという、あと最後ですから、普通でしたらトップ同士の話し合いを希望して、それで一日も早い解決を図る方法をとられることが、私としてはトップのする仕事ではないのかなというふうに思っております。

ですから、そこで胸襟を開いて話し合うことがまず必要で、そういうそのコンタクトとか、そういう町長としてされる気持ちがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど申し上げましたように、この裁判が今大詰めに来ておりますので、そういうふうに私は行動を起こすことは、今考えてはおりません。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長がそういう答弁いただくとは思っておりました。

町長、こんなこと言ったら申しわけないですけれども、町長が現役のときですね、役場の職員のとき、用地交渉等をなさった経験がございますか。というのは、私もここにおります谷議員も河川改修の用地交渉、それから、あのころは道路も非常に狭い道路を改良するというのがもう建設業というか、そういう工事が盛んなときだったものですから、たまたま私たちはその用地の交渉に奔走しました。

そして、実際あの当時申し上げると、バブルのはじける前だったものですから、土地も見ないで買った東京の地主さんたちが、ここはすばらしい土地だからという形で、なかなかそれは承諾してもらえない、それを何とか承諾してもらいたいということで、結局何遍も通ってそれで頭を下げ、そういう経験もしております。そういう中で、やはり最終的に交渉ごとというのはトップが出ていって、もう大詰めの段階になって、トップが頭を下げる、そういう形で交渉を終わらせるということも今までありました。

ぜひそういう面からもいって、これもやっぱり交渉事です。ほぼ大詰めに来ている。ですから、これはもうぜひ私は岩崎産業の岩﨑芳太郎社長とひざを交えて胸襟を開いて、今までのことは今までとして交渉を重ねて、一日も早いその解決を図ること、これが私としたら必要ではないかなというふうに思いますが、もう一度町長お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私も職員のころ土地の交渉を行った経験があります。確かに稲葉議員の言われるように、何回も何回も頭を下げて、そして相手方に応じてもらったという経験もあります。

ただ、この裁判に限っては、やはり過去の経緯等を考えてみますと、今そういった段階ではありません。というのは、なぜこの裁判になったかということをこれは皆さんもご承知の

ようでありますから、私は先ほど申し上げたように最終段階に入っておりますので、このまま弁護士にお任せをして、何とかこの裁判をうまく決着をつけたいという願いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長の言うこともこれでは平行線をたどるだけですからいいんですけれども、予想といったら、予想で物を言うということはできないでしょうけれども、ここまで大詰めに来ていれば、あと何年というか、そういう予想というのは町長つきますか。地元の皆さんはとにかく先ほども言いましたように、どのくらいかなというのも、それも一つなんですけれども、予想がつかなければつかないでいいですけれども、これ本当に町長の考えとして、もしあれでしたらお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これはあくまでも相手のあることでありまして、裁判でありますので、最終段階に入っていて大詰めであるということだけを申し上げておきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　これ以上お話ししても先へ進むことがないような気がするものですから、次に２番目の平成25年度予算編成における防災・減災対策はということでお聞きしたいと思います。

これも昨日同僚議員がいろいろ質問しているものですから、重複する部分が大分あります。

新年度予算編成については、防災・減災対策と、そして経済対策に主軸を置いて臨むということで新聞報道があったわけですが、昨年の３月11日の東日本大震災から１年９カ月経過しようとしておりますが、この津波と原発事故による大きな被害を受けたその被災地、東北のほうですね、復興・復旧は本当に今思うように進んでいない現状であります。

その中で、８月29日に内閣府が発表した南海トラフ巨大地震のその推定津波高が、これは関係市町において非常に大きい影響を及ぼしております。本町においても県の第３次地震被害想定の津波高ですと5.4メートルだったものが大幅に、またその最大値で26メートルですか、そして平均値15メートルと、これは想像を絶するデータが出ております。

そこで、海岸地区のその集落で津波の第１波、これは１メートルだそうですけれども、これが到達する時間が一番早いのが吉田地区で、これは４分29秒、そしてそこが10メートルの今度津波高が到達するのには６分48秒、そして一番遅い地区では湊地区で、第１波到達時間が11分50秒、10メートルが津波到達時間14分59秒、到達時間の差は、その地形だとかいろいろなものによって非常に違いますが、ここにいるその人口構成だとか、そういうものによってもその後の対応は非常に違ってくると思います。人的被害の大きい地域だとか、そういうものもございます。

そこで、一番問題になるのは、前回からもずっと出ております湊地区ですね、低地部の、そこの津波避難タワー、これもこの行政報告で設計に入って、25年度にはこれを建設するというようなことも入っております。これは地域ともちろん十分協議した上での設計業務の着手になるとは思うんですけれども、この設置場所、それからどのくらいの構造物か、そういうこと、それから、交流人口のこともこれは考慮してあるということでしたが、その辺でわかる範囲で設置場所、構造物の詳細、交流人口をどのくらい見込んでいるのか、その辺をお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えをいたします。

昨日谷議員のほうからもご質問がございまして、そのときのほうにも少し回答をさせていただきまして重複をするところがあろうかと思いますけれども、場所につきましては、もともと湊地区のほうから要望が出てまいりましたということがございまして、土地については共有地管理会の土地を使わせていただくということで、旧弓ケ浜レストハウス、あそこの隣にありますゲートボール場、そこで進めてございます。

高さにつきましては、12メートルの高さのもの、これは地上高が約５メートルあるということで、合わせますとＧＬ17メートルというようなことになります。想定されている湊の弓ケ浜の津波の想定高が12から13ということでございますので、十分な高さが確保できているというようなことでございます。

また、人数につきましては、湊の区長様、それから観光等々のほうからも情報をいただいた中で、夏のピーク時、やはりこれは海水浴場のお客様が3,000人ぐらいはいるというようなことの中で、避難の時間、それから避難地、そちらのほうへの配分などを考えた中で、やはり1,000人程度はどうしても欲しいというようなことでございましたので、これに対応するためのデッキの広さ、そういうものを確保して対応してまいりたいということでございま

す。

構造物につきましては、鉄骨、それからＰＣといろいろなメーカーさんがつくられているものがございます。こちらにつきましても最終的には地区のほうとのご相談をさせていただいた中で決定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今言った質問に対しての答弁はわかったんですけれども、これをつくることによって湊地区の人口、これは発災する時間だとか、そういうものによって大分違うんですけれども、大体その観光交流人口は1,000人ということで見込んでいるということなんですけれども、地元の湊に住んでいられる老人だとかそういう住人の何割ぐらいがここで収容できるのか、どの辺からがこの避難、出歩いている人がいるからもちろん近くへ行くから簡単にここでどこということではないけれども、今の状態でこのタワーに避難すると予想される地域はどの辺までで、それで、あとあそこは休暇村ですか、あそこは避難ビルになっている。そして季一遊じゃなくて、ごめんなさい、あそこも避難タワーになっているという、そちらへと行かれる方も当然いるわけですけれども、どの辺の範囲までこのタワーへ来るという見込みであるか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　この想定をする場合に、当然これは湊の地域の方、日中はどちらかにお出かけというようなこともありますが、やはり地元の方がいらっしゃる時間といいますと、これは夜の想定だというふうに考えております。

それにつきましては、地区の大体、きのうもちょっとお話をさせていただいたんですが、人が歩く速さ、これが健常者の方で１分70メートルというようなことでございまして、５分で当然これは350メートルほど移動をいたします。

ただ、やはり高齢だとかそういう方々のことも含めまして、大体１分で50メートルの想定をさせていただいた中で、ここの場合には第１波が10分ということでございますが、500メートルの移動距離も確保できるということがあります。

ただ、発災からすぐに避難ができるかということもございますので、その辺も含めまして、周囲を想定される避難タワーの設定位置から円をかきまして、それと先ほど議員がおっしゃったように津波避難ビルでございます休暇村、それから季一遊さんも一応避難ビルになって

ございまして、４階部分は使えるというようなことがございます。そちらのほうも含めてすべて円をかいた中で、やはりどうしても湊地区のちょうど海岸から湊地区を見ますと、左岸側といいますか、青野川の河口側、こちらのほうは湊地区で現在11地区の避難地を設定してございますが、あそこまでは厳しいだろうという中で想定をさせていただいた中でつくりました。

地元の方はその避難域の人口につきましては、大体100人前後ということでございます。ただし、それは夜ということでございますので、そうではなくてやはり夏場の海水浴シーズンの一番お客さんが多いとき、このときはやはり1,000人というものは確保しなければいけないということの中で設定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　わかりました。この避難タワーは本当に湊地区にとっては喫緊の課題だと思います。行政報告にも書いてありますが、25年度の早期完成をということですから、これは本当に十分検討された上で最良のものをつくって、防災までではなくて減災、最低でも減災ということを頭に置いた中でぜひ進めていただきたい、こういうふうに思っておる次第であります。

それで、各自主防災会が避難路、避難場所などの防災・減災対策を講じる場合、現在補助金制度を設け対応しておりますが、その自主防災会、これはほとんど区なんですけれどもこれによっては小人口だとかそれから高齢化、これによって避難路、また避難場所のその設置、これに非常に苦慮しているところもあるというふうに聞いております。

こういう地域の実態を把握されて、もちろん安心・安全、これを担保するためにも町として向こうがやるから補助金を出すではなくて、その支援策として人的、あるいはそういう金銭的な補助ももちろんなんですけれども、人的な補助、そういうものをシルバー人材だとか、建設業者でもいいですけれども、そういうものにお願いして避難路、避難場所の設置、そういうものも必要だと考えるが、町長、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、我々は弓ケ浜周辺の避難タワーの建設を進めておりますけれども、今議員が申されま

したように、確かに57キロという長い海岸線を有する当町ですから、海岸線がやはり津波の心配はこれは等しくどこの集落にもあるわけです。

そこで我々としてはやはり背後の山地であるか、あるいは避難場所があるかないか、短時間に避難ができるかできないか、そういったことを詰めながら自主防の皆さんとも連携を図りながら、今進めております。

当面は今計画しております弓ケ浜で避難タワーを設置しますけれども、今言われたように必要とあれば今後考えていきたい。県がこれは年明けになると思いますけれども発表する第４次の被害想定ですね、これを受けて我々としても設定していきたい。そうでなくても、その前でもやはり地元からそういう要望等があれば対応したいという思いでおります。

何にしても私は防災を最優先課題として今取り組んでおりますので、安全・安心なまちづくりという観点からも、そういった点ではよく配慮しながら取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長が申されたように南伊豆町の海岸線57キロ、そこに集落が点在しているわけなんですけれども、確かにその津波が発生したとなると、第一に被害をこうむるのは海岸地域、これはだれしも子供にもわかることであります。

それで、今言った町長がおっしゃるように、避難路だとかそういうものの確保について、新年度予算では今のところ対応というか、それは見込んでいないですけれども、随時そういう要望があればそれに対応していくということが町長の今の答弁だと思うんですけれども、いずれにしてもその避難路の確保というのは、これは本当に各集落喫緊の課題なものですから、これは防災担当の室長にもお願いするんですけれども、各地域の実情を本当に把握されて、私いつも気になるのは吉田地区、あそこが限界集落というと怒られますけれども、何でしたか、何集落でしたかあれは、その地域あそこが非常に高齢者の皆さんばかりですから、思うようにそういうものが設置できないということもあるものですから、そこらの実情を把握して、ぜひ安全・安心な住民に与えるような、そういうあれをとっていただきたいというふうに思います。

それで、これは去年の９月の定例会か何かで私質問したんですけれども、孤立集落がこの当時私が考えたのは、今言った吉田地区、落居、この辺が孤立可能集落になっていると思い

ます。これに対しての対策ということで、ヘリポートだとか、そういうものの設置の検討をお願いしたわけですが、そのときヘリポートの設置だとか同報無線の整備、それから備蓄食料の充実だとか、地区ごとに適した対策を進めていくという答弁をいただきましたが、その今の進捗状況をお聞きしたいと思いますが、どういうふうになっているか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　総務課長の私からお答えさせていただきます。

まず、通信手段の途絶ということが心配されますので、衛星携帯電話というお話をさせていただきました。全孤立集落予想地区が17地区ございますが、今８台、伊浜、落居、吉田、一番確率が高い地区から配布いたしまして、12月２日の防災訓練のときに試験を行いました。問題点等もわかったということでございます。

それから、ヘリポートにつきましては、県の特に危機管理局等と連携をとりながら調査等をしておるところでございますが、３月の例の内閣府の津波高ということで、今まで使えると思っていたところがまず使えないだろうという前提で、今全面的な見直しであります。非常に平地が少ない当町ですので、使えるところは限られてくるのかなというところでございます。今調査中というか調整中であります。そういったところがございます。

それから、この12月に向けまして11月の区長会でお話をしたところで、町内全34地区を対象として、当然町全体が孤立するであろうという予測の中で、何としても３日、４日でも生き延びていかなければならないということで、町内34地区が相互に友愛的な精神で助け合いましょうということで、町内の相互応援協定というのを今締結するべく、各地区の区長さん方からの区長印を押印したものが提出されております。

それから、毎年でございますが、昨年も言いましたけれども、９万食を目途に非常食を整備しているということで、23年度、また24年、25年も予算要求を計上しているということでございます。

各地区の協定を結んで、備蓄食料等がありましたら、整備がだんだんできましたら１カ所に集中するのではなくて、例えば町内３カ所に分配して迅速な供給を図るとか、そういったことも考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　それともう一つ最後ですけれども、原発の事故に対する懸念が住民の

皆さんも浜岡原発に対する懸念を持っておられると思います。その中で、緊急防護措置区域ですか、これＵＰＺというのかな、それが30キロ、これが30キロだと到底こっちは五十何キロも離れているから、キロ数でいうとほとんどそれには該当しないんですけれども、今日みたいにこの西風の強い日、そういうときにもしそういう事故が起きた場合は、すごく南伊豆町、この伊豆半島は汚染されるということがあります。これに対する安定ヨウ素剤といいましたか、これらの確保できる問題ではないでしょうけれども、これらに対する防災上の計画というか、そういう位置づけはやっぱりされているのか、どういう形で、その辺をひとつお聞きしていきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

昨年の議会からも安定ヨウ素剤の配布というようなことが何度か提案されたように記憶しております。そういった中で、我々静岡県が今まで浜岡原発周辺の市町だけで開催していました連絡協議会に参加させてほしいという要望を受けて、現在今室長に参加していただいております。

そういった中で、では安定ヨウ素剤はということなんですけれども、確かに単純に購入するだけですと１錠10円もしないものですから買えます。ただ、これは劇薬指定で、安易に事前配布はやめてほしいと原子力委員会からそういった通知というか、連絡が入っています。

ですので、そういったことを含めまして、これは伊豆半島南伊豆町が約ここで60キロぐらいですか、浜岡から。ただ、南伊豆町だけの問題ではありませんので、伊豆半島を含めて全県で対応するようにということで、県の原子力対策課等には要望を出しているところであります。

ですので、今後のその安定ヨウ素剤等のマネジメントは、当然その賀茂危機管理局ですとか、保健所とかを窓口にして調整をお願いしていきたいというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　わかりました。防災に関してはこれで質問を終わらせていただきます。

続きまして、町の活性化と新エネルギーの導入への考えということで質問させていただきます。

これも昨日同僚議員から質問がありましたから、大体答弁は予想できるんですけれども、この新エネルギーの導入、その中で町の活性化と新エネルギーの導入への考えということは、

これは平成21年、これは総務省が活力ある地域社会を形成して地域主権を確立するため、地域資源を最大限に活用した地域力を高めるため、多様な取り組みを展開できるよう支援し、地域力の創造、地方の再生を目的として始まったのがこの緑の分権改革で、そのとき本町も活性化を図り、地域主権を確立することを目指して、平成21年度にたしか3,000万円の補正予算で計上し可決、その内容は、地熱エネルギーとそれから山林資源、これはバイオマスエネルギーですね、それの賦存量及び利用可能な調査を実施するということで始まりました。

その結果ですと、地熱エネルギーとしては、下賀茂の加納地区の20メートルから100メートルの近辺には温泉の温度が90から100度Ｃの比較的安定した温泉体水素というんですか、それが賦存している、そして、山林資源につきましては、これはバイオマスエネルギーですが、これはコストの面等で課題が多いとの調査結果が出たものですから、こういう中で地熱利用に関しては現状でも温泉熱を利用した発電も可能ではないかということがたしか報告されたという経過だと思います。

それで、この結果を踏まえて、平成23、24年度、環境省による温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究が、町とそれから町温泉組合の協力で実施され、その調査の中間報告を私たち議員も８月24日に議会全員協議会において、委託しておられる業者の方からレクチャーを受けたところでございます。

そのとき、下賀茂加納地区温泉の熱源の中心が南野山にあるんだと、これはボーリング調査を実施しなければ有効な調査結果が期待できないけれども、調査すれば恐らく期待ができるというふうに、そういうふうな説明を受けております。

ここでお聞きするんですけれども、議会は昨年のその９月定例会でも、浜岡原発の永久停止、それから廃炉を求める意見書を県知事に提出しております。そして、町長も脱原発の方向に賛成であるとの見解を示しております。

今回の衆議院の選挙でも争点になっております一つでございます。国全体の方向が脱原発の方向に向かっている中で、原発にかわるエネルギー源としましては、水力発電、火力発電が考えられるわけですけれども、火力発電に関しては化石燃料を使用するため、化石燃料の高騰だとか、そういうものに非常に電気料が左右される。現在でも関西電力だとか、いろいろ電力会社がもう既にそれを理由に値上げをするんだということを言っております。

この中で、ここで調査しました温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究、これは長いですけれども、その結果は先ほども申し上げましたけれども、これの利用の仕方によっては、本町に非常に活性化にも大きな影響を及ぼすことだと思うんです、結果結果からね、それは

既にもう本町におきましても再生可能の資源エネルギーの一環として風力発電が稼動しております。

それできのうも出ましたが、メガソーラー、それのメガソーラーに対する発電施設の建設についても民間業者が町のほうへいろいろなコンタクトをとっているという中で、ぜひこれを利用して発電が可能であれば利用することが、この国の方針とまるっきり沿っていると私は考えております。それで、それをすることによって一大クリーンエネルギーの生産自治体、そういうことで発信すれば、要するに南伊豆町はクリーンエネルギーのタウンだということでも活性化が図れるというふうに考えております。だから活性化が期待できる、このように考えています。

それでまた、先ほど申し上げました緑の分権改革の趣旨にもこれは沿っているというふうにも考えております。ぜひ着手というか、その21年度補正予算3,000万円、これはすべて国の補助ですけれども、これらによって始まったその初心、そのとき南伊豆町の活性化を図るために緑の分権改革の事業に着手した、それを忘れないで、これをぜひ地熱エネルギーで活用できるんですから、それを発電にするか何にするかは今後の課題ですけれども、ぜひ永久というか今年度で打ち切らないで研究、それから調査を重ねていっていただきたい、そういうふうに思いますが、町長お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員が申された環境省が今行っております独立行政法人産業技術総合研究所に委託しております温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究でありますが、これは昨日の一般質問でもございましたけれども、先般の中間報告を受けての考え方は昨日申し上げたとおりであります。

そして、これが最終的に経過報告が出るのが来年の３月、今年度末であります。そういうことで我々としては、この最終報告結果を待って、また皆さんにはお知らせをしたいというふうに思っております。

ただ、今議員が申されますように、原発問題から今代替エネルギーへの取り組みが大きな一つテーマとなってきております。そういった背景の中で、本町としては既に稼動しております風力発電がございますけれども、これに加えてメガソーラーですが、これもいろいろ昨日も一般質問でございましたけれども、問題点等まだまだ我々としては検討しなければなら

ない問題点が幾つかあります。

そして、今のこの地熱発電ですけれども、これも先ほど申し上げた最終結果を待ってですけれども、なかなか難しい南野山という固有名詞が出てきましたけれども、温泉資源の問題であったり、法規制の問題であったり、これは今回の調査の段階でも相当な困難をきわめました。ですからではないんですけれども、やっぱりそういった問題も我々は考えながら、リスクという言葉を使いましたけれども、検討しなければならないという思いはしております。

ただ、全国的にやはり原発問題を、私も原発問題をということで前に考えを申し上げましたけれども、そういうことの中では、当然のことながらこれは代替エネルギーとして、こういった恵まれた資源を活用しての発電ということは、当然我々は今後検討しなければならない。また、できることからやらなければならないということが、これは当然でありますけれども、まず財政的なことであったり、ほかのこともいろいろ我々は検討しながら今後も進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長から昨日と同じ答弁なんですけれども、これを続けていくということを言っていただいたんですけれども、実は昨日の最初の答弁に対して、私本当にがっかりした次第であります。というのは、そのいろいろな不確定要素はもちろん何をするにも不確定要素は出てきます。それからクリアしなければならない法律も出てきます。それからいろいろな調整しなければならないものも出てきます。それをしないでやれる事業というのは、これはほとんど新規事業でないというふうに、私は今までの経験からも思います。

そこで、副町長のお考えはまた再度お聞きしますけれども、昨日副町長はいろいろ国立公園法のクリアしなければならない、地元の皆さんの理解も得なければならない、そういうことでなかなか難しいということを言われたんですけれども、私今も申し上げたように、新規事業を行うためには、これは反対や困難ということは絶対ついてくるものであります。それから逃げたら楽なそんな仕事というのはほとんどない。

そういう中で、副町長も県のほうから来られて、なれない土地で非常に苦労されていることもわかっています。しかし、やはり町長の右腕として、それで町長のイエスマンではないでしょうから、ぜひその点を認識していただいて、また、県から来られたほかの、要するに我々みたいに南伊豆町に生まれ、南伊豆町に育って、ここでのほほんと育っているような人

間とは違って、やっぱり違う目で南伊豆町を見ておられる、そこらでぜひその政治的な副町長の判断とか、そういうものを町政に生かしていただきたい、これを私は思うんですが、これきついような言い方ですけれども、副町長にその辺のお考えを再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

ただいまの地熱の件につきましては、まだ今回の昨年度、今年度の２年間の調査が終わってないということで、利用できるエネルギーがあるかどうかというのは判明しておりません。

そのような中で昨日答弁させていただきましたけれども、地熱発電を前提ということでありますと非常に困難がつきまとう、今の段階ではかなり難しいということで認識をしております。

また、技術革新等が進めば状況も変わってくると、まして一方で南伊豆町が観光地である、全国で地熱発電が進んでいないという理由が国立公園と観光地、そこらでどうしてもマイナスがつきまとう、いろいろな弊害があります。

ただ、自然エネルギーの導入につきましては、当然町としても積極的に検討していかなければならないと考えております。地熱だけでなく他の太陽光もありますし、私自身太陽光が今の段階では最も効率がいいのかなと考えております。そういう意味では町有施設への導入とか、民間施設への普及に向けた事業展開を研究していく必要があるのかなと考えております。

また、小水力とかいろいろございますけれども、奥野ダムがやり始めるということで、うちのほうでも青野大師ダムがあるということで研究したことがございます。ただ、どうしても水量が足りないということと、持ち分が県との共有になっておりまして、町の持ち分が５％程度しかない、そういうことを考えますと、非常にやっても収入も上がらないということで難しい。ただ、地域によっては私知らない地域があると思うものですから、水量がかなりある、例えば伊浜の地区であればかなり流量が確保できるというような地域もあろうかと思いますので、そういう地域によっては水力発電も有効なのかなと考えております。

あと風力発電につきましては、今町内にございますけれども、例えばこれをちょっと小規模な風力発電ということで、各事業所等で活用していただけるというようなやり方も考えられるのかなと思っております。

総合的にいろいろな手法があります。地熱だけではないと考えておりますので、そういう

意味で総合的な町への導入方策を今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　副町長にいろいろな発電方法があるということでお聞きし、私そういう意味ではなかったんですけれども、今副町長が懸念しているその地熱発電の技術というのはこれは世界でナンバーワンなんですよ、日本は技術的には。それでコストも地熱発電のコストが一番安いんだという、こういうデータも出ております。

それから、今言ったメガソーラーがいいと言っても、あれは日が当たらなければ発電はできません。風力も風が吹かなければ発電できません。水力も水がなければ発電できません。

だから、そういう意味でいくと、どれがいいかということはそれはそれぞれの考え方があるでしょうけれども、ですから、その地熱発電の技術は世界でナンバーワンだということ、世界の70％ぐらい地熱発電でまかなっているという、そういうデータもあります。

ですから、そういうことも考えて、今言ったマイナスというか非常に苦しい部分もあるでしょうけれども、ぜひ私が申し上げるのは、副町長は中間的な立場といったらおかしいですけれども事務的なことも考えなきゃならない、いろいろなことも考えなきゃならない、いろいろそれは大変でしょうけれども、やっぱり町長の補佐をして政治的な決断でこうするんだと、だけれどもその結果が、結局調査して結果がこれをやっても無駄だよということは、そのときはやっぱり我々だってそれを何とか押せとは言わないから、今の段階で否定的なことよりは、前向きに今はこういう形で進めようと思っていますぐらいの話ができるかなというふうに私は思っていましたけれども、いいですそれについては。

いずれにしても副町長、これからぜひ町のためにも政治的な配慮、それをしていただいて、南伊豆町に副町長がいろいろなことをやってくれてよかったよというふうにやっていただきたいというふうに、私は本当にそれを思っていますから、よろしくお願いします。

以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君の一般質問を終了いたします。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時１５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　清　水　清　一　君

○議長（梅本和熙君）　７番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず、質問通告書に従い、質問させていただきます。

まず、１つ目に定住促進という形で質問させていただきました。

南伊豆町は人口が少しずつ減ってきている。死亡によるものも多いんですけれども、よその市町村に移る方もおられて、来る人もいっぱいいるんですけれども、出る人もおられる。それを考えたときに定住促進をやっていかないと、南伊豆町は大変になってくるだろうと考えます。

それを考えたときに、住宅リフォーム等をやってしっかり家を直していただいてしっかり住んでいただきたい、それは定住促進のほうになっていますけれども、町としてはこれは産業振興で行っているものと思うんですけれども、この定住促進にこの住宅リフォーム制度がどういうふうに利用されて、どのような町民に対しての効果があるのか、効果が上がったのか、これからまたどうやって進めていかれるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この住宅リフォーム振興事業でありますが、これにつきましては町内に１年以上居住する住民が所有する住宅の安全性であるとか、あるいは耐久性、それから居住性、こういったことを住民の居住空間の環境改善を図るとともに、町内の登録業者での工事施工を限定することにより、低迷する地域経済の活性化を図る目的で、これは平成22年度に創設をしてスタートをしました。そして、住宅のリフォーム工事に対しましては20万円を上限として補助金を交付する制度であります。

そこで、この制度の活用の実績でありますが、創設初年度の平成22年度には利用件数が40件、それから補助金額が約550万円、そして事業費ベースでは約4,700万円であります。

平成23年度は利用件数が24件、補助金額が約360万円、事業費ベースでは約3,000万円でありました。

そこで本年度でありますが、11月末現在で利用件数が18件、補助金額が約240万円、事業費ベースでは約2,400万円となっておりまして、本事業の目的であります住民の居住空間の環境改善と町内経済の活性化に効果が発揮されているというふうに考えております。

こういうことで、今後ともこの制度の利活用を推進するため、ホームページであるとか、あるいは広報紙等によって制度の周知に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　住宅リフォーム制度で家を建て直してもらってきれいにしていただければ大変助かるなと思うわけですけれども、この制度を知っている町民の方はいいんですけれども、リフォーム業者さんというか大工さんとか建設業者さんが、これは私が見ていると町内23業者がこのリフォーム制度についてはこの対象業者でございますよと、登録制とお話を聞いております。

それを聞いたとき、この対象業者をふやす考えとか、あるいはこの対象業者さんのほうからこういう制度があるからぜひともこの制度で、今申請すればこういう形で工事もできて、あなたも安くできますよという形をリフォーム業者さんのほうが住宅所有者に対して言っていただけたら大変助かって、町民の方々も大変利用していただけると思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　お答えいたします。

まず、そのリフォームにつきましては、議員がおっしゃいましたとおり登録制だということになっておりまして、当然この事業の目的に居住空間の改善とか、低迷する町内経済の活性化というような目的が当然あるものですから、大工さん、あるいはそういった方々の新規登録、これにつきましては大いに歓迎するところでございます。

なお、その周知等につきましては、以前もちょっと質問がありましたけれども、ホームページを含めて、これまでに町民向け、それから業者向けということで全戸配布、あるいは直

接業者配布というような中で５回ほど周知させていただいておるところです。

今後も登録業者の推進、あるいはリフォームの利活用、これにつきましてもなお一層ＰＲ推進していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございます。そういう形で宣伝していただけたら大変助かると思います。

その一つを聞いておきたいんですけれども、建築確認制度ができる前までの建物についてはどうなっておられるのかを簡単にお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　ちょっと質問を確認させていただきますけれども、建築確認……

〔「昭和49年」と言う人あり〕

○建設課長（渡辺公夫君）　これは基本的に建築基準法云々というよりは、現在皆様方が居住している空間、例えば床が壊れたよとか、おふろが不都合になったよとか、そういったことですから、基本的には建築の構造には余り影響ないところなものですから、そういった柱とか構造に影響するような場合には、当然建築基準法に基づき許可等の確認をさせていただきますが、壁等は特別、建築基準法上の構造に当たらないという部分につきましては採用させていただいていると、そういう状況にあります。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町内にまだ古い家がたくさんあって、そういう方が住んでいて、やっぱり古い家ですからどうしても床が調子が悪くなるとか壁が調子が悪くなるとかという話がございます。

そういうところについて、やっぱり古い家だからどうせ補助金が出ないんだから、それだったらその現場をやってしまうよという方もおられると思うものですから、そういう方に対してもちゃんとできるという形を言っていただいて、その業者さんに言わないと、本人が要するに施工する本人のほうがいいよと言うんではなくて、業者さんが使ってあげたほうがいいですよという形を言っていただけたら大変助かると思うものですから、業者に対しての登録ももちろんですけれども、指導をお願いしたいなと、それがひいてはやっぱり古い家も残

って住みやすい町になってくる、家ができるということはその地区も残ってくると考えますので、ぜひともその業者さんに宣伝していただくように、建設課のほうから一生懸命伝えていただくようお願いいたします。

この件に関してはそういうことでお願いいたします。

続きまして、２つ目の定年移住者についての取り組みという形でございます。

南伊豆町内は、よく移住する先のところに首都圏とかよそでやったとき、移住先として南伊豆がいいというアンケートがいつもいい結果が出るという形があります。その中でいろいろ空き家バンクとかそういうものでいろいろ対処しているという話を聞いております。

定年退職者で、ちょっと言いにくいんですけれども、金をいっぱい持ってきてもらって南伊豆町で家を建ててもらって、それで住んでいただいてという形を考えたときに、この空き家バンクだけでなく、何かいいものをまた当局として考えられておるのか、あるいはこの空き家バンク制度が、私が一昨年提案した形の中で当局にやっていただいたわけなんですけれども、こういうものをどういうふうに発展させていかれる予定なのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

定年移住者への取り組みということでございますけれども、町では平成20年度から移住交流セミナーを開催いたしまして、町外の方の移住の促進に努めているところであります。

この事業は、特に定年移住者のみを対象とした取り組みではありませんけれども、当町への移住に興味や関心のある方に町での生活の概要説明を行うとともに、農業体験や空き家の見学、それから地元住民との交流などを通じまして、当町での生活を肌で感じていただくということが目的であります。

平成23年度までに本セミナーへの参加者なんですけれども、29人の参加者がありまして、そのうちの14人の方が町に定住していただいております。本年度も10月27日に本セミナーを開催いたしましたけれども、過去最高の15人の参加者があったということで、多くの方の移住に期待が持てるところであります。

今後とも引き続き当該事業を推進するとともに、静岡県が東京で田舎暮らしを望む方を対象にしまして、不動産や生活面をサポートするために開催するふるさと暮らし相談会というものにも参加いたしまして、当町の情報発信を行うなど、より一層の定住促進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた、その空き家バンクにつきましてですけれども、平成23年７月から町内の不動

産業者の方のご協力を得まして続いております。現在登録は18件になっております。それで成約済みの方が４件ほど現在あります。

この取り組みにつきましては、昨年から開始したばかりでございます。また、今後ともこの事業をいろいろなところでもって情報発信等をしていきながら積極的に活用していきたいなと思っております。また、これをどういうふうに発展させるかということも今非常に検討しているという状態であります。

以上のように、移住のセミナーであるだとか、それから空き家バンクだとかということ、あるいは東京まで行っての説明会といったような形でもって定住促進を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ課長が言っていただいてありがとうございます。移住交流セミナーとかの中でいろいろ大変成果があったというお話でございます。

また、県の事業で東京で田舎暮らしのセミナーとか、あるいは空き家バンクで４件の成約があったとかという話がございましたけれども、これを推進していくについて、やっぱり東京でやっている田舎暮らし、ふるさと暮らしセミナーとかと言いましたけれども、それに関して、やっぱりそういう方々がこちらに来たときに家庭菜園等をやりたいと思うんですけれども、こういうときに町としてはこの家庭菜園をやりたいよという方々について、どのように説明をしているのか、要するに家庭菜園をやりたい、その農地をあっせんするとか、近所の人に農地を借りるとかということになると思うんですけれども、そういう人についての話、あるいは説明の仕方はどういうふうになされているのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

まず、企画調整課といたしましては、移住の希望等のお話があった場合、あるいは空き家バンク等のお話があった場合なんですけれども、基本的には例えば体験農園がありますよとかそういった紹介、あるいは空き家バンクに関して言えば、小さな家と農地と言えるかどうか、ちょっとした畑つきの空き家を提供していただける方があった場合はそういったところの紹介もできるのかなというふうには考えております。

ただ、やはり昨日のお話もありましたけれども、いわゆる農業というお話になりますと、

担当部署が産業観光課になりますので、企画調整課といたしましては、そちらの課のほうをご紹介しているというような状況であります。

私のほうからは以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。企画調整課としてはそこまでしか言えないだろうと、移住してきた段階では、農業をやりたいと言った場合は産業観光課のほうで農地のあっせんを受けてやるという形、普通の非農家の方が農地を借りる方法でやるという形になろうかと思いますけれども、そういう解釈で産業観光課長よろしいでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　昨日来農地法の関係が出ておりまして、産業観光課といたしましては、就農、要するに農業をやるということであればいろいろな制度もありますのでそちらを利用していただくということで、できましたら、今企画調整課長が申し上げました体験農業、こちらのほうを利用させていただいて実績を踏んでいただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それは移住者に限らず、南伊豆町に住んでいる方だったら、農業者ではない人は順番的にいかないといけないという形も私も説明しておりますけれども、それと同じ形で行っていただきたいという形だと思いますので承知いたしました。

続きまして、町有地の有効活用という形でございます。

町内には町の所有地がたくさんあるわけでございます。面積もいっぱい、山林等が一番多いわけですけれども、その山林がたくさんある。その中には住宅として使えるような土地もあるんではないかなと、道路が近くてそういうようないいような土地があるんではないかなと、私も推測しか言えないんですけれども、そういう土地があったら、そういうところを分譲地化していけたらどうかなと考えますが、そういう土地等があって、そういう分譲等を考えられないのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

町有地は幾つかございますけれども、最近お話のよく出ますいわゆる吉祥の町有地でございます。この土地につきましては、非常に面積が広大だということでございまして、まず吉祥の町有地の件についてのお話をさせていただきたいと思っております。

この吉祥の町有地の有効活用につきましては、以前から申し上げているとおり、当該土地のほとんどが森林原野であるということ、それから民有地が至るところに散在しているということ、いわば虫食い状態になっているということで、一段の連続した土地になっていないことから、全体的な造成が非常に難しいということ、それから経費も膨大になるということが予想されます。

さらにまた分譲地ということになりますと、都市計画法であるとか森林法だとかのいわゆる開発行為に該当するなど、法規制も非常に厳しいものがございます。また、民間の分譲地が既に町内にも幾つかございますけれども、そういった状態から察しますけれども、そういった分譲地の状態から察するに、分譲地の需要というものはそれほど芳しいとは言えないんではないかというふうに考えております。

また、民間の事業者の圧迫をするということにもつながりかねます。ということで、町によるところのいわゆる分譲地化というのはちょっと実現が難しいんではないかというふうに現在考えております。

移住者の住宅対策ということにつきましては、先ほどお話をいたしましたけれど、現時点におきましては、昨年度から創設いたしました空き家バンクというところでもって対応しているというところでございます。

さらにその吉祥の町有地につきましては、メガソーラー等の今紹介等もしております。そういうところからちょっと吉祥では難しいのかなと。また、それ以外の町有地につきましては、なかなか適地がちょっと考えつかないなというところが現状でございます。

また、いろいろと検討はしていきたいというふうには考えておりますけれども、現時点では難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　課長の言うとおりでございます。ですけれども、土地がある中で、有効に活用できる土地があったらぜひとも活用していただきたいという要望という形でしておきたいと思います。

それと、この今答弁の中に吉祥町有地のクリーンエネルギーの話がございましたけれども、これは先ほどの質問で答えがございましたが、民間企業が十何社とかと言っていましたけれども、その話を聞きに来たという中で、要するにその中で来た中でどのような発電をしたいんだとか、あるいは何千キロワットでやりたいんだとか、そういう話等がありましたら、民間企業としての考え等がいろいろ考えがあると思うんですけれども、民間企業の考えとしてどんなものがあったのか二、三点教えていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

昨日も吉祥町有地のメガソーラーの件につきましてお話をいたしましたけれども、11月末までに14社ほどの照会がございましたけれども、昨日もお話ししましたけれども、いわゆる現地がどうなっているかとか、あるいは現地調査にも来て、いろいろ平地部分がどうなっているんだとか、そういったようなお話といいますか照会がほとんどでございました。

具体的な提案というものはほとんどないというような状態の中で、それぞれ現地を確認し、それから法規制等も見ながら、数社の事業者さんたちがその調査をしていったんですけれども、最終的にではないんですけれども、そういう中で実施の意向があるかなというふうに考えられるというような事業者として２社ほど残ってきたものですから、それらの事業者にどういう事業をする気があるのかということでもって企画提案をしてくださいということでもって、現在照会をしているという状態でございますので、どういうものをやるということがまだというか、照会の段階ではそういった具体的なものは上がってきておりません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　吉祥の町有地のクリーンエネルギーについては今照会中であって２社ほど希望、やりたいような雰囲気があるという答弁でございました。そういう形で、その提案がどのような提案が出てくるかによって、町も大変変わってくるかと思いますけれども、いい提案があるのを望みたいと思います。

それで今発電の中で、先ほど稲葉議員も質問していましたけれども、この発電施設という形の中で地熱がございました。それで私考えたんですけれども、下賀茂温泉のあそこの今中間発表があったわけですけれども、あそこで普通俗に言う八丈島の2,000キロワット、あるいは3,000キロワットの発電所があるわけですけれども、地熱で。それだけの発電する場合

には下賀茂温泉のカロリー、熱量があるのかなと、あるいはその2,000キロワットを発電するのは十分足りているんだよという、今単純にこれを先へ進めていく進めていかないの話の前に、この熱量が発電するためだけのカロリーがあるのかどうか、私もちょっと勉強不足で、ちょっとこの質問をつくりながら、あるんだとかないんだとか計算しようと思ったんですけれども、そういうものについての当局としてはどう考えられて、カロリー的にはどう考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　答弁しますか。質問者に申し上げますけれども、通告外に大分外れているんじゃないかと思いますけれども。

○７番（清水清一君）　発電施設と書いてあるよ。

○議長（梅本和熙君）　どこですか。

当局のほう答弁いたしますか。

企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

この件につきましても、昨日来からいろいろお話をしておりますけれども、現在環境省が行っておりますいわゆる実証研究につきましての成果というものがまだ出ておりません。なのでちょっと我々からはどれぐらいの熱量があるかということはまだ全然わかっていないものですから、推測もちょっとできかねます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　このカロリー的に、多分総カロリー的なものが出てくれば、カロリーのやっぱり利用できるのは１割とか２割とかということになるわけですから、その中で設置の話ができるかできないかという話が出てくると思いますので、総合カロリーがわからないことには発電所の設置の話はなかなか難しいかな。できるんではないかなと、できてほしいなと思いますけれども、それはまた結果待ちでということですので、よろしくお願いいたします。また報告をお願いいたします。

続きまして地域コミュニティ活動に移らせていただきます。

この家庭、地域社会とのきずなを大切にし、地域コミュニティ活動の活性化の取り組みと考えはという形であります。

地域のきずな、震災があったとかいろいろあるんですけれども、やっぱり地域のつながり

が必要だという中で、地区を再生することを考えたときに、地域のコミュニティ活動が活発化しないことには地区も再生してこないだろうなと、そういうふうに考えます。

その中で各区長さん、あるいは町も頑張って活性化するように応援しているわけですけれども、その中で地域コミュニティに入って来られない住民の方がどこの区にも大分おられる、地区に加入しない人たちが大分出てきたという形がございます。

この間の防災訓練についても、そういう方々についてはやっぱり出てこなかった。私も地元下小野で防災訓練に出たんですけれども、区に入っていない方については、やっぱり防災訓練にも顔を出していただけなかったという形があるときに、このような町民、住民に対して、各区も頑張っているわけですけれども、町としてもどのようにこのきずなをつくっていただけるためにも対処しておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ご存じのように本町におきましては34の行政区があります。そして、それぞれの行政区単位で各種のコミュニティ活動が実施をされております。祭典であったり、清掃であったり、ボランティア活動、あるいは防災訓練、これらであります。

それらの中で、当町の区を取り巻く環境というのは、高齢化の進行、そしてまた人口減少、こういったことで活動が非常に大変になってきております。また、転入者がおられても、今議員が申されたように、区に加入をされないというケースが多くなってきておるようであります。

そこで、町としましては区への加入案内文書の例文を作成をして、各区にご利用いただくよう配布するとともに、転入者が各種手続に来庁される際には、窓口で当該案内文書を説明をして、区への加入促進に努めておるところであります。

また、移住希望者を対象にした移住交流セミナーの開催時におきましては、各地区のルール説明を行って、区への加入促進を図っておるところであります。

さらに南上地域におきましては、現在静岡県と連携しながら、ふじのくに暮らし推進隊員２人を派遣をして祭典や奉仕活動など地域の行事への積極的な参加を通じて地域コミュニティ活動の活性化に努めておるところであります。

当町における地域コミュニティ活動の活性化につきましては、行政と地域が一体となって検討していかなければならない課題であると認識しておりますので、今後も各区の実情を把

握をしながら、その対応について研究し、促進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　例文、あるいは手続時にお願いしているという形だと思うんですけれども、やっぱり地域防災を考えたときに、入ってくださいよという形で例文には書いてあると思うんですけれども、事あるごとに地区に入っていただくというお願いをして、区長さんもお願いをしていると思うんですけれども、そういう形をやっていくしかないのかなと、数多くやっていくしかないのかなと考えますけれども、そうとは言ってもなかなか入ってきてくれないという形があるものですから、消防団の夜警費も出していただけないという形もある。

そうやって考えたときに、消防団活動にも影響していくという形もございますが、こういう地域の地区へ入っていただかないことに対しては、区長さんにぜひとも頑張ってやっていただきたいという形で、総務課でもいつも言っているんだという形を総務課長、それでよろしいでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

価値観が非常に多様化している現代におきましては区への加入と、我々ここで生まれ育った人間についてはごく当然に思っていることでも、転入して来た方にはある意味重荷になることもあろうかと思います。いろいろな価値観を認めたいと思います。

そういった中でも、やはり議員おっしゃるように、コミュニティの大切さというのは3.11の例を待つまでもなく認識しておりますので、区長会等、事あるごとに区長様方とは連携を図りながら推進しているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

その中で、地区のコミュニティの中で、この消防団や婦人会、あるいは青年団等がほとんど、昔は今から20年、30年前は婦人会とか青年団とかあったわけですけれども、そういうものがほとんどなくなってきた、ましてや老人会についても半分以上の地区では老人会がなく

なってきたという状況になってきておられる。

それを考えたときに、やっぱりそういうものも活性化していかないと地域のコミュニティがまた廃れてくるんではないかなと、人が少ないからできないという話もあるかもしれませんけれども、そうではなくてまた価値観がいろいろあるからという話もありますけれども、あってもやっぱりそういうものをこれからまた活発化させていく必要があると思いますが、それについてのこの活動への取り組み、考えはどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

行政区や消防団につきましては、議員ご指摘のとおり、その人口減少によりまして非常に構成人員が少なくなってきておりまして、また非常に厳しい状態に置かれている地域というのもございます。

このような状況の中で、既に婦人会や青年団につきましては現在存在しておりません。消防団につきましては、その消防団の協力事業所、啓発活動の展開等によりまして、人員の確保を図るとともに、組織の見直し等を進めて人口減少などにも対応できる体制の整備に努めているというところでございます。

一方、婦人会につきましては、やはり時代の進展によりまして、女性の地位向上であったりとか、社会参加の促進といった初期の目的を果たして、また青年団というものにつきましては、先ほどもお話がありましたけれども、価値観や行動の多様化に伴いまして、集団で活動するという必要性が非常に乏しくなってきたんではないかということを考えられます。

そういう中で、どちらの組織ともある意味必然的になくなってきたのではないかというふうに考えております。

このような中で現在当町におきましても、また全国的にも婦人会や青年団といった組織で、既成の組織ではなくてＮＰＯであるとか、あるいはボランティア組織といった特定の目的を持った年齢や性別にとらわれない、また地域の枠を超えた組織が発足しまして、その活動が積極的に行われているというところでございます。

町といたしましては、今後さらなる時代の変化によりまして、新たな地域コミュニティというものの組織化というものの必要性が生じてまいりました際には、できる限りの支援協力はしていきたいというふうに考えている、そういったスタンスでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

時代の促進とか、価値観がそういったいろいろなものがあって、情報がいっぱい出てくる形の中でそういうものもふえてきて、どうしても衰退していったのかなと思います。

しかしながら、昔を考えたときに、そういうものがあったら地域やコミュニティのものが大変よくなってくるだろうなと考えますが、今のところ難しいのかなと考えます。

その中で老人会について、地区によってはほとんど会員が地区の要するに70歳以上、本当だったら60歳以上が老人会というんですけれども、70歳以上、あるいは80以上でなければ入らないとかと言ってほとんど会員が少ないような状況であるなと考えますが、そういう老人会については、どう考えて活発化させていくのか、当局としてはどう考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに老人クラブの入会者が減少しておるという中で、老人クラブのほうでも若手の会員が入会を勧めておるということでありまして、一度区長会でも区長の皆様にぜひ老人会の加入を勧めていただくようにお願いをした経緯もございます。

ただ、これも先ほどから議論として出ていますけれども、確かにいろいろな価値観、多様化、それから何か役員になるのが嫌だから入らないという方もおられると聞いておりますけれども、そういった状況の中で、健康福祉課としても機会がありましたら、また加入の促進を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　老人会については、いろいろ難しいところもあるかもしれませんけれども、その中でまた民生委員の方々についてもお願いしてもらって、民生委員の皆さんにも老人会で皆さん活発に運動してくださいよという形を民生委員の方にもお願いして、回っている老人についても入っていただくという形をもちろんやっていると思うんですけれども、民生委員さんの皆さんから見たときのそういう老人会の話とは、健康福祉課の会合の席上では話等はございますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

民生委員さんから特にその老人クラブについての言及はございません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。そういう形でいろいろな団体があるわけです。町でも抱えている団体があるわけですから、そういう団体をますます活発化するにはどうしたらいいかということを各担当課でも考えていただいて、活発化していただくようお願いして、この質問は終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして、活力ある農林水産漁業の発展政策という形で質問が書いてあります。

その中で、町内の農林水産漁業の発展政策はどうしていくのかという形で、それぞれの後継者対策という形がございます。

その中で、やっぱり農業の後継者、あるいは林業の後継者、水産業の後継者、この第１次産業はほとんど衰退状況でございまして、なかなか後継者というよりは産業自体が傾いているものですから、経営者、生産者等が減っているわけですけれども、これについての対策はどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われた農林水産漁業でありますが、これはいわゆる第１次産業であります。これを取り巻く環境というのは、今議員が申されたように、高齢化であるとか、あるいは人口減少、こういったこと、そしてこれに加えて後継者不足ということでありまして、農林水産物の生産量及び販売額とも減少傾向にあるわけであります。

そこで、本町では安全・安心な食材の確保や食育、さらには行政及び関係団体の支援による新規就農者が徐々にではありますが定着をしつつあり、以前とは異なる状況があらわれつつあるというふうに認識をしておるところであります。

まず、農業でありますが、高齢化や後継者不足、それから鳥獣被害などもありまして、年々衰退の傾向にありましたが、農業振興会の地道な活動や農林水産物直売所湯の花の隆盛などによりまして、生産、販売及び消費の地産地消が確立をされつつあります。こういった

状況でありまして、これらは今後さらに発展の兆しがうかがえるわけであります。

林業につきましては、近年森林の機能が見直される中で、２事業体が起業して、森林整備地域活動交付金事業などを活用した活動を行うなど、環境保全及び若者の雇用確保にも取り組んでいるところであります。

また、水産漁業につきましては、つくり育てる漁業を目指しまして、アワビ、イセエビ、マダイの稚貝、稚魚などの放流事業への支援を継続することによりまして、安定した水揚げを維持して、漁業所得の向上を図るとともに、付加価値の高い漁業施設づくりなどに努め、観光的漁業の促進を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

このように農林水産漁業でありますが、これからも消費者等のニーズの変化に対応しながら、把握しながら発展することができるものであると認識をしております。今後もさらに関係団体などと連携を図りながら、後継者対策、あるいは新規就業者の受け入れや人材確保を支援しながら、財政的支援も検討しながらその振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ政策を考えていかないと困るわけでございます。

その中で、南伊豆町は観光で来る人が多いわけでございます。やっぱり水田や畑、あるいは海等の漁業者がいないという形の中では、草が生えているところは観光地とはなかなか言えないものですから、水田、畑をきれいにしてもらいたい、それが観光地であるなと私は考えます。草の生い茂るところへ行って、ここは幾ら景勝地で観光地だからと言っても草がいっぱい生えているのでは行く気もなくなりますので、そういうことを考えていただきたいなと思います。

それで観光で頑張っている町は農業も頑張っていて、農業で町もやっぱりきれいになっているわけでございます。簡単に言えば富良野なんていうのは、農業で畑が観光地化しているという状況である、それを考えたときに畑がきれいで海岸線もきれいだ、あるいはどこどこはきれいだという話だったら大分いいわけですから、そういうものも考えていっていただけたらなと思います。

そうやって考えているとき、遊休農地、あるいは耕作放棄農地についてどういうふうにこれは減らしていかなきゃいけないのか、やっぱり農業ばかりではなくて、南伊豆町としては

観光立町だということを言っているわけですけれども、そのもとになるのは１次産業が活発化しているから３次産業も活発なんだという形であったほうが一番いいわけでございます。１次産業はだめだけれども、３次産業だけ活発化しているなんというのは、そういうところはこの辺では東京とか都市部がそれを観光地化していく、要するにディズニーランドだって浦安産というものはほとんど第３次産業でやっている町だと思います。

ですから、そうやって考えたときに南伊豆町としては１次産業も３次産業も一緒にやっていかないことにはこの町の発展は出てこないと思うんですが、そのためにも遊休農地、耕作放棄農地を減らしていくのが必須条件ではないかなと考えますが、それについて当局等はどう考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

遊休農地、耕作放棄地の解消に向けた取り組みでございますけれども、鳥獣被害対策の面からも重要な施策でありますので、新規就農者などの担い手対策、景観作物の栽培等への支援を行いまして、遊休農地の適正化活用及び耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと考えております。

また現在町内の耕作放棄地の解消を図るため、自走式の草刈り機の貸し出しを行っておりますが、今後も周知に努めるとともに、耕作放置になると土壌が荒れます。再開が難しくなることから、農地情報管理システムを活用いたしまして、相続などによる持ち主を特定するなどして、耕作放棄地にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

今後ともこれらの取り組みを一層の促進を図りながら、遊休農地や耕作農地の解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　そういう形を今課長さんが言われましたけれども、ぜひともやっていただいて、その中でやっぱりお願い文書等を農業委員会の名前でもいいですから、草刈りをやってくださいよという形の文書をいっぱい出していただけたらいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、３番目の鳥獣被害対策の今後の取り組みについての考えという形でございます。

一般質問でもいろいろありましたけれども、鳥獣被害は町内は非常に大きい、それはやっ

ぱり遊休農地になって耕作放棄になるんですけれども、農業をやめて畑が荒れる原因の一つとして、耕作放棄する原因の一つとしてイノシシにやられた、あるいは猿にやられて、つくっても何にも物がならないと、だからそれだったらつくらないほうがいいからというものが大変農地がそういうものが私の近所でも聞くわけでございます。

そうやって考えたときに、この鳥獣被害についてどうにかしなきゃいけないんですけれども、これまでの対策としてどのようなものをやってきて、これからどうしていかれるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害鳥獣による被害につきましては、これも昨日からの一般質問等でもございましたし、我々も鋭意取り組んでいる行政課題の一つであります。

そこで、この被害でありますが、平成22年度が被害面積が1,312アール、被害額688万円、平成23年度が被害面積が3,365アール、被害額が1,245万円、平成24年度が10月末で被害面積1,501アール、被害額が789万円と年々増加傾向になってきております。

そこで対策でありますが、ご存じの電気さく、あるいはワイヤーメッシュなどによる有害鳥獣等被害防止や、有害鳥獣駆除捕獲報奨金の活用による駆除捕獲となっております。

また、本年の11月から野生猿の捕獲駆除の一層の推進を図るために、報奨金を２万円から３万円に引き上げるとともに、11月19日には県に対しまして広域的な捕獲駆除の推進や生態調査などの有害鳥獣等の対策について要望を行ったところであります。

今後につきましては、鳥獣害対策法により、より効果的に実施するための鳥獣被害対策実施隊の設置、そして南伊豆町鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や追い払いに加えて、鳥獣の進入を防ぐためのさくの設置等を組み合わせた面的な対策などを県や周辺市町、猟友会等と連携を図りながら、総合的に検討及び対応を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　被害対策には積極的に取り組みたいと解釈しました。その中で、これからもいろいろ対策としていろいろな考えが出てくると思いますが、そういうものをいろい

ろ取り入れていただいて、被害対策をやっていただきたいなと、家庭菜園の野菜まで食べられるとかそういう話をいっぱい聞きます。

それで、ましてや私ごとですけれども、私の家の玄関のわきの階段のところに、道路からつながっているわけですけれども、オオキバの木がありました。それで祭りの練習が終わって帰っていったら、何か大きなものがいるなと思って行ったわけです。それで懐中電灯を照らしてみましたら、シカの大きいものが角の生えたシカが３頭もいた、要するに我が家の階段を上がっていく両側にちょっとした小さい畑とか植木が植えてあるところがあるんですけれども、そこにオオキバがあったわけです。それを３頭で食べてたという形で、その後は懐中電灯を照らしたら十何頭か裏の畑にいたと、要するに目が光るからわかるわけですけれども、そういう状況でシカも大分出てきて、大根の葉っぱも食べていくという状況であるという形を考えたときに、私もシカが自分の家の庭まで出てくるとは全然考えていなかったわけですけれども、そういう状況になってきていると考えたときに、やっぱりこの被害対策を考えていかないと、これから町じゅうが有害鳥獣の巣になってしまうんではないかなと心配しますので、再対策をこれからよろしくお願いいたします。

続きまして、産業振興の取り組みについてでございます。

中小企業の育成と産業育成なんですけれども、この支援はいろいろ町としても考えていただいて、10月に入ってプレミアム商品券を発行したわけでございます。そういう対策等を考えたときに、この町内企業の育成支援をどういうふうにしていくのか、またどういうふうに取り組んでいくのかを考えていただきたいなと、やっぱり商売をやっている人も大変ですから、そういうものが残っていただかないと地域もなかなか発展していかない、お酒屋さんもほとんどなくなってきた、それで南上地区についてもほとんど商店がなくなってきた。

そういったことを考えたときに、こういう商店とか、そういう中小企業をやっている方をどうにかして残っていただきたいんですが、そうものをどういうふうに町として対策していくのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

長引く景気の低迷に加えまして東日本の大震災の影響によって基幹産業であります観光業を中心に厳しい状況が依然として続いております。

こういった中で当町では中小企業者への融資に対する利子補給を初めとして、観光面では

海、山、自然を活用しての四季型、通年型のイベントトップセールスによる誘客キャンペーン、外国人誘客のためのインバウンド事業、観光協会が行う京浜方面からの誘客事業、伊勢海老号の運行支援などを行ってきておるところであります。

また、商業面では、商工会が行いますショッピングモールの開設支援であるとか、あるいは南伊豆プレミアム商品券の発行支援などを展開をして産業振興に向けて取り組んでいるところでもあります。

さらに雇用対策につきましては、平成21年度から緊急雇用創出事業を継続実施するとともに、新年度に向けては販路開拓や新商品の開発、企業会への支援などについても商工会等と連携を図りながら検討し、進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。いろいろありますけれども、この中小企業、あるいは商店等もなかなか大変なところでございます。そういうものを観光業務を一生懸命やっていただきたいんですけれども、中小企業のほうも一生懸命考えていただいて、発展させていただきたいと思います。

それで、町内資源の発掘や有効活用という形で海、山、温泉、花などをという形で書いてありますけれども、質問を通告してありますけれども、そういうものについて取り組みはどういうふうにしていくのか、今町長の答弁の中でジオパークの話もあったような気がしましたけれども、ビジターセンターの話がございますけれども、こういうものについてどのように支援していくのか、これについてもボランティアガイドをもっとふやすとか、あるいはボランティアガイドのガイド本を町としてつくって町民に配布して、逆に町の町民がジオパーク、あるいは町内資源、温泉はこうなんだとか、あるいは花はこうなんだという、そういうものを町民自体が説明できたらいいなと考えますが、そういうことについての考え等ございましたらよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

当町最大の観光資源であります海の新しい活用の形といたしまして、３年前にスタートいたしましたオープンウォータースイムレースやアクアスロン大会事業につきましては、今年度までに８回のレースが開催され、約1,500人の選手に参加していただきました。参加者の

状況などから着実にこれらの大会が定着しつつありますので、今後とも継続開催に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、２月に開花する早咲きの桜はこの地域特有の財産でありますが、特に亜熱帯気候である台湾では珍重されると聞いております。年を越して３月の初頭には、台湾の旅行代理店エージェント15名程度を対象に、今後の誘客に向けた町内のモニターツアーを計画しているところでございます。

さらに９月24日には、伊豆半島の日本ジオパークネットワークへの加盟が承認されました。今後は新たな観光スポットとなっているジオパークビジターセンターを中心に、世界ジオパーク加盟に向けて取り組んでまいりますが、ジオパークは大地の保全と活用によって経済、文化活動を高め、地域振興につなげていく仕組みにあります。加えて地域特有の食伝統文化等の掘り起こしも並行して行うとともに、多言語による観光案内板の設置を初め、誘客に結びつく施設の整備に努め、産業振興につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。そういうものがいっぱいあって、南伊豆町はいろいろな資源があり過ぎて困っているなと思うものですから、そのガイド本をまた考えていただけたら非常に助かるだろうなと、もう町民自体が逆にそういうものを説明していただいて、よそへ行ったときに南伊豆へ来てくださいよという説明がうまくできるのではないかなと、そのガイド本を読んでいただければできるのではないかなと思うものですから、そういうものを考えていっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　議員のおっしゃるとおりでございます。今後そのように検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　もう時間になりましたので、これで清水清一の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時15分まで休憩といたします。

休憩　午後　０時１４分

再開　午後　１時１５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（梅本和熙君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　きのう、今日と皆さんお疲れのところ大変ご苦労さまです。

ことし最後の一般質問の質問者となりますので、１時間ばかりおつき合いください。

通告に従いまして、きのう、今日と同僚議員が質問しました内容と重複する点がありましても、答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、弓ケ浜海岸現地調査についてお聞きします。

10月３日、神奈川県横須賀市にあります独立行政法人港湾空港技術研究所の専門知識を持つ方々に町のシンボルであります弓ケ浜海岸で砂浜減少について現地調査をしていただきました。その調査報告内容をわかりやすく説明していただく点が１点と、また弓ケ浜の現地調査を踏まえて、今後の町の対応をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この本年10月３日の県から委託を受けた港湾空港技術研究所によって行われました弓ケ浜の砂減少についての現地調査結果でありますが、海岸侵食を確認する方法として、汀線及び深浅測量が必要なこと、それから砂による養浜が有効であること、そしてまた砂の飛散防止には現在行っているさくの設置が有効な対策であることなどの見解でありました。

そこで、この調査の結果を踏まえまして、海岸を管理する下田土木事務所では、養浜等の

検討のための事前調査として、平成25年度に測量を行うための調査費を県の所管課へ要望したところであります。

そこで町としましては、地元住民や漁業協同組合などの関係者との合意形成のもとで、養浜等の対策について県と協議をしながら、この事業が円滑に進められるように推進には努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　11月30日、ついこの間ですけれども、青野川河口で今しゅんせつしております。その船に県とまた町の建設課の係長、湊区長を初め役員の方々と一緒にしゅんせつ船に乗り込みまして、積まれた砂を、積まれた砂はこれなんですけれども、これをちょっと採取してきましたけれども、乗り込みまして、その砂を見てさわってみて、大変きれいなです。これは何にも洗っていないです、全然、その現場のやつですから。先ほど言われました養浜、そのために湾内の置き砂ということにしなければならないと、こういうきれいな砂をそういう場所に置かなければならないということに汀線とか、深浅測量というんですか、そういうことをしなければならない。

今、深浅測量ですか、それには超音波を使用した深浅測量というのがあるんです。皆さんご存じかもしれませんけれども、海底の地形を電波で詳細に調べまして、データ処理して３次元画像で水面下の海底がどのようになっているか、この目で見ることができます。

そうしますと、沿岸の深測対策として上手側、弓ケ浜でいうと東側ですか、笠島のあるほう、○文のあるところですね、あちらのほうに置き砂をしたらよいのか、または下手側、西側、河口のほうにしたいいのか、そういうことが容易にわかるというんです。町民の皆さん、また特に湊区民の皆さんの理解がいただけなければこれはできないというお話でございましたので、だれでも、小学生でもわかるような、そういう深浅測量をしていただけたら理解も得やすいんではないかと思うですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　お答えいたします。

議員のほうからお話がありましたとおり、その海岸の砂の侵食、これを明確に把握するためには、先ほど言いましたように汀線測量、これは海と陸の境ですね、それの測量も当然必要だということで、この方法としましては台風シーズン前と後、これがよかろうというよう

なことで、範囲といたしましては弓ケ浜全体について行ってくれということでございます。

測量の方法につきましてはシンプルでございますけれども、水平器、一般的なレベルで100メートル間隔で10測線、点ではありません、測線。ですから陸のほうから海のほうへ向かった縦の線、これを100メートル間隔で10測線ほど年に１回はやってくれよと、そういうことによりまして砂浜が下がって後退しているのか前進しているのか、高さ的に把握ができる、そういうものが汀線測量でございます。

それから、深浅測量ですけれども、議員のほうがいろいろご承知のようですけれども、これはざっくばらんに海底の深さをはかるためのものでございまして、議員がおっしゃいましたように音波、音響測探機ですか、いわゆる魚探的なものです。船に搭載したその機械から音波を飛ばしまして、その反響で海底の深さを測定していく。恐らく今の時代ですからＧＰＳ等と連動した中で、自分の船がいる位置等は当然確認できますし、海底のほうにつきましては、今言った探知機で並行して深さをはかっていく、そういうようなことで先ほど議員がおっしゃいましたように、だれが見ても一目で海底の状況がわかると、そういうようなことになっております。

これにつきましても100メートル間隔ぐらいで10測線程度を調べるというのが効果的ではなかろうかと、なおかつ浜へ戻す砂につきましては、現在浜にあるような砂は河口に存在しているんではなかろうかというようなことから、河口付近を中心に測量するのが効果的であろうと、なおかつその砂につきまして、当然利害関係者、地元区とか漁業関係者は当然おるわけですけれども、そういった権利関係の調整ができた後に、東側のほうが特に侵食が激しいものですから、水深４メートルあたりのところへとしゅんせつした砂を投棄して、人工的にではなくて自然に波の力で海岸へ戻すと、そういうことがベストではなかろうか、そういうふうな研究所の見解でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほど言いました深浅調査、これは十和田湖をやった方がいらっしゃいまして、このようにいろいろと本当の首振りでデッキのような形になっていますので、また、この方は南伊豆出身の方だと聞いていますので、田牛のほうに会社があるということを聞いていますので、そちらのほうでまた研究されたらよいのではないかと思います。

次に、防災についてお聞きします。

先ほどから、きのう、今日と同じような質問が同僚議員から行っておりますけれども、いま一度きのうも行政報告でお聞きしました。現在の進捗状況、場所は湊のゲートボール場跡、避難タワーの高さは12メートル、ＧＬからすれば17メートルの高さになりますよと、また収容人員は1,000名ということでございました。

この津波避難タワーですけれども、その強度ですね、私心配しているのが3.11のときに見た映像によりますと、船は来るわ家は来るわ、そういうものにも対処というんですか、ぶつかったときに大丈夫なようなものなのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えをいたします。

津波避難タワーの場合には既に国からのガイドラインというものが示されてございます。最終的にそれをどう判断するかというところもございますが、当然そういうものに沿った形の中で対応されたものができるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　きのう町長が行政報告の中で、平成25年度の早期完成を目指すということでございました。具体的につきまして、いつまでの完成を見込んでいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　防災室長。

○防災室長（橋本元治君）　お答えをいたします。

設計の関係につきましては、当然今年度中にはでき上がるということでございます。これをもちまして現在当初予算、これは建築費の関係でございますが、そちらのほうをまた盛り込んで皆様方にまたご理解をいただくということでございますが、その製品も先ほど稲葉議員のほうからお話がありましたように、鉄骨のものであれば比較的早くできるのではないかというふうに考えてございます。

町長のほうからも急いでつくれというようなことでいただいてございますので、できたら海水浴シーズンまでにはできたいなと思ってございます。しかし、これはまたそのとおりできるかということは、今の時点ですぐに即答ができませんので、私どもの担当のほうの考えといたしましてはそういうふうな形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　そうですね、今言われた夏前までにできれば避難タワーを建設していただきたい。これは去年もそうなんですけれども、民宿のほうに、そちらはどの辺に逃げるんですかとかそういう質問があったそうです。宿泊する前に。答えにちょっと窮したというお話も聞いていますので、できるだけ早目にお願いしたいと思います。

次にまいります。

８月下旬に南伊豆小中学区の危険箇所及び避難場所について調査が行われました。教育長、校長先生を初め、教職員の方々が炎天下の中、子供たちのために海岸から避難場所までの時間をはかったり、急勾配を上がり高台の避難場所の確認、新たな避難場所はないかと汗だくになりながら学校まで探して歩いていただきました。ご苦労さまでした。また感謝申し上げます。

そこで、この調査結果なんですけれども、今後どのように通学路の安全整備に反映されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

南伊豆の小中学校区の危険箇所、それから及び避難場所につきましては、今ご案内のとおり８月24日に小中学校全教職員とともに私どもも調査に行ってまいりました。

その中で学区の危険箇所とその避難場所として調査をまとめたものが今出ましたが、私どものほうもこういう形で学校から報告書をいただいておるところでございます。非常に貴重なものだと思っております。

現在その避難ルート等を示した地区別のさらにわかりやすい防災マップ、これを小中学校の教員を中心に作成しているというところと伺っております。

この防災マップは、この後まだいろいろ入れ込みまして、未完成の段階ではございますが、防災教育の貴重な一つの教材として、既に学校では登下校時における避難訓練などに適時利用しているところでございます。今後は各地域の自主防災組織、これらと連携をいたしまして、より充実したマップを作成するなどして災害時に有効に活用できるものにしてまいりたいと思っております。

また、通学路の整備、これに関しましてですが、避難地への例えば案内板の設置または避

難路の整備等が考えられるところですが、これは地域の自主防災組織と連携を図りながら対応するとともに、必要に応じて関係機関の協力を求めてまいりたいと思っています。

なお、東小学校におきましては、この２月11日でございますが、県より津波の危険が予想される学校を対象とした学校防災アドバイザー事業というのがありまして、この一環として外部の専門家、すなわち富士常葉大学の准教授が学校防災アドバイザーとして東小を訪問していただきます。そして、学校防災マニュアル、それから避難訓練などに対するチェック、助言及び学校と地域の防災関係機関との連携体制の構築に関しまして指導、助言を受けることとなっておりますことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　この中で町長いいですか、この中で弓ケ浜大橋から学校までの通学路があるんですよ。そこは祝日を除きまして月曜日から金曜日まで湊方面また手石方面からその橋を通ると一緒になりますよね。約100人の児童生徒が通学してくるんです。その通学路というのは、青野川と平行か、またこれが近いですね。そのために地震等で津波は最初に川を上る、こういうことがわかっていますので、その川のすぐそばを通る通学路、ありがたいことにすぐ横に山があるんです。あそこには山があってそこには階段がついているんです。階段がついていまして、その上をちょっとのぞいてみたんですね、そうしたら子供たちが結構上れて逃げれるような、そういう場所になっていまして、その地主の方にお会いしまして、もし子供たちがこういう状況になったら逃げてもよろしいでしょうかということをお聞きしたら、快くそれはいいですよと、ありがたい話ですね。

そこで100人毎日、要は100人の児童生徒がそこを登下校するということで、これは町として特別というわけではないですけれども、避難所としてここを指定して整備等できないものか、いろいろな地域にやってもわかるんですよ、しかし100人の生徒が毎日ですよ、いつ来るかわからない地震と津波、学校に逃げれば早いのかなと思ったりするけれども、山ですから地震はいつ崩れるともそれはわかりません。地震とはまず最初に揺れることですから、揺れて土砂崩れ等があるかもしれない。そのときに逃げ場所がないよと、あの辺はとなると、それは子供たちは親として大変心配ではないかと、いろいろ話を聞いても一番怖いのはそこだというんですね、やっぱり親御さんが。だからそういう場所があると大変うれしいと、ありがたいと、町としてどうにかならないものかなというお話を聞きましたので、いかがでし

ょうかその辺。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします

湊大橋のところの学生の通学というのは、私も交通安全週間が始まりますとあそこで街頭指導をやっていますよね。そのたびに行っていますので、私も承知しております。

今議員が言われるように、あそこは非常に海抜が低いところで、学校まで相当距離があるわけですね。ですから、そういう意味で私はやはり安全という面では、これは当然考えなければならないというふうに、まず認識をしております。

ですので、これも昨日来からいろいろ津波の問題が出ていますけれども、今進めている弓ケ浜の避難タワーだけでなくて、自主防とよく連携を図りながら必要とあればほかの地区にも考えていきたい。さらにはそういった子供たちの通学路についても安全という面で検討して、ああいった海抜の低いところについては避難路、避難場所を整備したいという考えを持っていますので、これはまたＰＴＡの代表の方、あるいは地区の区長さんや関係の皆さんとよく協議しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ぜひ整備していただければ子供たちも安心に通学できると思いますので、また親も安心に子供たちを送り出すことができると思います。よろしくお願いします。

また、この時期になりますと日が落ちるのが大変早くなってきまして、部活を終えて帰ってくる子供たちが日が落ちると今度は暗くなりますよね。せめてこの通学路を明るくできないかという声がありましたので、お伝えしておきます。

次に、鳥獣害被害についてお聞きします。

ことしも南伊豆町を含め、郡下１市５町などでイノシシ、シカ、野猿、ハクビシン、アナグマ等の鳥獣被害が大変拡大しております。ある地域ではイノシシが川を渡り、コンクリート製の間知石というんですか、それを積んだ約1.5から２メートルぐらいののり面をよじ登ったというんです。それでサツマイモを初め農作物に大変被害を与えている。この間知石のイノシシの足跡がくっきりついていたというお話を聞きました。

また、シカは木の皮をはぎ、かんきつ系や森林を枯死させております。

町長も出席されました11月11日の第36回育樹祭、このときに皇太子殿下のお言葉の中に「森林は国づくりのもとである。絶えることなく水をはぐくみ、災害を防ぎ、木材などの森の実りを与えるとともに、河川水を通じて豊富な栄養塩類などを漁場に供給することで豊かな海づくりにも貢献するなどの大きな役割を果たし、人々の暮らしを豊かにしてきました。さらに最近では、地球環境の保全に果たす役割も大いに注目され、期待されています」と、こう述べられています。

そして、野猿は農家の方々が丹精込めてつくったかんきつ類、それを初めスイカ、トウモロコシ、クリ、野菜等を収穫直前に食べ尽くし、甚大な被害を与えております。

伊豆半島自体平野が少なく、農耕するのに山を開拓し、苦労して農業を営んでいる方々が大部分を占めているのではないかと感じております。

10月25日に当局にも提出されました。11月15日、議長あてに野生猿による農作物被害を防止するための要望書が提出されております。その要望書ですけれども、こう書かれております。南伊豆町では40年前にはいなかった野生猿が今日頻繁に出没して、農作物に多大な被害をもたらしています。その被害は年々エスカレートしており、このまま放置した場合、５年先、10年先どのように被害が拡大していくのか大きな懸念です。また、被害は町内のみならず近隣市町の下田市、河津町、松崎町、東伊豆町にも及んでいます。猿は目の前に大群がいて、自分の畑が被害を受けていても人はなすすべもなく無力です。シカ、イノシシは捕獲できたり、被害を防ぐことは可能ですが、猿は不可能です。天敵もいないのでふえるばかりです。伊豆の農業は、山間地で耕作面積も少なく、非常に条件の悪い中で頑張っています。猿対策にかかわる費用や時間は莫大なものです。また、被害に実際会うと今までの努力が無になり、落胆してしまいます。精神的なショックははかり知れません。以上のことから抜本的な猿被害防止策をお願いします。５年後、10年後野生猿による農作物等の被害がなくなり、安心して農業ができるように対策を講じてくださるよう切に要望します。以上1,428名の署名を添えて要望いたします。こういうのも町長はご存じでしょうけれども出ております。

また、お年寄りからは、丹精込めてつくった野菜を一晩でイノシシに食い荒らされ、来年からつくる気力もない、このお年寄りが外に出なくなり、体を動かさなくなると筋力が弱りますよね、まず最初に。気持ちに張りがなくなります。張りがなくなるとどうなるかというと、１つは病気がちになるんですよね。病院通いが始まると、今度国保等の保険税が上がることになる。そういう野菜をつくらなくなることにより、１つの負のスパイラルが始まる、こう感じております。

農業を営んでいる人々を初め、多くの方々から悲鳴が上がっております。鳥獣害対策として１市５町などで森林、農業、豊かな海を守るために、広域で連携してハンターでの個体数の削減が急務と考えますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害鳥獣による被害というのは、最近特に目立ってきておりまして、その被害も多くなってきております。

私は先ほどから防災を最優先課題ということで申し上げましたけれども、この有害鳥獣対策についてもそれと同等ぐらいに私は今後考えていかなければならないというふうに認識をしております。それほどこの問題はもう深刻になってきておりまして、ある意味ではもう死活問題である、何をつくってももう収穫時期になると全部食べられてしまう、そういう状況にあります。

ましてや今一番心配されておるのは人的被害であります。

私は先般ある町民からそういう情報をいただきまして、即座に次の日に担当課に捕獲をするよう命じ、そして今野猿の捕獲を２名でもう専門にやっていただいております。そういうふうにして即座に対応しないと、これはとてもじゃないけれども対応し切れないという問題でありまして、これも新年度の予算編成の中では私は重点課題として担当課に命じて、今般の質問の中でもいわゆる猿の捕獲を報奨金を２万円から３万円ということも申し上げましたけれども、そしてまたイノシシも今7,000円になっておりますけれども、これも新年度では１万円に元に戻すということも考えております。そうこうして予算面では対応していきたいと思っておりますが、何にしても狩猟免許を持った方の減少、高齢化、これが一番の悩みでありまして、これは我が町だけではなくてどこの市町も同じであります。

我々の会議やいろいろな会議がありますけれども、寄るとやはりこれはこの有害鳥獣の話題になります。そしてこれがもう町まで出てきていると、人的被害も心配だよという声があります。ですので、この有害鳥獣の対策については、先ほど申しげたように町の重点課題として私は今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

そこで、ご質問の件でありますけれども、広域でのハンター連携による個体数の削減ということであります。これは全く私も同感であります。前からこれは私は県にも申し上げたりしておりました。有害鳥獣というのは行政区画には関係はございません。したがって歩調を

あわせてやらないと効果は上がらないということでありますので、全く同感であります。そして、各市町とも猟友会会員の高齢化による狩猟免許、先ほど申し上げた取得者の減少に伴い、捕獲駆除が減少している状況にあります。

そこで、このような中で賀茂地区における鳥獣害対策としましては、静岡県や各市町、伊豆太陽農業協同組合、それから猟友会等の関係団体で構成をしております伊豆地域の鳥獣害対策連絡会によって、鳥獣の捕獲駆除や鳥獣被害防止、わな猟免許取得講習会の開催及び箱わなやくくりわなの導入等を行っているところであります。これが現状であります。

また、県では今月18日に我が町内において、猿の捕獲技術講習会や野生鳥獣被害対策講習会を開催するとともに、広域的な野生獣対策に積極的に取り組んでいくこととしております。これは私は先般、県の農林事務所のほうへ下田へ要望にまいりました際に、この広域的な点でということを所長が約束をしてくれました。そういうことであります。

そして、今後とも広域的な鳥獣被害防止対策につきましては、伊豆地鳥獣害対策連絡会の中で協議、検討を行うとともに、各関係機関等と連携を図りながら、その対応に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　前に県の総合庁舎に行ったときにちょっとお聞きしたんですけれども、シカの場合は伊豆半島全体で年間5,000頭捕獲していると、5,000頭で足りるのかとお聞きしたところ、7,000頭とらなきゃいけないよと、減らないよというお話だったんです。7,000頭とれるんですかと言ったら、先ほど町長がおっしゃったように、捕獲者がいないと、それで困っていますと、困っている、捕獲者がいない、そうしたらふえるばかりですよね。

年間7,000頭とらなきゃいけないんだけれども5,000頭しかとれないということは2,000頭、要は繁殖、シカの繁殖というのはすごいですから、繁殖するわけですから、４年で倍ぐらいになるそうです。倍、倍と、そういう感じになりますので、さっき清水議員がおっしゃっていましたけれども、すぐそこまで出てきますよと、青市のほうでも鳴いていますので、雄ジカが、今に雌ジカがそちらに渡ると思います。そうなってくると森もだめになる。林もだめになる。畑の農作物すべて葉っぱを全部食べられますので、そこでもう全滅するような感じになります。

私は鳥獣被害、これは自然界のバランスが崩れた結果に今が現状があると、こう考えてい

るんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。今、鳥獣害のこの被害について。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害鳥獣の被害がふえてきている、そういった種類の動物の生態系が変わってきたということは、やはり昨日から出ております山林の荒廃、山に入らなくなった、そして樹木が伸び放題になっている、そういったこととか、やはり過疎化で耕作地がだんだん縮小してきて原野、山林化してきている。結局はそこがもう山林になっている、もとの田畑が、そういったこととかいろいろな要因が重なって、あるいは気候の温暖化等とか、いろいろ今はあると思いますけれども、確かに我々の記憶でも、昔と比べるともう全然イノシシにしても今までとは違った生態系にあるということが言えると思います。

ですから、いろいろな要因が重なってきていると思いますけれども、やはり我々は何であろうとそれに対応しなればならないわけですよね、それを考えるともういかなる方法も、どういう方法でこの駆除、捕獲をするのが一番効率がいいのかということを考えながらやるしかないと思いますので、今やっていることを続けながら、ほかの各関係の団体とも連携を図りながら対応していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それでは、個体数削減が急務なんですけれども、この銃猟免許、ハンターの育成ですね、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この狩猟免許者、ハンターですね、わなであったりそういう人たちの確保については、それぞれの皆さんの個人の意思で今まではやっていただいて、そして猟友会等にご協力してもらっております。やはりこれはもっと前へ一歩進んで、こういった資格者を確保する、お願いをしてでもということで考えていかないと、このままでいくと恐らく高齢化でだんだん減っていくと思うんですよ。

ですからこういったことも、これは県とも相談をしたりしてやっていかないと、一市町だ

けではなかなか対応し切れない面もありますので、これは私は機会をとらえてまたそういったほかの市町の首長や、あるいは県にもそういう話をして、何しろ資格者をふやすべきだと、狩猟免許者をということを訴えていきたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今、銃猟免許、これ取るのに大変苦労していると、だんだん試験が厳しくなってきて、その背景には犯罪が絡んでいるというのが現実だそうです。よく静岡県の警察の公安のほうではもう取らせたくないと、なぜかというと犯罪がそこにあるということだそうでございます。

ですから、普通の方がハンターになれる、若い方がなりたいんだけれども、免許等の試験が難しくて取れない、また、この間ちょっとお聞きしたんですけれども、免許の更新というのがありますよね。更新のときに実弾を撃つそうです。そのうちの３発あったら２発的に命中しないと、更新ができないようです。だから年を取ってくるとやっぱりいろいろなものが衰えてきますので、それでもうやりたくてもできなくなりますよというお話を聞きましたので、緩めろとは言いませんよ私は。ですけれども、若い方が次から次へと出てこれるような、そういう体制をひとつ地域の首長等にお願い、また県に行ってお願いしていただきたいと、こう思います。

次の質問に移りたいと思います。

次に、同僚議員がきのう、今日とずっと質問していますけれども、地熱開発促進事業についてお聞きします。

地熱調査は総務省補助事業として、緑の分権改革推進事業として進められてきました。地熱を有効利用し、温泉ですね、地域の利用促進に資する事業に対し支援を行うことで地域との共生を図り、地熱を核とした地域主導の町おこしが可能な地域であると私は考えております。

平成25年度の国の補助金、これを活用した温泉の集中管理、また温室、ハウス、造成等地熱利用について早期に検討を始め、具体的な構想計画を立案する必要があるのではないかと、こう思います。

そこで地熱資源を促進する事業を今後町としてどのように展開していくのか伺いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題も昨日来ほかの議員の方からも質問がございました。町の資源の今委託で実証研究がなされておりまして、何回も申し上げましたけれども、最終結果が出るのが来年の３月ということであります。これは新エネルギー利活用検討委員会で今までもそうですし、まだ継続して審議をしていただいております。

先般の出されたのはいわゆる中間報告であります。そして来年の３月にはそれの最終報告が出るということで、この結果を受けてですけれども、これも昨日もお答えしましたけれども、新たな町の考えとしてその今後の計画ですけれども、やはり結果が出ませんと何とも言えません。まだ言えませんけれども、ただ、昨日から申し上げておるようないろいろな難しさがあります。難しいからできないではなくて、そういったことをよく検討して、この事業そのものが何の目的でなされ、そしてこの南伊豆町で行われた事業が特別な、いわゆる環境省の事業であるという認識のもとに、そういった点もよく踏まえた上で我々としては今後の進め方については考えていきたい。要するにまだ来年の３月になりませんと結果が出ませんので、そこで最終判断をするようになると思いますけれども、現時点ではそういう考えでおります。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　これは11月15日ですか、毎日新聞の地方版によりますと、きのう同僚議員がお話ししました北海道上川町では、町それから道、専門家、地元関係団体、こういう団体で構成し、環境省、経済産業省がオブザーバー参加し、地熱の研究協議会を立ち上げたと、こういう報道がありました。

南伊豆では新エネルギー利活用委員会、これがありまして、かんかんがくがくだったと思うんですけれども、こういう環境省または経産省、こういう方々を入れていろいろなハードルがありますよね、いろいろなハードルがあると思うんですよ、法的なものから何から。オブザーバーとして入れて前に進んでいったらどうなのかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今議員が申されたようなメンバーは、今のエネルギー利活用検討委員会には入っておりません。おりませんが、先ほど申し上げた来年３月の最終報告を待って、どういうふうな結果が出ますかわかりませんけれども、それによってはやはりまた場合によってはそういうメンバーにも入っていただいて検討するようになるのか、それは今はちょっとまだ確認はできませんけれども、やっぱりそれだけのこういった事業を進めるということは、大きな事業ですから専門家の意見がかなりそこに反映されないと、我々だけでは判断しかねると思うんですよ。

ですので、そういう思いから、今は申し上げられませんけれども、今言われたメンバーというのは、我々も今後参考にしていただいて、何回も申し上げますけれども、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　町で出しています第５次南伊豆町総合計画の中にも、いろいろクリーンエネルギー等の導入促進等書いております。また、もう一つは南伊豆町過疎地域自立促進計画、この中にもあるんですけれども、自然エネルギー、地熱を利用した地熱発電については調査をしていくということでございますので、今後、仮定で話はできませんので、その調査結果、すぐ今年度出てくると思いますけれども、いろいろな方、またこの町で農業高校がございますよね、分校がございます。そういう方々、また花卉組合、花とか木をつくったその組合の方々とか、いろいろな方々とお話をして、しっかりした１次産業ができれば、また過疎地域というか人口の増加も望めるのではないか、また子供たちが夢を持って仕事につけるのではないか。一番の問題は私は働くところがないということなんですよね。この町にはなかなか。厳しいのでみんな出ていくわけです。出て行ったら今度は入ってこない、それが悪循環になって過疎地域ということになっているわけなんですけれども、ですからその働く環境、要は就職場所、そういうものをしっかりして持っていかなければこの町の先はちょっと見えないということで思っております。

その１つとして、ツールとしてこういう地熱発電理解促進関連事業支援補助金ということで、平成25年度の概算要求で30億円、ご存じでしょうけれども、こういうものを使って少しでもこの町の発展に寄与できるようにしていただけないものかと、こう思っております。

私は10年後、20年後、若い者、また子供たちのために夢があるこの町を目指すのが政治家

たる者ではないかと思うんですよ。このまま疲弊していったら子供たちに私は顔向けができない。ですから、地熱でも風力でも太陽光、このありとあらゆるものを使って町の再生にひとつみんなで頑張っていきたいと、こう思っている次第でございます。

次に、きのうですけれども、町長が３期目を出馬されるということをお聞きしました。９月議会でお聞きしましたけれども、そのときはしかるべき時期ではなかったと、ちょうどきのうがしかるべき時期だったのではないかと、こう思います。

これは11月25日に伊豆新聞の「伊豆の広場」という読者のページがあるんですけれども、ここに書かれていた一節なんです。生体内においてすべての細胞が新陳代謝しています。適切な入れかわりがすべての組織を若々くします。一部の細胞が長生きし老体化すると病気になりやすくなる。細胞が周期的に入れかわるのは大切な事柄です。生体と同じく社会組織においても同様のことが言えます。社会共同体における一部のわがままな自己優先的態度、思いやりに欠けた人たち、過保護や与えられ過ぎ、このようながん細胞を一刻も早く切り落とし、共同体全体を若々しくし、再生しなければなりません。政治、経済、教育、その他すべての点で前進し続けるために改革を繰り返さなければなりませんと書かれていました。

また、皆さんご存じのチャールズ・ダーウィン、イギリスの生物学者でございますけれども、この自然選択による進化論を説いた「種の起源」これを1869年に出版しております。ダーウィンのこの自然選択説では、生存にわずかでも優位な変異を持った個体は、より多くの子孫を残し、次第に集団内に広まっていくと考えられている。すなわち環境によりよく適応した生物が生き残っていくという考えです。「種の起源」は、自然学書ですからいろいろな読み方ができます。生存競争には最も強いものが生き残るのではない、最も賢いものが生き残るものでもない、変わり得る変化ができるものが生き残るのである、こう読み取れるわけです。

また、自治体も同じことが言えるかと思います。町長選挙に立候補するには、気力、体力、知力、平等性、公平性、社交性が求められます。日々の世界的政治変化に対応できる柔軟な考え方も必要ではないかと思う次第でございます。

今のを聞いて町長、どのように感じられますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員が申されたのは、それぞれの学者、あるいはそれぞれの地位の方々が申された言

葉でありますので、もちろんこれは私は受けとめておきます。それはそれぞれの人の考えもありますし、やはり人間というのはさまざまな人たちがこの世に生きております。ですので、そういった方たちの思い思いがあると思いますので、それはもちろん尊重しながら、私は私の道を歩んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私はこの歌が好きなんですけれども、皆さんご存じですけれども、吉田松陰先生の歌に「身はたとい武蔵野の野辺に朽ちぬとも留め置かまし大和魂」と、大和魂というのは、自分も人も裏切らない、そういう生き方をしたいと私常々思っています。町長もこのように生きていただければ大変うれしく思います。

それでちょっと前後するんですけれども、きのう副町長がおっしゃられていたボーリング費用、６億円というお話だったんですけれども、1,000メートルで６億円、違いましたか。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　2,000メートルで６億円ということで、先般行われた全員協議会の席で事業者の方からご説明があったと聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　確かに一番高いものを使うと６億円だそうです。調査自体はそんな高いものは使うことはないよというお話で、ちょっと現場の方に聞いたんですけれども、今ならメートル10万円でできるそうです。そういうお話を聞きましたので、早い話が2,000メートル掘ったとしても２億円というお話でございました。６億円は確かにメートル30万円とすれば2,000メートルで６億円、確かにそのとおりでございます。

ただ、私の聞いたのは、そんなに高価な、調査だけでしたらそんなに高いものは使うことはないという、そういうお話でございました。

時間もあれですので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君の質問を終わります。

ここで２時15分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時０９分

再開　午後　２時１５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎諮第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　これより議案審議に入ります。

諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　諮第１号の提案理由を申し上げます。

現在南伊豆町内において、法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は５名でありますが、うち１名が平成24年５月31日をもって退任されたことに伴い、人権擁護委員候補者を推薦するものであります。

推薦につきましては、人権擁護委員法第６条第３項に「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」と規定されております。

推薦をしたい方は、南伊豆町手石673番地、比野下富子氏でございます。

比野下氏は、昭和42年４月から南伊豆町保育士として勤務をされて、平成18年３月手石保育所長を最後に退職されました。平成22年12月からは民生委員・児童委員として活動され、また町の事業であるひだまりの会や、脳トレ教室などのボランティアなどとして協力いただいております。

また、子供たちの人権擁護活動にも努められ、明朗で実直な人柄は地域の皆様にも信望が厚く、人権擁護委員として適任でありますので推薦するものであり、任期は同法第９条の規定に基づき平成25年４月１日から３年となります。ご審議のほどをよろしくお願いを申し上

げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対意見の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認めます。

採決します。

諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、諮第１号議案は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎報第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　報第６号　平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第６号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年11月16日に衆議院が解散され、その後開催された閣議において12月４日公示、同16日投開票の日程を決定したことに伴い、衆議院議員選挙に係る経費を急遽予算化する必要が生じました。このため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）を11月19日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、お手元の補正予算書第４号に基づきまして、内容を説明させていただきたいと思います。

表紙の次の１ページをごらんください。

平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）でございます。

１条としまして、歳入歳出それぞれに650万円を追加し、総額歳入歳出それぞれ43億1,052万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をいたしますので、12ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

２款４項３目各種選挙費でございます。補正前の額は165万円、補正額は650万円、計815万円となります。財源内訳としまして、国県支出金が650万円ということでございます。

内容につきまして、概要を説明させていただきたいと思います。

まず、１節の報酬でございます。投票管理者等の報酬として87万6,000円、選挙管理委員会ですとか投票管理者、投開票立会人等59人分でございます。

それから、手当が時間外手当等、それから選挙事務従事者手当としまして139万8,000円、これは投開票とか準備等の事務従事者延べ178人分でございます。

それから、賃金としまして臨時事務員賃金が45万6,000円、４人で18日でございます。公示日の翌日から期日前投票が始まりましたが、それ前から既にもう臨時の方々に働いていただいているところでございます。

それから、旅費につきましては費用弁償、これも選挙管理委員会ですとか、委員ですとか、投開票管理者立会人等延べ70人分を計上したものでございます。

それから、需用費につきましては消耗品、印刷製本等が主なものでございます。消耗品につきましては選挙の啓発費、もう既に啓発活動を行っていますが、それから期日前投票の看板ほか、そういったものの消耗品でございます。それから印刷製本、これは入場券をお送りしました封筒、それから中身の入場券、そういったものの印刷でございます。

それから、役務費でございます。通信運搬が大きいものでございますが、これは郵便料になります。

それから、委託料としまして、ポスター掲示板の取りつけ、撤去委託料町内48カ所、既にもうポスターも張られておりますが、そういったものの委託料でございます。

それから、使用料及び賃借料、これが当日電算でバーコードで受け付けをやります。そういったものの受け付けシステムが９台分、それから投票所の機械器具の借り上げですが、投票所の暖房、体育館で広くて寒いということで、暖房器具を６台お借りするということでございます。それから、自動車借上料、これは投開票に伴う自家用車を使うことにつく借上料でございます。

それから、備品購入としまして96万円、これは老朽化した計数機を１台、それから選挙人名簿等を製本する製本機を購入させていただくというものでございます。ということが主なものでございます。

次のページには、特別職ということで給与費明細がございます。これは投票管理者等が加わった59人分の異動がありましたので、それを計上したものでございます。

10ページにお戻りください。

歳入でございます。

15款３項１目の県支出金の中の総務費委託金でございます。補正前の額1,522万円、補正額650万円、計2,172万円でございます。１節の選挙費委託金として650万円でございます。

８ページにお戻りください。

歳出合計でございます。補正前の額43億402万6,000円、補正額は650万円、計43億1,052万6,000円でございます。財源内訳としましては、全額国県支出金で650万円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

報第６号　平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、報第６号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第87号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第87号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第１項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために固定資産評価審査委員会が設置をされておりますが、委員３人中横山誠氏の任期が本年12月31日で満了となります。このため、優れた知識と豊富な経験を有する、手石265番地の２、横山誠氏を改めて選任したく、同条第４項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、同条第６項の規定に基づき、選任の日から３年となります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第87号議案は、原案のとおり同意とすることに決定いたしました。

◎議第９０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第90号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第90号の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県が平成23年４月１日から静岡県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を施行したことに伴い、本町における道路占用物件の区分及び単価等を静岡県の占用基準に基づき改定するため、南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、建設課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　議第90号の内容説明をいたします。

このたびの条例改正は、占用料の算定基礎となります地価水準の下落により、静岡県が平成９年に定めた県下一律の基準になっております市部と町部の道路占用料の改正、町部におきましては約24％の値下げでございます。を行いましたことに伴い、本町におきましても占用料等の見直しを行い、静岡県における町部に準じた占用物件の区分及び金額等に改正するものであります。

また、本町の道路占用料の額につきましては、南伊豆町道路占用料等徴収条例第２条において別表により定めているところですが、このたびの改正では占用物件区分の細分化等による占用項目の追加が伴うため、占用料を定める別表を全部改正するものであります。

内容につきましては、お手元に配付いたしました南伊豆町道路占用料等徴収条例の新旧対照表により説明いたしますので、ごらんください。

対照表は右が改正前、左が改正後の条文となっております。

なお、このたびの改正では、占用料を定める別表全部を改正するものですが、占用物件区分が広範にわたりますので、ここでは本町において該当する項目であります電柱、電話柱、雑排水路、それから温泉館、ガス管等の主な占用物件の改正内容につきましてご説明させて

いただきます。

１ページは、道路法第32条第１項第１号に掲げます電柱、電話柱等の工作物でありまして、柱１本当たりの金額を第１種電柱、これは架線が３本以下の電柱でございます。これを1,100円から840円に、それから第２種電柱、これは架線が４本から５本の電柱です。それを1,700円から1,300円に、第３種電柱、これが架線数が６本以上の柱を示します。これを2,300円から1,700円に改正し、また、第１種電話柱、定義につきましては全く同じでございます。これを970円から750円に、第２種電話柱、これを1,600円から1,200円に、第３種電話柱、これを2,200円から1,600円に改正するものでございます。

また、改正後の表中、２ページから３ページにおきましては、道路法第32条第１項第２号に掲げる雑排水、温泉、それからガス管等の管類の工作物についての項目ですが、２ページ右側の下欄に示しますとおり、改正前は関係区分により１メートル当たりの金額が外径0.4メートル未満のものが95円、それから0.4メート以上１メートル未満のものが300円、１メートル以上のものが800円の３区分となっておりましたが、改正では関係による区分を９区分に細分化するものであります。

この細分化に伴いまして、外径0.07メート未満のものを31円、それから外径0.07メートル以上0.1メートル未満のものを45円、外径0.1以上0.15未満のものを67円、外径0.15以上0.2未満のものを90円、外径0.2以上0.3未満のものを130円、それから外径0.3以上0.4未満のものを180円、それから外径0.4以上0.7未満のものを310円、それから外径0.7以上１メートル未満のものを450円、それから最後に外径１メートル以上のものを900円に改正するものでございます。

また、３ページの改正後の表中、法第32条第１項第３号及び４号に掲げる施設から同項第６号までに掲げる施設は、鉄道や地下街、地下道路、露店等に関するものであり、４ページ以降は、道路法施行令第70条において交通に支障のおそれのある工作物ということで、看板とかアーチ、パーキングメーター、工事用資材置き場、それから自動車専用道路における給油所等についての内容であり、本町におきましてはほとんど該当がない項目となりますので、説明につきましては省略させていただきたいと思います。

なお、この条例は平成25年４月１日から施行するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第２常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第90号は第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第９１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第91号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第91号の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県が平成23年４月１日から静岡県河川管理条例で定める占用料の一部を改正する条例を施行したこと伴い、本町における河川占用区分及び単価等を静岡県の占用基準に基づき改正するため、南伊豆町普通河川条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、建設課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　議第91号の内容説明をいたします。

このたびの条例改正は、地価水準の下落により静岡県が平成９年に定めました河川占用料

の改正を行いましたことに伴い、本町におきましても占用料等の見直しを行い、静岡県における町部に準じた専用物件の区分と金額に改正するものであります。

また、本町における占用料等の額につきましては、南伊豆町普通河川条例第16条において別表により定めているところですが、このたびの改正は占用区分等の変更が伴うため、占用料等を定める別表を全部改正するものであります。

内容につきましてはお手元に配付いたしました南伊豆町普通河川条例新旧対照表により説明いたしますので、ごらんください。

１ページでは、発電以外の流水占用料、河川からの取水等の項目でありまして、発電以外の原動力や養漁、工業用用水等に供するものの料金を定めたものですが、本町におきましてはほとんど該当がない項目でございます。

なお、金額につきましては、このたびの改正によりまして従前より若干の値上げとなりますが、これは平成12年における本町の料金改正時に静岡県の占用料との整合がなされなかったためであります。

次に、１ページの下表から２ページにおきましては、土地占用料についての項目であります。

大別しますと広告塔や電柱、鉄塔、漁業用施設等の工作物の設置を伴うものと、それから河川敷を農地や樹園地等に利用する場合における工作物の設置を伴わないものについて定めたものです。このうち工作物の設置に伴うものの占用は、本町におきましてはほとんどが宅地等への通行路、橋の設置等でございます。

通行路の占用料につきましては、１ページの９表中、工作物設置を伴うものは１平方メートル当たり60円と定めておりましたが、静岡県では占用区分をその他のものとして１平方メートル当たり170円と定めておりますことから、本町におきましても県との整合を図るため、２ページの改正後表中下欄になりますが、そこにその他のものとして１平方メートル当たり170円に改正するものでありますが、現在、個人が宅地等への通行路として占用しています面積が小さいため、このたびの占用区分の改正によります大きな影響はないものと考えております

また、河川敷を利用する場合などの工作物の設置を伴わない占用は、本町におきましてはほとんどございません。

続きまして、３ページから４ページは、砂、砂利、それかられき、玉石等の土石採取量やその他の河川産出物採取量を定めたものでありますが、本町におきましてはほとんど該当が

ない項目となります。

主な改正内容は、３ページの改正後の表中、玉石、控長が25センチから40センチのものにつきまして、単位を１立方メートルに改正、それから単位の改正に伴いまして金額を2,400円に改正するものでございます。

なお、この条例は平成25年４月１日から施行するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第２常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第91号は第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第９６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第96号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第96号の提案理由を申し上げます。

本案は、選挙時に立候補者の主義主張をよく知りたいという有権者からの要望を受け、選挙管理委員会で検討した結果、公職選挙法第172条の２の規定に基づき、南伊豆町長及び南

伊豆町議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細は総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、お手元の条例案に基づきまして１条から説明をさせていただきたいと思います。

南伊豆町選挙公報の発行に関する条例。

第１条趣旨でございます。

この条例は、公職選挙法、以下「法」といいますけれども、172条の２の規定に基づき、南伊豆町長及び南伊豆町議会議員の選挙、この２つの選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものとするというものでございます。

公報の発行でございますが、氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに１回発行する。１回だけでございます。

掲載の申請でございますが、候補者は、こういった氏名、経歴等の掲載をしようとするときは、掲載文及び写真を添えて、当該選挙の告示のあった日に委員会に文書で申請ということになります。

候補者は、責任を自覚するとともに、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害しということで、品位を損なうようなことを掲載してはいけませんということでございます。

発行の手続でありますが、選挙管理委員会ですけれども、申請があったときには掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないということで、原文のままですから、委員会は一切手を加えません。

２項でございますが、１つの用紙に２人以上の候補者の氏名、経歴等を掲載する場合は、順序を委員会でくじで定めるということで、くじ引きを行うということでございます。

候補者またはその代理人は、そのくじに立ち会うことができるというような規定を３項で規定しました。

第５条配布でありますが、委員会は各世帯に対して選挙期日前２日までに配布するものとするということで、通常日曜日が投票日、選挙期日ですので、２日前までに配布するということであります。

そういった場合に、２項で、前項の規定、２日前までに配布ということが困難な場合とか

特別な事情がある場合は、新聞折り込み、その他これに準ずる方法により配布するということができるよというような規定を設けてございます。この場合には、役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等、当該方法による配布を補完する措置を講じて容易に入手することができるように努めなければならないというようなことを規定してございます。

第６条発行の中止でございます。

委員会は、公職選挙法ですが100条第４項もしくは第127条の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、または天災、その他避けることのできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止するということで、公職選挙法第100条は無投票当選の規定でございます。127条は同時選挙が行われたときの無投票当選ということでございます。無投票当選になった場合は中止するということでございます。

７条、委任でございますが、条例に定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定めるということで、町には既に町の議会議員及び町の選挙運動に関する規定というものがございます。その中に選挙の公報の項目を１章設けまして、選挙公報についてを規定するというような予定でおります。

以上、内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　全体は賛成なんですが、配布に関して選挙の期日前、選挙は投票日ですよね、投票日の期日２日前ということであるんですけれども、今、期日前投票が結構多いですよね、これに対する対応についてはどういうふうに対処するか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　選挙の告示の前に、当然その例えば原稿をお願いするとか、そういったことができるんですが、告示前にこれを発行することはできません。

当然手書きの人もあればデータで出す人もいるでしょうし、例えば全員データで出していただいて、ほぼ即自的にリアルタイムで張りつけでエクセルで表をつくるとかということができればいいんですけれども、よしんばそれができたとしても、世帯が単純に数えて4,000世帯、4,000世帯を印刷して配布ということを考えますと、通常、選挙期間が５日の中で、非常に告示の翌日からの選挙公報を対応するというのが非常に厳しいのかなというふうな部分もあります。

そういったときには、例えば当然地元の地方紙等がいろいろな情報を提供しておりますので、実際、昨年、前回の町議会議員のときにも転入されてきた方が、立候補者がどういう人だかわかりませんよということが我々のところへ来たときには、申しわけないんですが選挙公報をやっていないので伊豆新聞をごらんくださいということで記事提供をしたような経過もございます。

ですから、やりたくてもできない部分があるものですから、そこら辺はご理解いただきたいなというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　私も６回選挙をやって、町会議員の選挙なんかもいわゆるローカル紙をとっている人は情報を見れても、すべてがとっていないということで、選挙公報が全戸配布されることは非常に望んでいたんですけれども、それで今のことに関して、近隣の自治体の選管の例というのは確認はされましたか。

私も松崎とかの選挙に行っているときには、事前審査の書類で選挙公報の原稿を出すんですね。もちろんそれで原稿は出しても、それを発行するというのは告示でいわゆる立候補を表明してから印刷にかかるということで事前にやる。期日前投票が多い今の状況の中で、投票日の２日前というのは余りにも遅いんじゃないかと、選挙事務は大変だと思うんですが、いわゆる事前書類は結構前にそろえて審査しますよね。告示のときには書類そのものを確認してやる。原稿がそろっていて提出すれば、大変でももう少し早くなるんじゃないかというふうに思いますけれども、それでも大変でしょうか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　私の説明がちょっと不十分でした。

第５条は２日前にではなくて、までにという規定でございます。ですから、どんなに遅くとも２日前までには届くということですから、当然我々も有権者の方に適正な判断をしていただくためには一日も早い配布を心がけます。当然その事前審査のときに原稿等は受けて、内容確認等をさせていただきます。ということで２日前に配布ということではなくて、前までに一日も早く配布するという努力はしたいというふうに思っています。

それから、近隣の状況ですが、今、議員おっしゃるように、松崎は実施しております。東部管内で非常に早かったのが清水町でございます。清水町は実際職員が手分けして、区長さんとかに一斉に持っていくというようなことをやっているというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第96号は第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時４８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　清　水　清　一

署名議員　　齋　藤　　要

平成２４年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２４年１２月７日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第　８８号　南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　３　議第　８９号　南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　４　議第　９０号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第　５　議第　９１号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
日程第　６　議第　９２号　南伊豆町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
日程第　７　議第　９３号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　８　議第　９４号　南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定について
日程第　９　議第　９５号　災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
日程第１０　議第　９６号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定について
日程第１１　議第　９７号　南伊豆町道路線の廃止及び変更について
日程第１２　議第　９８号　平成２４年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）
日程第１３　議第　９９号　平成２４年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１４　議第１００号　平成２４年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１５　議第１０１号　平成２４年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１６　議第１０２号　南伊豆町監査委員の選任について
日程第１７　発言の取り消しについて
日程第１８　閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	小澤義一君	総務課長	松本恒明君
防災室長	橋本元治君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	渡辺公夫君	産業観光課長	大野　寛君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯泉孝雄君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	大年美文

開議　午前９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成24年12月南伊豆町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

７番議員　　清　水　清　一　君

９番議員　　齋　藤　　要　君

◎議第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　これより議案審議に入ります。

議第88号　南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第88号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例は、地方自治法の規定により出頭した選挙人及び参考人等への実費弁償について定めております。

本案は地方自治法の一部を改正する法律が本年９月５日に公布され、公布の日から施行されたことに伴い、条例に規定された地方自治法に条項ずれが生じたため条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号　南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第89号　南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第89号の提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例委任された一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を定めるものであります。

内容につきましては、町民課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君）　南伊豆町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

本条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成23年８月23日に成立した第２次一括法により、一般廃棄物施設に置かれる技術管理者は、町の条例に定める資格を有する者でなければならないと廃棄物処理及び清掃に関する法律第21条第３項が改正されたことに伴い、南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

内容は、12条を13条とし、11条の次に１条を加えたもので、12条に技術管理者の資格とし加えたものであります。

お配りの新旧対照表の２枚目、１枚目をおあけください。

12条１項１号から11号のとおり、技術管理者の資格を定めたものであります。この資格基準は環境省令で定める基準と同じとなっております。

以上、説明させていただきました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号　南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９０号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第90号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第２常任委員会委員長。

〔第２常任委員長　谷　　正君登壇〕

○第２常任委員長（谷　　正君）　昨日開催されました議第90号の委員会審議について、朗読をもって委員長報告を行います。

平成24年12月７日、南伊豆町議会議長　梅本　和熙様。

第２常任委員会委員長　谷　正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第90号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場　平成24年12月６日　南伊豆町役場３階　議場。

会議時間　開会　午後３時25分　閉会　午後３時41分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定を述べさせていただきます。

議第90号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第90号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、問、答えという形で報告いたします。

問　改正の内容説明では、単位の違い等になっているが、全体的な流れとして大幅に上がったり下がったりがないような気がするが、そのような解釈でよろしいか。

この改定により、町の占用料はどのように変わることが予想されるのか。

答　本会議でも説明したが、基本的には地価の下落で値下げの方向となる。

新旧対照表で見ると、基本的に金額は下がる。

改定に伴う歳入の関係であるが、道路占用料であるので、道路のみについて報告すると、平成24年４月現在で占用件数は921件、従前の占用料で試算すると約420万円を道路占用料として徴収予定である。

これを改定内容に基づき試算すると、件数は同数で、金額は約292万円となり、128万円ほどの減収となる。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第90号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第90号議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９１号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第91号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第２常任委員会委員長。

〔第２常任委員長　谷　　正君登壇〕

○第２常任委員長（谷　　正君）　議第90号と同様に、昨日第２常任委員会で審議された結果を朗読により委員会報告といたします。

平成24年12月７日、南伊豆町議会議長　梅本　和熙様。

第２常任委員会委員長　谷　正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第91号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場　平成24年12月６日　南伊豆町役場３階　議場。

会議時間　開会　午後３時25分　閉会　午後３時41分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定を報告させていただきます。

議第91号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することと決定。

委員会報告。

議第91号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定について、質問等については議第90号と同様に問、答えという形で報告いたします。

問　歳入増ということになるが、道路占用料が下がって、河川占用料が上がるのは、河川占用者の負担が増すことになる。河川占用者に対していかがなものなのか。静岡県に合わせる必要はないのではないか。従来どおりにならないのか。

答　それは検討した。基本的には冒頭申し上げたとおり、それらを検討した結果である。平成12年料金改定を行った段階で値下げしたにもかかわらず、金額的には上がったケースもある。現行のままで静岡県が改定するまでいくと差異が広がる。静岡県に整合させた。金額で若干の占用料の値上げになるが、整合を図っていきたい。近隣の下田市も同様なことになっている。近隣市町とも整合性をとっていきたい。今回170円に改定させていただきたい。

問　説明だと松崎町は静岡県に整合していない。例えば、河川占用者の支払い負担が倍ぐらいになる。1,000円、1,500円が3,000円ぐらいになるのか。

答　具体的な数字は普通河川の占用料であるので、河川幅はそんなに広くなく、長さ５メートル程度が主流である。長さ５メートル、幅２メートルで車を乗り入れるため、占用すると占用面積は10平米である。現行では年間600円ぐらいで、これを170円に改定すると年間1,700円となる。河川占用については、個人で何カ所も占用している者は少ない。自宅に入るのに１カ所なので、改定でも若干の金額の差異は発生するが、大きな負担にはつながらないと考える。

問　大きな負担にならないというのはわかるが、今までの収納率はどのような状況か。収納率に影響を及ぼすようだと考えも違ってくる。

答　収納については決算等では未納が発生している。金額的には少額であるのでそんなに多くはない。

今回600円から1,700円になっても未納が多く発生しないと考えている。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第91号　南伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第91号議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第92号　南伊豆町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第92号の提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例委任された都市公園の配置及び規模の基準等を定めるものであります。

内容につきましては建設課長から説明をさせますのでご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（渡辺公夫君）　議第92号の内容説明をいたします。

初めに、本町における都市公園の設置状況につきまして説明をいたします。

本町には、昭和49年の伊豆半島沖地震の復興事業により整備しました中木記念公園と石廊崎本瀬地内の静岡県から借地をしております旧農業試験場跡地であります南伊豆亜熱帯公園の２カ所がございます。

このたびの条例改正は、地域主権改革第２次一括法の成立により、都市公園法と高齢者、障害者等の移動等円滑化に関する法律、通称バリアフリー法が一部改正されましたことに伴い都市公園の規模、それから施設内容等の基準を条例で定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、町条例で定める公園の規模や施設等の基準につきましては、国が定めております法令等の基準を参酌し定めるものでございます。

内容につきましては、お手元に配付いたしました南伊豆町都市公園条例の新旧対照表により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

対照表は、右が旧条文で左が改正後となっており、改正箇所には下線で表示をしておるところでございます。

それでは、１ページから説明させていただきます。

第１章、第１条は目的について定めたものでありますが、根拠法令等を明確化するため改正するものでございます。

第２章は都市公園法及びバリアフリー法の一部改正に伴い、新たに設ける条項であり、都市公園の設置、それから配置、規模等の基準や、施設の建築面積基準及びバリアフリー化に関する構造基準を定めるものでございます。

内容といたしまして第２条でございますが、第２条は都市計画区域内における住民１人当たりの都市公園敷地面積、これの目標水準を10平米以上と定めるものでございます。

第３条は、今後整備する都市公園についての項目でございますが、公園の分布の均衡を図りつつ、その配置及び規模についての基準を定めるものであり、第１項第１号では街区内、

街区内とは公園からおおむね250メートル以内という定義でございます。住民が利用する公園の標準面積は0.25ヘクタールに、それから第２号では近隣、これは公園から約500メートル以内という定義でございます。の、住民が利用する公園の標準面積は２ヘクタールに、第３号では徒歩圏域内、公園から約１キロ以内の住民が利用する公園の標準面積は４ヘクタールとすることを定めるものでございます。

また、第４号及び同条第２項は、休憩、観賞、散歩、遊戯、運動などに利用する総合的な公園等の基準について定めるものでございます。

第４条は、公園内に設置する建築物の面積基準についての条項であり、第１項では基本となる建築面積は公園の敷地面積の100分の２以下、いわゆる建ぺい率は２％以下と定めるものでございます。

また、第２項から第４項までは、運動施設や備蓄倉庫、重要文化財、屋根つき屋外劇場及び仮設公園施設等の建築面積についての例外規定であり、第１項において基本の建築面積100分の２、建ぺい率２％に対しましてそれぞれの施設用途に基づき建ぺい率の上乗せをしていいよというような基準を定めるものでございます。

第５条は、バリアフリーに関する構造基準についての条項でありまして、高齢者や障害者等の施設利用の利便性や安全性の向上を図ることを定めるもので、基準につきましては別途規則で定めるものでございます。

以下、第３章から第５章につきましては、第２章の条項追加により条項を繰り下げたものですが、第４章第17条の委任につきまして、従前は条例の施行に必要な事項は町長が定めるとなっておりましたが、これを規則で定めるというふうに改正するものでございます。

なお、この条例は平成25年４月１日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第92号　南伊豆町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第93号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第93号の提案理由を申し上げます。

現在銀の湯会館では、会館使用料として町民料金500円、障害者700円をいただいております。本案は９月14日の杉並区との災害時相互援助に関する協定書の締結を契機といたしまして、杉並区民と長年姉妹都市として交流のある塩尻市民の同会館使用につきまして町民料金での利用が可能となるよう、改正をするものであります。

杉並区は人口54万人、塩尻市は人口６万7,000人で、広報紙、ホームページ等で銀の湯会館を紹介していただければ当町の情報発信が期待できるとともに、より一層の交流を深めるためにも有効であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第94号　南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第94号の提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により下水道法が一部改正されたことに伴い、条例委任された公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものであります。

内容につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第94号の内容についてご説明いたします。

南伊豆町下水道条例新旧対照表をごらんください。

第２次一括法の成立による下水道法の改正によって、改正前は政令で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理基準が地方公共団体に条例委任されたことに伴い、南伊豆町下水道条例第２条の次に次の６条を加え、これらの基準を定めるものでございます。

定める基準につきましては、改正下水道法に政令で定める基準を参酌して定めた基準に適合するものとありますので、現行の政令で定められているものと同じ基準といたしました。

２条の２では公共下水道の構造の技術上の基準について定めるものでございます。

２条の３では、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を定めるものでございます。第２条の４では排水施設の構造の技術上の基準を定めるものでございます。

第２条の５では処理施設の構造の技術上の基準を定めるものでございます。

第２条の６では、前３条の規定を適用しない公共下水道について定めるものでございます。

２条の７では、終末処理場の維持管理について定めるものでございます。

各基準の詳細につきましては政令で定められているものと同じでございますので、省略させていただきます。

また、施行時期につきましては公布の日からとさせていただきたいものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第94号　南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第95号　災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第95号の提案理由を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、同法第16条の規定に基づき定める南伊豆町防災会議条例及び同法第23条の規定に基づき定める南伊豆町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

法律改正の趣旨は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策並びに防災に関する組織を充実・強化するもので、都道府県と市町村との所掌の見直し、明確化が図られ、地方防災会議への学識経験者等の委員選任などが可能となりました。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第95号　災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９６号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第96号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　清水清一君登壇〕

○第１常任委員長（清水清一君）　第１常任委員会委員長の清水でございます。

それでは、委員会審査報告書を朗読させていただきます。

本委員会に付託されました議第96号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成24年12月６日、南伊豆町役場３階議場。

会議時間、開会午後３時、閉会午後３時18分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第96号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議中にあった意見、または要望事項、議第96号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定について。

問　広報の原稿は手書きでもパソコンによるデータでもよいのか。

答　手書きでもデータでもよいが、プリントした原稿もほしい。

問　事前審査時、内容を確認するのか。

答　前もって確認したい。内容を校正はしない方向である。文字の大きさ等、読める大きさで配布したい。

問　公報の発行時期はいつなのか。

答　選挙立候補受付時に広報を受け付け、立候補受付終了後印刷発行となる。公報は一日でも早く町民の手元に配布したい。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第96号　南伊豆町選挙公報の発行に関する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第96号議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第97号　南伊豆町道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第97号の提案理由を申し上げます。

本案は、一町田地内の町営一町田グラウンドを廃止したことに伴い、町道一町田線とグラウンドを結ぶ町道町営グラウンド線を廃止するとともに、その起点部分を別の路線である町道藪下線として路線変更する必要が生じましたので、道路法第10条第３項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　議第97号の内容説明をいたします。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料、図面により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

初めに資料番号１によりまして、路線の位置についての説明をいたします。青で示した路線が一町田から平戸へ通ずる町道一町田線でございます。また、赤で示した路線が町道町営グラウンド線で、黒で示した路線が町道藪下線となります。

次に、資料番号２をごらんください。

一町田グラウンドの廃止に伴い、赤で示した町道町営グラウンド線、延長173.6メートルを廃止するものでございます。

続きまして資料番号３をごらんいただきたいと思います。

黄色で示した部分は、現在認定されております町道藪下線、延長が332メートルであり、赤で示した部分、廃止する町営グラウンド線の基点側の一部となります延長56.6メートルを町道藪下線として路線変更し、町道一町田線へ接続するもので、町道藪下線の総延長を388.6メートルに変更するものであります。

これによりまして、本町における町道路線総数は694路線、総延長は230.278キロとなります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号　南伊豆町道路線の廃止及び変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「暫時休憩をお願いいたします」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　休憩の理由は何ですか。

〔「先ほどの第１常任委員会、第２常任委員会の報告の中で落ちがあったものですから、それを協議したいので、休憩をお願いいたします。」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　わかりました。

暫時休憩といたします。

休憩　午前　　時　　分

再開　午後　　時　　分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議運の委員長より議運の内容の報告を求めます。

〔議会運営委員長　　君登壇〕

○議会運営委員長（　　君）　先ほど第２常任委員長から暫時休憩の申し出がありまして、議長から許可をいただきました。その内容につきまして議会運営委員会を開いた結果を報告いたします。

先ほど、議第90号、議第91号、議第96号のそれぞれの第１常任委員会委員長、それから第２常任委員会委員長の報告の中で、町当局の職員の欄でいわゆる記載漏れ等があったものですから、それについての協議をした結果、議案審議が終わった最後に再度その件について議長の許可を得てから皆様に改めて報告をするというような結果になりました。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　それでは、審議を再開いたします。

◎議第９８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第98号　平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第98号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算を4,795万2,000円増額し、それぞれの総額を43億5,847万8,000円とするものであります。

補正の主なものは、会計管理事務に185万円、賦課徴収事務に210万円、子育て支援事業に305万円、介護保険特別会計繰出金に531万4,000円、環境衛生事業に100万円、農業振興事業に248万9,000円、観光振興事業に680万3,000円、道路維持事業に619万7,000円、防災施設管理事務に311万7,000円、中学教育振興事務に156万1,000円などを計上いたしました。

また、これらの歳出に対応する主な財源として、県支出金525万5,000円、繰越金3,833万6,000円、諸収入186万1,000円、町債140万円などをそれぞれ増額するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、南伊豆町一般会計補正予算（第５号）の内容について説明をさせていただきます。

１ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）であります。

第１条でございますが、歳入歳出それぞれ4,795万2,000円を追加しまして、総額をそれぞれ43億5,847万8,000円とするものでございます。

２条でありますが、債務負担行為の変更でございます。第２表債務負担行為補正によるという規定になっております。よろしくお願いします。

それでは、説明をさせていただきます。

まず６ページをごらんいただきたいと思います。

ただいまの債務負担行為の補正の関係でございます。変更でございますが、事項としまして事務機器等賃借料でございます。平成25年から29年度まで、限度額が補正前で975万7,000円を1,475万7,000円にしたいものでございます。これは後から説明しますけれども48事業の基幹業務電算事務の関係で住基ネットの機器賃借料、クライアントサーバーの関係でございます。25年の１月から29年の12月までをお願いしたものでございます。よろしくお願いします。

それでは、早速歳出から説明をいたします。

18ページをごらんください。

主要なものを説明させていただきます。18ページでございますが、１款議会費でございます。職員手当のみの補正になります。

次に20ページでございます。

２款１項からでございます。２款１項２目会計管理費で185万円の補正をお願いしたものでございます。消耗品でございます。プリンタートナー等のインクをお願いしたいものでございます。

その下の５目秘書広報費でございます。

主なものは秘書事務の普通旅費、広報事務の印刷製本費でございます。印刷製本費は広報みなみいずの表表紙と裏表紙がございますが、これをカラーにしたい。近隣がほとんどカラーになったと、県内でも白黒はほとんどないということでカラー化したいというもので補正増をお願いしたいものでございます。

その下の７目電算管理費27万円の補正をお願いしたものでございます。基幹業務電算事務、住基ネットの機器賃借料、先ほど債務負担行為のところで説明いたしましたけれども、クライアントサーバーの24年度、年が明けて１月から３月分までをお願いしたいものでございます。

一番下の２項１目税務総務費でございます。210万円の補正をお願いしたいものでございます。賦課徴収事務の償還金利子及び割引料でございます。

次のページをごらんください。

町税の過誤納付金還付に176万円、町税の過誤納付金還付加算金に９万円、町税の過誤納付金償還金に25万円をお願いしたいものでございます。

24ページをごらんください。

３款民生費でございます。３款民生費の１項１目社会福祉総務費でございます。294万円の補正をお願いしたいものでございます。主な内容は、障害者総合支援システムの改修委託料105万円、扶助費として自立支援介護給付費が189万円でございます。

その下の３目でございます。老人福祉費、主なものは成年後見制度申立料１人分でございますが11万1,000円。その下の老人福祉施設措置費92万6,000円、老人ホームへの入所の関係でございます。２人分でございます。

下りまして２項の３目子育て支援費でございます。310万5,000円をお願いしたいものです。

主なものとしましては、204事業、子育て支援事業で、子ども医療扶助費がございます。305万円でございます。10月から１月分までですが、県が対象を拡大したことに伴います増額でございます。

その下の４項１目介護保険費でございますが、531万4,000円、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次のページをごらんください。

26ページ、４款１項４目環境衛生費100万円をお願いしたいものでございます。

主な補正内容ですが、太陽光発電システムの補助金でございます。当初予定していたものがすべて終わりました。非常に要望が多いということで、５件分掛ける20万円ということで100万円をお願いしたいものであります。

次のページ、28ページでございます。

３款１項３目農業振興費でございます。248万9,000円でございます。

主なものは農業振興事業の関係でございまして、報償費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、すべて有害獣にかかわるものでございます。

まず、報償金の傷賜金でございますが130万円、有害鳥獣の捕獲報償金、イノシシ7,000円が100頭で70万円、猿が３万円で20頭60万円、計130万円でございます。

備品購入費でございますが、猿の専用捕獲わなを予定しております。移動用、軽いものですが８万4,000円を１機、それと設置をちょっと重いものを10万5,000円、合計18万9,000円でございます。

それから、負担金補助及び交付金でございますが、有害獣等の被害防止対策補助金でござ

いまして、防護さくの設置を８万円で２分の１で20人分80万円、それから箱わなの購入の補助でございますが、10万円の２分の１を４機、合計100万円でございます。合わせて248万9,000円でございます。

次のページ、30ページからお願いします。

６款１項３目観光費でございます。

観光につきましては観光振興事業でございまして、主なものは、まず役務費の携帯電話難聴解消調整手数料、額は小さいんですが、これはあいあい岬ビジターセンターあたりが携帯電話が非常につながりにくいということで、こちらで手数料を払って業者に調査をしてもらうということでございます。それで委託料、宣伝委託料でございますが83万円、これは行政報告とか一般質問等でもお答えしたとおり、桜まつりにあわせまして杉並区の区民号がこちらへ来町いたします。それの運営にかかわるものでございます。

それから台湾、南伊豆町の旅行商品の造成にかかわるものを計上してお願いしたいもので、合計83万円でございます。

それから、その下の伊浜地区の観光トイレ改修設計委託と、その下の工事請負費の伊浜トイレの改修工事でございますが、伊浜の観光トイレが漁港の近くにありますが、壊れてしまったということで、急遽でございますが、改修工事を施工したいというところでございます。

それから、備品購入につきましては施設備品ということで、ビジターセンターの額縁を購入したいものでございます。

次の32ページでございます。

７款１項１目土木総務費142万5,000円をお願いしたいものです。

土木総務費委託料でございますが、わがやの専門家診断事業委託料でございます。90万円、これは20件分で４万5,000円の90万円。占用管理システム改修委託料ということで52万5,000円、先ほど条例改正を議決いただきましたそれにかわる専用システムの改修となっております。

２項１目道路維持費でございます。道路維持事業費ということで、主に工事費でございます。路側補修工事が512万6,000円、排水路補修が71万円でございます。

次のページへいきます。34ページでございます。

８款１項５目災害対策費をお願いしたいと思います。321万3,000円の補正増となります。主なものは防災施設の管理事務になります。まず工事請負費でございますが、屋外子局の新設工事でございます。これは妻良の今公民館が改修をやっています。屋上に同報無線のパン

ザマストが１本立っておりますが、解体に伴いまして移転ということで、道路を挟んで反対側の道路敷へ移設というか新設したいものでございます。

それから、以前補正をいただきました大浜のパンザマストでございますが、いろいろ候補地というか若干移動した関係で機械掘り等ができなくなりまして人力で掘るということに伴います補正増をお願いして、合計264万7,000円をお願いしたいものです。

その下の屋外子局の撤去工事でございますが、これは落居の橋、トンネルを出て橋の真っすぐに民宿がありますが、民宿の庭先にパンザマストが１本残っております。これはマストだけでございますが、これが非常に用途がもうなくなっておりまして、地主の方々から撤去してほしいということで撤去をさせていただきたいものでございます。

その下の備品購入は緊急地震速報用のパソコンの購入に充てたいものであります。

36ページ以降は学校関係、９款教育費でございますが、教育関係は主に修繕料が大分出てきました。遊具ですとか給食施設ですとか、そういったものが細々と出ております。

36ページ一番下でございます３項２目の教育振興費156万1,000円をお願いしたいものでございます。中学校教育振興事務ということで、中体連の出場にかかわる補助金、東中のバレー部でございます。

その下の５項４目図書館費22万3,000円でございますが、主なものは講師出演料というものがございます。石垣りんさんの記念室の朗読会を開催したいということで15万円を計上いたしました。

次のページ、40ページでございますが、10款災害復旧費でございます。２項１目道路河川等災害復旧費に220万円でございます。工事請負費で現年災工事ということで南野地区の洗掘防止工事ということになります。

歳出につきましては以上でございます。

44、45に給与費明細ということで、特別職の部分だけが載っております。14人の変更でございます。これは防災委員の不足分を今回要求した分になりますので、よろしくお願いいたします。

14ページへお戻りください。

歳入でございます。

歳入でございますが、まず12款の２項１目民生費負担金ということで50万円の増でございます。これは放課後児童クラブの利用者負担増に伴うものでございます。

14款２項３目土木費国庫補助金でございます45万円の増でございます。公営住宅等関連事

業推進事業費補助金、先ほど申しました380事業への専門家診断にかかわる90万円の８分の４のものでございます。

15款県支出金でございます。２項２目、５目、９目とございますけれども、525万5,000円の補正増をお願いしたいものでございます。

主なものは、障害者福祉推進基金基盤事業費補助金、これは先ほどの障害者システムの改修、子ども医療費の補助金、これは先ほどの子ども医療費にかかわるもの、それからわがやの専門家診断事業補助金、これも先ほどの歳出に伴うもの、伊浜地区観光施設整備事業費補助金、これもトイレ改修に伴うものということでございます。

19款の１項１目繰越金3,833万6,000円、前年度繰越金になります。

20款の４項４目、５目でございますが、186万1,000円の補正増でございます。主なものは、在宅高齢者等の食事サービス利用者負担金が67万8,000円、南豆衛生プラントの負担金の過年度収入が118万3,000円でございます。

一番下、21款町債でございます。これは９月補正で計上いたしました橋の設計を町債に変更するというものでございまして、180万円の増ということで、道路改良整備事業債でございます。

12ページにお戻りください。

歳出合計、補正前の額43億1,052万6,000円、補正額4,795万2,000円、計43億5,847万8,000円でございます。補正額の財源内訳でございますが、国・県支出金が570万5,000円、地方債が140万円、その他が131万6,000円、一般財源としまして3,953万1,000円でございます。

内容説明は以上で終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　２点ほどお伺いいたします。

まず23ページ、町税過誤納付金の関係、これは町民にすれば間違いがない、町のほうはもう完全に算出に間違いがないというふうなイメージを持って税金を納めていると思うんですけれども、それのそれは過ちというのはどこにもありますけれども、これが仮に税収率だとかそういうものに響くような可能性もあるものですから、その辺も十分気をつけていただきたいというふうに私は思うんですけれども、それに対してどういうふうに考えているかお答えいただきたいということと、もう一つは31ページの宣伝委託料、観光のこれは杉並区民号

が来年の桜祭りに来るという、それに対する内容的なものが区民号が来る、これは83万円ですから、83万円全部というと、区民号のバス代というと３台か４台ぐらいになるのかな、その辺の内容をちょっとお聞かせいただきたいです。

それで、この区民号が来るということによって、非常に友好的なあれがまた積み重ねられるとは思うんですけれども、いいですそこまでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　お答えします。

町税過誤納付金還付金でございますけれども、210万円のうちの一番上の176万円ですが、これは町・県民税個人分の69万円、これは平成20年から23年度に係る個人の修正申告、確定申告による修正申告が出てきました。その方の３年分の還付であります。

それから、法人町民税が確定税額が予定中間申告納付、過年、確定申告は現年ですが、予定中間申告を過年を下回ることによる還付金が７社で59万円、残り48万円は固定資産税の家屋の滅失、それから誤付加ですね、23年度における還付未済の請求がありましたので、それに対して還付するものです。

それから、過誤納還付金加算金というのは、５年までの分の還付加算金であります。それから25万円の町税、過誤納付金償還金５年を超える部分、これについての償還金です。この超える分については22年の生命保険料の相続税と所得税の二重課税に係る判決で、住民税部分の還付金として22年に過去５年間は還付してあります。この判例が確定したことにより６年から10年までの還付金を返すという、そういうことであります。

誤付加というのは確かに納税者に対して申しわけないことでありますけれども、極力そういうことがないように、現在も固定資産のほうで家屋と課税と現況を合わせるという調査もやっております。今年度、来年度もそれを実施して、今後過誤がないようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（大野　寛君）　お答えいたします。

宣伝委託料の件でございます。宣伝委託料を２点ほど今回計上させていただきました。

１点が杉並区の区民号貸し切りバスへの補助ということで、杉並区民号が２月23日、24日の２日間当町にお越しになられます。１日目は河津から入って南伊豆ということで、２日分の２台分を28万円で車の借上料ということで上げさせていただきました。

それから、もう１点が台湾、南伊豆町の旅行商品の造成ということで、この１年というか10カ月ですか９カ月、インバウンド事業をやってきました。大詰めの段階に入ってきまして、とりあえず３月５日に行政報告でも報告させていただきました15人程度が台湾のエージェントが当町に来ます。

そういう関係で、３月15日に来られるんですけれども、やはりそれなりの旅行商品を持って帰っていただいたほうがわかりやすいだろうということで、戻りコースの作成、それからパンフレットの印刷、それからデザイン等々、これを造成いたしまして持って帰っていただくということで、こちらは55万円宣伝委託ということで計上させていただき、トータルで83万円ということでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　では杉並区民号バス代だけのあれですね、これは。これに関連して、これは要望なんですけれども、伊勢海老号は非常に皆さん方も喜んで効果はすごく大きいと思うんですよ。その中で、やはり町内の宿泊施設だとか観光施設の方々は恩恵をこうむっているところはほとんどそういう不満は出ないんですけれども、やはり民宿だとか、あと観光施設でほかの地域の皆さん、うちのほうには何も恩恵がないよという声も聞こえるものですから、その辺を今後これと関連して言うんですけれども、こういう場合もぜひほかの地域にも波及が広がるような、そういう方向づけをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。これは要望です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに、吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　お願いいたします。

私も今稲葉議員と同じところの質問なんですけれども、内容としてはお聞きしましたので理解いたしました。ただ、これも要望になります。先ほどの例の町税過誤納付金還付金の件ですけれども、今３項目あるということで私も理解はいたしましたけれども、理解したからこそここのちょっと名称を変えていただきたい。これは過誤納でも何でもないですよね。だからこのところを１点お願いするということで、過誤納納付金還付金と書かれると、予定納税等が返ってくると言ってもあれは過誤納でも何でもないわけでございますので、私もこれで誤解をしてしまいますので、名称の変更をお願い申し上げます。答弁はいいです。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第98号　平成24年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第99号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第99号の提案理由を申し上げます。

本案は諸支出金のうち一般被保険者分の過年度保険税還付金を補正し、対応する歳入につきましては一般被保険者分の国民健康保険税を調整する内容で、歳入歳出予算を78万円増額し、それぞれの総額を15億2,759万8,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　議第99号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをごらんください。

11款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目一般被保険者保険税還付金でございますけれども、78万円増額し、228万円としたいもので、23節償還金利子及び割引料の過年度保険税還付金についてさかのぼって国保の資格を喪失された方が当初見込みよりふえたため、増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

10、11ページをお開きください。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税でございますけれども、１節の医療給付分現年課税分を歳出補正額の財源として78万円増額するものです。

８、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額15億2,681万8,000円、補正額78万円、計15億2,759万8,000円、補正額の財源内訳でございますけれども、一般財源が78万円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第99号　平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１００号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第100号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第100号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算を3,368万5,000円増額し、それぞれの総額を９億8,922万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では上半期の保険給付費の実績に基づき保険給付費を4,202万円増額し、基金積立金を905万7,000円減額するものであります。

歳入につきましては、保険料を640万1,000円減額し、保険給付費の増額補正に伴い、国・県社会保険診療報酬支払基金及び町からの法定負担分の負担金等を3,109万3,000円、繰越金を241万円増額するものであります。

内容につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第100号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

24、25ページをお開きください。

２款保健給付費、１項介護サービス等諸費を4,130万円増額し、８億5,268万4,000円としたいもので、内訳といたしましては、１目の居宅介護サービス給付費を800万円、３目地域密着型介護サービス給付費を800万円、５目施設介護サービス給付費を2,400万円、７目居宅介護福祉用具購入費を50万円、８目居宅介護住宅改修費80万円をそれぞれ19節負担金、補助及び交付金につきまして、直近の給付実績に基づき年間の必要額を推計し、増額をお願いするところでございます。

次に、２項介護予防サービス等諸費でありますけれども、72万円増額し、2,743万円としたいもので、６目の介護予防住宅改修費の19節負担金、補助及び交付金も直近の給付実績に基づきまして年間の必要額を推計し、増額をお願いするものでございます。

次に飛びまして、28、29ページをお願いいたします。

６款１項１目基金積立金でございますけれども、これにつきまして当初は県からの財政安定化基金交付金を一たん町の介護給付費支払準備基金に積み立てて、本年度から３カ年にわたり取り崩す予定でございましたけれども、これを単年度で歳出に充当することも可能であるとの指導があったため、町の基金への積み立てを全額補正減するものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

10、11ページをお開きください。

１款１項１目第１号被保険者保険料でございますけれども、640万1,000円を減額し、１億5,588万5,000円としたいもので、内容は１節現年度分保険料の特別徴収保険料が1,000万円の減額、それから普通徴収保険料が359万9,000円の増額となります。

続いて、12、13ページをお願いします。

４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金でございますけれども、945万3,000円を増額し、１億6,922万6,000円としたいもので、これは給付費の増額により現年度分720万3,000円、それから前年度の実績に基づく追加交付として過年度分225万円をそれぞれ増額するものです。

次に、14、15ページの５款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金でございますけれ

ども、1,560万9,000円増額し、２億7,686万円とするもので、これも給付費の増額により現年度分を1,218万6,000円、そして前年度の実績に基づく追加交付として過年度分を342万3,000円増額するものです。

続いて、16、17ページをごらんください、

６款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金でございますけれども、738万6,000円増額し、１億4,039万4,000円とするもので、これにつきましても給付費の増額により現年度分645万2,000円、それから前年度の実績に基づく追加交付として過年度分93万4,000円を増額するものでございます。

次の18、19ページをお願いいたします。

９款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金でございますけれども、525万2,000円増額し、１億1,786万円とするもので、これは法定の繰り入れでございます。

次の20、21ページをお願いいたします。

10款１項１目繰越金ですが、241万円を増額し、341万円とするものでございます。

それでは、８ページ、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額９億5,553万8,000円、補正額3,368万5,000円、計９億8,922万3,000円、補正額の財源内訳でございますけれども、特定財源の国・県支出金が1,356万9,000円、その他1,218万6,000円、一般財源が793万円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　すみません、教えてください。

６款１項の１目基金積立金905万7,000円、これを全額補正で上げないような形にしておりますけれども、今説明は聞きましたけれども、改めてもう一度説明をお願いしたいということと、今後の介護保険の運営のために、こういう積み立てということはどうしても必要なのかなと思っているわけでございまして、無理してもすべきなのかなというのは私個人的には思うんですけれども、今後の運営についても大丈夫なのかという、この２点をお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えいたします。

この積立金、全額の件ですけれども、これは先ほどご説明いたしましたけれども、県から来る積立金を一たん受けまして、それを町の積立基金のほうに積み立てるという、当初はそういう予定でおりました。それを今年度から３カ年にわたって、大まかに言いますと約300万円ぐらいずつ３カ年にわたって介護保険の支出のほうに充当するという予定でございましたけれども、単年度で歳出に充当してもいいですよという県の指導がございましたので、あえて一たん町のほうの基金に積み立てることなく、これを全額今年度で歳出のほうに充当するということでございます。

それで、今後積み立てをという話でございますけれども、これは県からの交付金を積み立てる予定でございました。それは今申しましたとおり、これは単年度で歳出に充当してもよろしいということで、今後積み立てが必要かということでございますけれども、積み立てができるかどうか、給付費の伸びと関係がございまして、これで積み立てができるほどの残額が出ればそれは可能でございますけれども、今非常に今年度保険料の値上げをお願いいたしましたけれども、それでもちょっと見込みより給付費の伸びが大きくて、非常に今は苦しい、今年度も非常に苦しい状況でございますので、積み立てというのができるかどうかということでございますけれども、本来必要でしょうけれども、ちょっと今厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川君、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第100号　平成24年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１０１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第101号　平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第101号の提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計の収益的収入及び支出予算のうち営業収益を５万8,000円増額、営業費用を４万8,000円増額し、水道事業収益を２億6,254万2,000円、水道事業費用を２億7,150万3,000円とするものであります。

また、地方公営企業会計基準の見直しにより必要となる水道事業現有固定資産に係る財源調査及び算定業務委託につきましては、平成24年度から平成25年度の２年間、限度額315万円の債務負担行為を設定するものであります。

内容につきましては上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第101号の内容についてご説明いたします。

まず11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち収入についてご説明いたします。

１款水道事業収益を５万8,000円増額し、２億6,254万2,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、１項営業収益、３目その他営業収益を５万8,000円増額し、17万円としたいものです。これは地区管理の簡易水道に量水器及びメータボックスを売却したときの収入を増額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用を４万8,000円増額し、２億7,150万3,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、１項営業費用、７目その他営業費用を４万8,000円増額し、12万8,000円とするものです。これは量水器等の売却原価を増額するものです。

次に、５ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。これは地方公営企業会計制度の見直しにより会計基準が見直され、平成26年度予算から補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更になります。このため現有固定資産の財源区分について調査及び細分化が必要となりました。この作業は専門的な知識等を持った業者に委託しなければ対応できないことから、水道事業現有固定資産に係る財源調査及び算定業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。債務負担行為の限度額は315万円、期間は平成25年度、26年度の２カ年で、これに伴う財源は給水収益でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

申しわけありません。訂正をお願いします。債務負担行為の限度額は315万円、期間は平成24年度、平成25年度の２カ年でございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第101号　平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１０２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第102号　南伊豆町監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第102号の提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等を監査するため地方公共団体に必ず置かなければならない執行機関で、地方自治法第196条の規定により、監査委員の選任に当たっては人格が高潔であり、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者を議会の同意を得て選任すると規定されています。

このような中で、平成18年３月17日から監査委員として選任されておりました渡邉幸雄氏から、本年10月29日付で健康上の理由から退職願いが提出をされ、やむなく11月30日付をも

って退職することを承認をいたしました。

後任には、一條70番地の髙橋正明氏を選任したく、議会の同意を求めるもので、任期は地方自治法第197条の規定に基づき、選任の日から４年となります。

髙橋氏は株式会社静岡銀行各支店長や静銀信用保証株式会社代表取締役社長を歴任されるなど、監査委員としてまさに適任者であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第102号　南伊豆町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第102号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発言の取り消しについて

○議長（梅本和熙君）　議事・発言の取り消しについてを議題とします。

６番議員、稲葉勝男君から、12月６日の一般質問「観光立町における石廊崎の位置づけは」の質問における発言について、町当局からの申し出により「５月29日の東京高等裁判所での」から「町のほうが試算している額」までについては取り消したい旨の申し出がありましたので、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、稲葉勝男君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

ここで、第２常任委員会委員長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○第２常任委員長（谷　　正君）　先ほどの第１常任委員会委員長の報告並びに第２常任委員会の報告についての件でございますが、訂正をお願いしたいと思います。

内容につきましては、説明のために出席した町当局職員という欄の中で、昨日の第１常任委員会、第２常任委員会に教育長がご出席をしておりましたが、第１常任委員会報告、第２常任委員会報告ともに教育長のお名前が抜けておりました。これについて現時点で教育長のお名前をここに訂正記載をお願いをしたいと思います。教育長にはまことに申しわけございませんでした。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　続きまして、第１常任委員会委員長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○第１常任委員長（清水清一君）　第１常任委員会委員長の清水でございます。

第１常任委員会の委員会審査報告書をちょっと出していただきたいと思います。

それで、休憩中にちょっと遺漏があるという話がございましたので、その遺漏について修正を皆様に願いたいと思います。

まず最初の問、広報の広というところは漢字を間違えていました。「公」という字でございます。広報の原稿は手書きでもパソコンによる、この後に「入力」という言葉を入れていただきます。「パソコン入力」という言葉にしていただきたいと思います。によるデータでなくて、「データ」を消していただいて「もの」でもよいのかということで、ここを続けて読まさせていただきます。

「広報の原稿は手書きでもパソコン入力によるものでもよいのか」に訂正していただきた

いと思います。

答えのほうでございます。手書きでもデータ、この「データ」という言葉を消していただきたいと思います。かわりに「パソコン入力」という言葉を入れて、「パソコン入力のものでもよいが、プリントした」、この「プリントした」を消していただきたいと思います。

「原稿も」の「も」を消していただきたいと思います。「も」のかわりに「を提出して」。続けて読まさせていただきます。「手書きでもパソコン入力のものでもよいが、原稿を提出してほしい」というふうに訂正していただきたいと思います。

次の欄がありまして、「事前審査時内容を確認するのか」の答えのところでございます。前もって確認したい。内容を校正はしない方向である、方向ではなくて、方向はないということで、まず訂正をしないということでございますので、この「方向である」を消していただきたいという形でございます。という形で、委員長報告のほうがちょっと遺漏等、勘違い等がございましたので修正を願います。

また、もう一つ誤字もございました。３つ目の質問の中に、「広報」という字の「広い」になっていますけれども「公」の字に直しておいていただきたいと思います。修正を願います。

以上、報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（梅本和熙君）　日程第18、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事件目は終了したので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成24年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会　午前　１１時３６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　清　水　清　一

署名議員　　齋　藤　　要